

令和7年6月

郡山市議会定例会議案

目 次

議案第75号	令和7年度郡山市一般会計補正予算（第2号）	4
議案第76号	令和7年度郡山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	61
議案第77号	令和7年度郡山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	73
議案第78号	令和7年度郡山市介護保険特別会計補正予算（第1号）	82
議案第79号	郡山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例	96
議案第80号	郡山市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例	98
議案第81号	郡山市税条例の一部を改正する条例	105
議案第82号	郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	112
議案第83号	郡山市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例	119
議案第84号	郡山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	122
議案第85号	郡山市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例	125
議案第86号	郡山市上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	127
議案第87号	工事請負契約について	129
議案第88号	工事請負契約について	130
議案第89号	工事請負契約について	131
議案第90号	工事請負契約について	132
議案第91号	工事請負契約について	133
議案第92号	財産の取得について	134
議案第93号	財産の取得について	135
議案第94号	財産の取得について	136
議案第95号	財産の取得について	137
議案第96号	財産の処分について	139
議案第97号	福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について	140

議案第98号	専決処分承認を求めることについて	141
報告第2号	専決処分事項の報告について	353
報告第3号	令和6年度郡山市一般会計継続費繰越計算書	360
報告第4号	令和6年度郡山市一般会計繰越明許費繰越計算書	361
報告第5号	令和6年度郡山市一般会計事故繰越し繰越計算書	363
報告第6号	令和6年度郡山市県中都市計画伊賀河原土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書	364
報告第7号	令和6年度郡山市県中都市計画徳定土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書	365
報告第8号	令和6年度郡山市県中都市計画大町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書	366
報告第9号	令和6年度郡山市工業団地開発事業特別会計継続費繰越計算書	367
報告第10号	令和6年度郡山市工業団地開発事業特別会計事故繰越し繰越計算書	368
報告第11号	令和6年度郡山市水道事業会計継続費繰越計算書	369
報告第12号	令和6年度郡山市水道事業会計予算繰越計算書	370
報告第13号	令和6年度郡山市下水道事業会計継続費繰越計算書	371
報告第14号	令和6年度郡山市下水道事業会計予算繰越計算書	372

令和7年度郡山市一般会計補正予算（第2号）

令和7年度郡山市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,876,590千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142,438,794千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第3表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表地方債補正」による。

令和7年6月13日提出

郡山市長 椎根健雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
16 使用料及び手数料		2,456,437	4,930	2,461,367
	1 使用料	1,443,775	4,930	1,448,705
17 国庫支出金		26,165,165	99,154	26,264,319
	2 国庫補助金	6,400,863	99,154	6,500,017
18 県支出金		11,093,086	674	11,093,760
	2 県補助金	3,897,867	674	3,898,541
19 財産収入		221,459	326,400	547,859
	1 財産運用収入	119,511	4,400	123,911
	2 財産売払収入	101,948	322,000	423,948
20 寄附金		198,811	301,548	500,359
	1 寄附金	198,811	301,548	500,359
21 繰入金		8,303,001	247,828	8,550,829
	2 基金繰入金	7,961,276	247,828	8,209,104
23 諸収入		4,171,059	107,656	4,278,715
	5 雑入	1,056,936	107,656	1,164,592
24 市債		6,867,500	788,400	7,655,900
	1 市債	6,867,500	788,400	7,655,900
歳 入	合 計	140,562,204	1,876,590	142,438,794

一般会計

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		13,438,098	465,555	13,903,653
	1 総務管理費	7,999,594	378,243	8,377,837
	2 徴税費	3,339,742	72,762	3,412,504
	3 戸籍住民基本台帳費	1,384,760	14,550	1,399,310
3 民生費		57,406,180	153,681	57,559,861
	1 社会福祉費	3,737,960	15,973	3,753,933
	2 心身障害者福祉費	7,861,936	14,384	7,876,320
	3 老人福祉費	10,918,776	42,774	10,961,550
	4 児童福祉費	29,036,045	79,821	29,115,866
	5 生活保護費	5,825,542	729	5,826,271
4 衛生費		11,555,518	14,213	11,569,731
	1 保健衛生費	6,458,365	14,213	6,472,578
6 農林水産業費		3,675,707	409,660	4,085,367
	1 農業費	3,296,097	406,027	3,702,124
	2 林業費	379,610	3,633	383,243
7 商工費		6,009,466	63,643	6,073,109
	1 商工費	6,009,466	63,643	6,073,109
8 土木費		19,233,227	1,098,663	20,331,890
	2 道路橋りょう費	5,672,234	223,602	5,895,836
	3 河川費	1,048,022	670,828	1,718,850
	4 都市計画費	10,937,600	166,509	11,104,109
	5 住宅費	1,057,344	37,724	1,095,068
9 消防費		3,932,748	12,239	3,944,987
	1 消防費	3,932,748	12,239	3,944,987
10 教育費		15,432,745	116,539	15,549,284

一般会計

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 小中学校費	9,443,274	89,354	9,532,628
	3 社会教育費	3,833,922	△28,936	3,804,986
	4 保健体育費	1,404,899	56,121	1,461,020
11 災害復旧費		29,938	4,477	34,415
	2 公共土木施設災害復旧費	7,537	4,477	12,014
14 予備費		753,867	△462,080	291,787
	1 予備費	753,867	△462,080	291,787
歳	出	合	計	
		140,562,204	1,876,590	142,438,794

一般会計

第 2 表 継 続 費 補 正
(変更)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年 割 額	総 額	年度	年 割 額
10 教育費	3 社会教育費	開成館改修事業	千円 820,500	5	千円 0	千円 820,500	5	千円 0
				6	68,468	6	68,468	
				7	222,102	7	123,420	
				8	222,102	8	205,711	
				9	222,102	9	185,130	
				10	85,726	10	237,771	

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
11 災害復旧費	3 文教施設災害復旧費	開成館災害復旧工事	千円 147,500	5	千円 0	千円 147,500	5	千円 0
				6	21,697		6	21,697
				7	11,553		7	11,553
				8	11,553		8	34,859
				9	11,553		9	31,383
				10	91,144		10	48,008

第 3 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
7 商工費	1 商工費	郡山ユラックス熱海長寿命化事業	千円 253,971

第 4 表 債務負担行為補正
(追加)

事 項	期 間	限 度 額
マイナンバーカード受付事務 A I 活用事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	千円 1,584
特定教育・保育施設等給付費申請システムサービス使用料 (令和 7 年度分)	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	40
日本遺産 R P G アプリ制作業務委託料	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	2,288
中学校給食センター整備・運営事業 (P F I 事業)	令和 7 年度から 令和 25 年度まで	14,132,083 千円に金利変動、物価変動、税制度変更 及び需要変動に伴う増減額を加算した額
中学校高速プリンタ賃借料 (令和 7 年度分)	令和 7 年度から 令和 12 年度まで	46,118

第 5 表 地 方 債 補 正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
戸籍住民基本台帳整備事業	千円 2,400	(1) 借入方法 普通貸借又は債券発行債券の発行価格は、市長が定める。 (2) 借入資金 政府資金その他	5.00%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から30年以内 (うち据置5年以内)の期間において資金の融通条件並びに市長の定めるところにより償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は低利債に借換えをすることができるものとする。
公共交通対策事業	42,700			
公共土木施設災害復旧事業	4,400			
合 計	49,500			

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業農村整備事業	千円 206,500		%		千円 272,600		%	

一般会計

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
観光振興施設整備事業	千円 725,700		%		千円 741,700		%	
道路整備事業	2,139,900				2,197,000			
河川整備事業	489,500				1,147,100			
学校教育施設等整備事業	1,441,200				1,446,600			
社会教育施設整備事業	161,300				98,000			
合 計	6,867,500				7,606,400			

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	53,770,839	0	53,770,839
2 地方譲与税	1,278,980	0	1,278,980
3 利子割交付金	27,183	0	27,183
4 配当割交付金	179,400	0	179,400
5 株式等譲渡所得割交付金	126,707	0	126,707
6 法人事業税交付金	949,225	0	949,225
7 地方消費税交付金	8,690,173	0	8,690,173
8 ゴルフ場利用税交付金	17,080	0	17,080
9 特別地方消費税交付金	1	0	1
10 環境性能割交付金	97,707	0	97,707
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金	3,216	0	3,216
12 地方特例交付金	379,223	0	379,223
13 地方交付税	13,508,000	0	13,508,000
14 交通安全対策特別交付金	43,000	0	43,000
15 分担金及び負担金	414,952	0	414,952
16 使用料及び手数料	2,456,437	4,930	2,461,367
17 国庫支出金	26,165,165	99,154	26,264,319
18 県支出金	11,093,086	674	11,093,760
19 財産収入	221,459	326,400	547,859
20 寄附金	198,811	301,548	500,359
21 繰入金	8,303,001	247,828	8,550,829
22 繰越金	1,600,000	0	1,600,000
23 諸収入	4,171,059	107,656	4,278,715
24 市債	6,867,500	788,400	7,655,900
歳入合計	140,562,204	1,876,590	142,438,794

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 議会費	673,930	0	673,930				
2 総務費	13,438,098	465,555	13,903,653	23,587	2,400	408,945	30,623
3 民生費	57,406,180	153,681	57,559,861	51,847		45,908	55,926
4 衛生費	11,555,518	14,213	11,569,731	4,300		9,098	815
5 労働費	123,604	0	123,604	8,518			△8,518
6 農林水産業費	3,675,707	409,660	4,085,367	8,559	66,100	304,242	30,759
7 商工費	6,009,466	63,643	6,073,109	16,802	16,000	1,315	29,526
8 土木費	19,233,227	1,098,663	20,331,890	3,535	757,400	95,091	242,637
9 消防費	3,932,748	12,239	3,944,987				12,239
10 教育費	15,432,745	116,539	15,549,284	△17,320	△57,900	59,237	132,522
11 災害復旧費	29,938	4,477	34,415		4,400		77
12 公債費	8,297,175	0	8,297,175				
13 諸支出金	1	0	1				
14 予備費	753,867	△462,080	291,787				△462,080
歳出合計	140,562,204	1,876,590	142,438,794	99,828	788,400	923,836	64,526

2 歳入

(款) 16 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
9 教育使用料	81,199	4,930	86,129	2 社会教育使用料	4,930	博物館企画展観覧料 4,930
計	1,443,775	4,930	1,448,705			

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	1,443,507	23,587	1,467,094	1 総務管理費国庫補助金	824	地方経済生活環境創生交付金 824
				3 戸籍住民基本台帳費国庫補助金	22,763	社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金 22,763
2 民生費国庫補助金	1,353,778	47,639	1,401,417	1 社会福祉費国庫補助金	3,773	地方経済生活環境創生交付金 3,773
				2 心身障害者福祉費国庫補助金	366	地域生活支援事業費等国庫補助金 366
				4 児童福祉費国庫補助金	43,136	子ども・子育て支援交付金 297 保育対策総合支援事業費国庫補助金 14,073 地域少子化対策重点推進交付金 28,766

16款 使用料及び手数料

17款 国庫支出金

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金				5 生活保護費 国庫補助金	364	生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金 364
4 農林水産業費国庫 補助金	6,916	0	6,916	1 農業費国庫 補助金	0	デジタル田園都市国家構想交付金 △ 2,778 地方経済生活環境創生交付金 2,778
5 商工費国庫補助金	19,874	14,315	34,189	1 商工費国庫 補助金	14,315	地方経済生活環境創生交付金 14,315
6 土木費国庫補助金	2,830,595	3,535	2,834,130	4 都市計画費 国庫補助金	2,535	地方経済生活環境創生交付金 2,535
				5 住宅費国庫 補助金	1,000	社会資本整備総合交付金 1,000
8 教育費国庫補助金	434,592	1,560	436,152	1 教育総務費 国庫補助金	63	教育支援体制整備事業費国庫補助金 63
				2 小中学校費 国庫補助金	1,497	地方経済生活環境創生交付金 1,497
				4 保健体育費 国庫補助金	0	デジタル田園都市国家構想交付金 △ 22,631 地方経済生活環境創生交付金 22,631
9 労働費国庫補助金	0	8,518	8,518	1 労働諸費国 庫補助金	8,518	社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付 金 5,318 地方経済生活環境創生交付金 3,200
計	6,400,863	99,154	6,500,017			

17款 国庫支出金

(款) 18 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県補助金	2,351,997	4,208	2,356,205	2 心身障害者福祉費県補助金	183	地域生活支援事業費等県補助金 183
				3 老人福祉費県補助金	△ 314	地域医療介護総合確保基金事業費県補助金 △ 314
				4 児童福祉費県補助金	4,339	子ども・子育て支援県交付金 297 住宅セーフティネット促進補助事業費県補助金 4,042
3 衛生費県補助金	218,522	4,300	222,822	1 保健衛生費県補助金	4,300	妊婦にやさしい遠方出産支援事業費県補助金 124 生殖補助医療交通費支援事業県補助金 4,176
4 農林水産業費県補助金	645,491	8,559	654,050	1 農業費県補助金	8,559	大雪農業災害特別対策事業費県補助金 8,559
5 商工費県補助金	2,953	2,487	5,440	1 商工費県補助金	2,487	地域創生総合支援事業費県補助金 2,487
7 教育費県補助金	35,345	△ 18,880	16,465	2 社会教育費県補助金	△ 18,880	指定文化財保存活用事業費県補助金 △ 18,880
計	3,897,867	674	3,898,541			

18款 県支出金

(款) 19 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 利子及び配当金	57,718	4,400	62,118	1 利子及び配当金	4,400	公共施設等総合管理基金利子 241 福祉基金利子 755 東山霊園管理基金利子 3,404
計	119,511	4,400	123,911			

(款) 19 財産収入

(項) 2 財産売払収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 不動産売払収入	2	322,000	322,002	1 土地売払収入	322,000	市有地売払収入 322,000
計	101,948	322,000	423,948			

(款) 20 寄附金

(項) 1 寄附金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 民生費寄附金	2	49	51	2 児童福祉費寄附金	49	子育て支援推進寄附金 49

19款 財産収入

20款 寄附金

(款) 20 寄附金

(項) 1 寄附金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 教育費寄附金	2	1,499	1,501	1 小中学校費寄附金	499	奨学資金給与費寄附金 499
				3 保健体育費寄附金	1,000	地方創生応援寄附金 1,000
7 農林水産業費寄附金	0	300,000	300,000	1 農業費寄附金	300,000	農林水産業振興寄附金 300,000
計	198,811	301,548	500,359			

(款) 21 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	5,960,000	100,000	6,060,000	1 財政調整基金繰入金	100,000	財政調整基金繰入金 100,000
4 地方創生応援基金繰入金	48,552	21,251	69,803	1 地方創生応援基金繰入金	21,251	地方創生応援基金繰入金 21,251
5 公共施設等総合管理基金繰入金	1,225,625	104,172	1,329,797	1 公共施設等総合管理基金繰入金	104,172	公共施設等総合管理基金繰入金 104,172

20款 寄附金

21款 繰入金

(款) 21 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 すこやか子育て基金繰入金	22,700	1,000	23,700	1 すこやか子育て基金繰入金	1,000	すこやか子育て基金繰入金 1,000
10 森林環境譲与税基金繰入金	72,181	4,242	76,423	1 森林環境譲与税基金繰入金	4,242	森林環境譲与税基金繰入金 4,242
14 福祉基金繰入金	0	7,671	7,671	1 福祉基金繰入金	7,671	福祉基金繰入金 7,671
15 高齢化社会対策基金繰入金	0	3,184	3,184	1 高齢化社会対策基金繰入金	3,184	高齢化社会対策基金繰入金 3,184
16 東山霊園管理基金繰入金	0	4,671	4,671	1 東山霊園管理基金繰入金	4,671	東山霊園管理基金繰入金 4,671
17 文化スポーツ振興基金繰入金	0	1,637	1,637	1 文化スポーツ振興基金繰入金	1,637	文化スポーツ振興基金繰入金 1,637
計	7,961,276	247,828	8,209,104			

21款 繰入金

(款) 23 諸収入
(項) 5 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 雑入	1,056,647	107,656	1,164,303	1 実費徴収金	794	博物館図録等売払収入 794
				2 雑入	106,862	デジタル基盤改革支援補助金 98,847 一般財団法人自治体国際化協会助成金 △ 735 みらいを描く市町村等支援事業助成金 3,250 新市町村振興宝くじ交付金 2,000 コミュニティ事業助成金 2,500 負担金補助及び交付金過年度返還金 1,000
計	1,056,936	107,656	1,164,592			

(款) 24 市債
(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 総務債	170,300	2,400	172,700	2 戸籍住民基本台帳債	2,400	戸籍住民基本台帳整備事業債 2,400
5 農林水産業債	230,300	66,100	296,400	1 農業債	66,100	農業農村整備事業債 66,100
6 商工債	725,700	16,000	741,700	1 商工債	16,000	観光振興施設整備事業債 16,000
7 土木債	3,313,600	757,400	4,071,000	1 道路橋りょう債	57,100	道路整備事業債 57,100
				2 河川債	657,600	河川整備事業債 657,600
				3 都市計画債	42,700	公共交通対策事業債 42,700

23款 諸収入

24款 市債

(款) 24 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
9 教育債	1,642,700	△ 57,900	1,584,800	1 小中学校債	5,400	小学校教育施設等整備事業債 5,400
				2 社会教育債	△ 63,300	社会教育施設整備事業債 △ 63,300
10 災害復旧債	11,500	4,400	15,900	7 公共土木施設災害復旧債	4,400	道路橋りょう災害復旧事業債 4,400
計	6,867,500	788,400	7,655,900			

24款 市債

3 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 総務法務費	835,042	3,860	838,902	一般財源 3,860	10 需用費	28	◎保存文書費 2,810
					12 委託料	54	◎庁舎費 1,050
					13 使用料及び賃借料	1,050	
					17 備品購入費	2,728	
6 政策開発費	283,221	9,447	292,668	特定財源 750	12 委託料	8,697	◎地方創生費 750
				その他 750	22 償還金利子及び割引料	750	○移住・定住促進事業費★ 750
				一般財源 8,697			◎連携中枢都市圏推進費 8,697
特定財源の内訳 (他) 負担金補助及び交付金過年度返還金 750							○連携中枢都市圏推進事業費 8,697
7 情報政策費	1,827,875	29,565	1,857,440	特定財源 26,983	10 需用費	382	◎情報政策推進事業費 2,582
				その他 26,983	12 委託料	29,183	○デジタルファースト推進事業費★ 2,200
				一般財源 2,582			○ICTを活用した働き方改革推進事業費★ 382
				特定財源の内訳 (他) デジタル基盤改革支援補助金 26,983			
8 広聴広報費	304,323	1,254	305,577	一般財源 1,254	12 委託料	1,254	◎広聴広報費 1,254

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
8 広聴広報費							○ウェブ等情報発信事業費★ 1,254
10 財産管理費	384,557	330,266	714,823	特定財源 322,241	12 委託料 8,024	322,242	◎財産管理費 8,024
				その他 322,241	24 積立金		○旧豊田貯水池利活用事業費★ 8,024
				一般財源 8,025			◎公共施設等総合管理基金費 322,242
特定財源の内訳							
(他) 公共施設等総合管理基金利子 241							
(他) 市有地売払収入 322,000							
12 市民協働推進費	279,304	△194	279,110	特定財源 2,500	11 役務費 △2,694	2,500	◎市民協働推進事業費 △2,694
				その他 2,500	18 負担金補助及び交付金		○協働のまちづくり推進事業費★ △2,694
				一般財源 △2,694			◎自治振興費 2,500
特定財源の内訳							
(他) コミュニティ事業助成金 2,500							
13 ダイバーシティ推進費	176,334	2,966	179,300	特定財源 2,024	7 報償費 37	1,586	◎若者参加支援事業費 1,744
				国・県 824	8 旅費 234		○Z世代職員アイデア創出事業費★ 158
				その他 1,200	11 役務費 1,109		
				一般財源 942	12 委託料 1,586		○Z世代地域活躍推進事業費★ 1,586

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
13 ダイバーシ ティ推進費	特定財源の内訳						◎国際化推進費 1,222
				(国) 地方経済生活環境創生交付金 824			○多文化共生推進事 業費★ 1,222
				(他) 一般財団法人自治体国際化協会助成金 1,200			
14 市民安全費	256,163	1,079	257,242	一般財源 1,079	10 需用費 80		◎消費生活センター費 1,079
					17 備品購入費 999		
計	7,999,594	378,243	8,377,837	特定財源 354,498 国・県 824 その他 353,674 一般財源 23,745			

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税费

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 市民税费	816,953	35,200	852,153	特定財源 32,450 その他 32,450 一般財源 2,750	12 委託料	35,200	◎税総合システム運用 事業費 35,200
	特定財源の内訳						
				(他) デジタル基盤改革支援補助金 32,450			

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税费

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明
						区分	金額	
3 徴收费	619,846	37,562	657,408	特定財源	22,821	12 委託料	37,562	◎徴收费 37,562
				その他	22,821			
				一般財源	14,741			
	特定財源の内訳							
	(他) デジタル基盤改革支援補助金				22,821			
計	3,339,742	72,762	3,412,504	特定財源	55,271			
				その他	55,271			
				一般財源	17,491			

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明
						区分	金額	
1 戸籍住民基本台帳費	1,384,698	13,200	1,397,898	特定財源	25,163	12 委託料	13,200	◎戸籍事務費 8,822
				国・県	22,763			◎住民基本台帳費 836
				市債	2,400			◎マイナンバーカード事務費 3,542
				一般財源	△11,963			

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 戸籍住民基本台帳費	特定財源の内訳 (国) 社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金 (市債) 戸籍住民基本台帳整備事業債			22,763 2,400			
2 住居表示整備費	62	1,350	1,412	一般財源 1,350	14 工事請負費	1,350	◎住居表示事務費 1,350
計	1,384,760	14,550	1,399,310	特定財源 25,163 国・県 22,763 市債 2,400 一般財源 △10,613			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 社会福祉総務費	885,456	15,973	901,429	特定財源 12,199 国・県 3,773 その他 8,426 一般財源 3,774	12 委託料	7,546	◎地域福祉推進事業費 0
					24 積立金	8,427	○福祉のまちづくり事業費★ 0
							◎重層的支援体制整備推進事業費 7,546

2款 総務費

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 社会福祉総務費	特定財源の内訳						○福祉まるごと支援事業費★
				(国) 地方経済生活環境創生交付金	3,773		7,546
				(他) 福祉基金利子	755		
				(他) 福祉基金繰入金	7,671		◎福祉基金費
計	3,737,960	15,973	3,753,933	特定財源	12,199		
				国・県	3,773		
				その他	8,426		
				一般財源	3,774		

(款) 3 民生費

(項) 2 心身障害者福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 障害福祉費	7,653,847	14,384	7,668,231	特定財源	6,879	10 需用費	372	◎障害者福祉総務費	13,651
				国・県	549	11 役務費	11	◎障害者福祉推進事業費	733
				その他	6,330	12 委託料	12,655		
				一般財源	7,505	13 使用料及び賃借料	996	○ふれあいピック大会開催事業費★	350
	特定財源の内訳					18 負担金補助及び交付金	350		
				(国) 地域生活支援事業費等国庫補助金	366				
				(県) 地域生活支援事業費等県補助金	183				

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 2 心身障害者福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 障害福祉費	(他) デジタル基盤改革支援補助金			6,330			
計	7,861,936	14,384	7,876,320	特定財源 6,879 国・県 549 その他 6,330 一般財源 7,505			

(款) 3 民生費

(項) 3 老人福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 健康長寿費	1,295,227	25,330	1,320,557	特定財源 20,863	10 需用費	17,680	◎生きがい対策事業費 0
				その他 20,863	11 役務費	19	○高齢者の生きがいと健康づくり事業費
				一般財源 4,467	17 備品購入費	4,422	★ 0
					24 積立金	3,184	○長寿社会対策推進事業費★ 0
					26 公課費	25	◎老人デイサービス費 22,146
	特定財源の内訳						◎高齢化社会対策基金費 3,184
				(他) 公共施設等総合管理基金繰入金 17,679			
				(他) 高齢化社会対策基金繰入金 3,184			

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 3 老人福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
3 介護保険事業費	4,706,157	11,856	4,718,013	特定財源	8,926	12 委託料	1,720	◎介護保険事業費	12,170
				国・県	△314	18 負担金補助 及び交付金	△314	○介護人材確保育成 支援事業費★	1,720
				その他	9,240	27 繰出金	10,450	◎老人福祉施設等整備 補助事業費	△314
				一般財源	2,930			○地域密着型サービ ス拠点整備補助事業 費★	△314
特定財源の内訳									
(県) 地域医療介護総合確保基金事業費県補助金					△314				
(他) デジタル基盤改革支援補助金					9,240				
4 後期高齢者 医療費	4,124,504	5,588	4,130,092	一般財源	5,588	27 繰出金	5,588	◎後期高齢者医療事業 費	5,588
計	10,918,776	42,774	10,961,550	特定財源	29,789				
				国・県	△314				
				その他	30,103				
				一般財源	12,985				

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明				
					区分	金額					
1 こども総務 企画費	1,665,879	47,801	1,713,680	特定財源	29,409	10 需用費	12	◎子育て環境整備費	43,018		
				国・県	29,360	11 役務費	18	○結婚新生活支援事 業費★	43,018		
				その他	49	12 委託料	774	○婚活支援事業費★	0		
				一般財源	18,392	13 使用料及び 賃借料	131	◎すこやか子育て基金 費	49		
				特定財源の内訳				18 負担金補助 及び交付金	43,000	◎放課後児童クラブ費	4,734
				(国) 子ども・子育て支援交付金				297			
				(国) 地域少子化対策重点推進交付金				28,766	22 償還金利子 及び割引料	3,817	
(県) 子ども・子育て支援県交付金				297							
(他) 子育て支援推進寄附金				49	24 積立金	49					
3 こども家庭 費	226,221	0	226,221	特定財源	4,042			◎母子福祉対策費	0		
				国・県	4,042			○母子自立支援事業 費★	0		
特定財源の内訳											
(県) 住宅セーフティネット促進補助事業費県補助金				4,042							

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
4 保育費	13,809,730	32,020	13,841,750	特定財源	15,073	10 需用費	7,660	◎公立保育所費	10,572
				国・県	14,073	12 委託料	1,551	◎民間認可保育所費	15,297
				その他	1,000	13 使用料及び 賃借料	47	○特定教育・保育施 設等補助事業費★	3,600
				一般財源	16,947	14 工事請負費	3,312	○認可保育所等整備 補助事業費★	11,650
						18 負担金補助 及び交付金	19,450	◎認可外保育施設費	6,151
				特定財源の内訳				○認可外保育施設支 援事業費★	5,251
				(国) 保育対策総合支援事業費国庫補助金	14,073				
				(他) すこやか子育て基金繰入金	1,000				
計	29,036,045	79,821	29,115,866	特定財源	48,524				
				国・県	47,475				
				その他	1,049				
				一般財源	31,297				

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 5 生活保護費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 生活保護費	5,825,542	729	5,826,271	特定財源	364	12 委託料	729	◎生活保護事務費	729
				国・県	364				
				一般財源	365				
	特定財源の内訳								
	(国) 生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金				364				
計	5,825,542	729	5,826,271	特定財源	364				
				国・県	364				
				一般財源	365				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
8 母子保健衛生費	872,184	9,541	881,725	特定財源	5,323	12 委託料	1,023	◎母子医療対策事業費	8,352
				国・県	4,300	19 扶助費	8,518	◎母子保健推進活動費	1,189
		その他	1,023						
				一般財源	4,218			○妊娠・出産包括支援事業費★	166
	特定財源の内訳								
	(県) 妊婦にやさしい遠方出産支援事業費県補助金				124				

3款 民生費

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
8 母子保健衛生費	(県) 生殖補助医療交通費支援事業県補助金 (他) デジタル基盤改革支援補助金			4,176 1,023			
9 環境政策費	574,214	4,672	578,886	特定財源 8,075 その他 8,075 一般財源 △3,403	24 積立金	4,672	◎職員給与費 0 ◎東山霊園費 4,672
	特定財源の内訳						
	(他) 東山霊園管理基金利子			3,404			
	(他) 東山霊園管理基金繰入金			4,671			
計	6,458,365	14,213	6,472,578	特定財源 13,398 国・県 4,300 その他 9,098 一般財源 815			

4款 衛生費

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 労働諸費	123,604	0	123,604	特定財源	8,518		◎雇用対策費	0
				国・県	8,518			○多様な働き方支援事業費★
				一般財源	△8,518		○労働情報発信事業費★	0
				特定財源の内訳			○中小企業就労支援事業費★	0
				(国) 社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金	5,318			
				(国) 地方経済生活環境創生交付金	3,200			
計	123,604	0	123,604	特定財源	8,518			
				国・県	8,518			
				一般財源	△8,518			

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
2 農業政策費	485,945	0	485,945				◎農業改良事業費	0
							○豊かな地域農業を担う農家育成事業費★	0
				特定財源の内訳				
				(国) デジタル田園都市国家構想交付金	△2,778			
				(国) 地方経済生活環境創生交付金	2,778			

5款 労働費

6款 農林水産業費

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
3 農業振興費	503,597	320,884	824,481	特定財源	308,559	8 旅費	1,392	◎農業改良事業費	1,750
				国・県	8,559	10 需用費	2,015	○郡山産農産物等販	
				その他	300,000	11 役務費	358	売促進事業費★	1,750
				一般財源	12,325	18 負担金補助及び交付金	17,119	◎農作物災害対策費	17,119
								◎畜産振興センター費	2,015
	特定財源の内訳				24 積立金	300,000	◎農林水産業振興基金費	300,000	
	(県) 大雪農業災害特別対策事業費県補助金				8,559				
	(他) 農林水産業振興寄附金				300,000				
4 農地費	1,029,108	85,143	1,114,251	特定財源	66,710	10 需用費	1,100	◎農道水路等費	84,043
				市債	66,100	12 委託料	4,338	○農道整備事業費★	7,491
				その他	610	14 工事請負費	79,705	○水路整備事業費★	66,154
				一般財源	18,433			◎農村公園費	1,100
	特定財源の内訳								
	(市債) 農業農村整備事業債				66,100				
	(他) 森林環境譲与税基金繰入金				610				
計	3,296,097	406,027	3,702,124	特定財源	375,269				
				国・県	8,559				
				市債	66,100				
				その他	300,610				
				一般財源	30,758				

6款 農林水産業費

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 林業振興費	379,610	3,633	383,243	特定財源	3,632	14 工事請負費	3,633	◎林道費	3,633
				その他	3,632				
				一般財源	1				
	特定財源の内訳								
	(他) 森林環境譲与税基金繰入金				3,632				
計	379,610	3,633	383,243	特定財源	3,632				
				その他	3,632				
				一般財源	1				

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 商工振興費	3,175,553	29,254	3,204,807	特定財源	2,210	8 旅費	187	◎振興事業費	8,757
				国・県	4,145	12 委託料	6,570	○創業・事業承継支援事業費★	4,570
				その他	△1,935	18 負担金補助及び交付金	2,000	○こおりやま中小企業活性化事業費★	4,000
				一般財源	27,044	22 償還金利子及び割引料	20,497	○産業DX推進事業費★	0
				特定財源の内訳					
	(国) 地方経済生活環境創生交付金				4,145				

6款 農林水産業費

7款 商工費

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 商工振興費	(他) 一般財団法人自治体国際化協会助成金			△1,935			○海外交流販路開拓 支援事業費★ 187
							◎金融対策費 20,497 ○中小企業融資制度 事業費★ 20,497
2 観光物産費	1,576,480	26,429	1,602,909	特定財源 22,247	7 報償費 131	◎観光宣伝費 7,066	
				国・県 4,914	8 旅費 2,310	○シティプロモーシ ョン推進事業費★ 3,888	
				市債 16,000	10 需用費 18,155	○日本遺産魅力発信 推進事業費★ 3,178	
				その他 1,333	11 役務費 276	◎観光振興対策事業費 567	
				一般財源 4,182	12 委託料 5,058	○旅行誘客推進事業 費★ 514	
					13 使用料及び 賃借料 369	○都市間等交流推進 事業費★ 53	
					18 負担金補助 及び交付金 130	◎郡山ユラックス熱海 費 17,863	
						○郡山ユラックス熱 海長寿命化事業費★ 17,863	
						◎物産振興費 933	
						○物産振興事業費★ 933	
特定財源の内訳							
(国) 地方経済生活環境創生交付金 2,427							
(県) 地域創生総合支援事業費県補助金 2,487							
(市債) 観光振興施設整備事業債 16,000							
(他) みらいを描く市町村等支援事業助成金 1,333							

7款 商工費

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明					
					区分	金額						
3 産業創出費	1,190,961	7,960	1,198,921	特定財源	9,660	8 旅費	464	◎新事業創出促進事業費 ○産業イノベーション事業費★ ○知的財産活用推進事業費★ ◎企業誘導費 ○企業誘致活動事業費★				
				国・県	7,743	10 需用費	98		2,138			
				その他	1,917	11 役務費	55		138			
				一般財源	△1,700	12 委託料	5,000		2,000			
				特定財源の内訳					13 使用料及び賃借料	343	5,822	
				(国) 地方経済生活環境創生交付金					7,743	18 負担金補助及び交付金	2,000	5,822
				(他) 未来を描く市町村等支援事業助成金					1,917			5,822
計	6,009,466	63,643	6,073,109	特定財源	34,117							
				国・県	16,802							
				市債	16,000							
				その他	1,315							
				一般財源	29,526							

7款 商工費

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
2 建築指導費	321,739	0	321,739	特定財源	△492		◎職員給与費
				その他	△492		
				一般財源	492		
	特定財源の内訳						
	(他) 宅地造成等工事許可申請手数料				△492		
計	518,027	0	518,027	特定財源	△492		
				その他	△492		
				一般財源	492		

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 道路建設費	1,572,048	5,000	1,577,048	一般財源	5,000	18 負担金補助及び交付金	◎道路費 5,000
							○私道整備補助事業費★ 5,000

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
2 道路維持費	3,922,574	218,602	4,141,176	特定財源	57,726	12 委託料	160,437	◎道路費	86,170
				市債	57,100	14 工事請負費	58,165	◎地下道費	48,300
				その他	626				
				一般財源	160,876				
	特定財源の内訳								
	(市債) 道路整備事業債				57,100				
	(他) 公共施設等総合管理基金繰入金				626				
計	5,672,234	223,602	5,895,836	特定財源	57,726				
				市債	57,100				
				その他	626				
				一般財源	165,876				

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 3 河川費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 河川費	1,048,022	670,828	1,718,850	特定財源	657,600	11 役務費	1,800	◎河川費 670,828 ○準用河川改修事業費★ 294,300 ○普通河川改修事業費★ 324,660 ○河川台帳電子化促進事業費★ 3,968
				市債	657,600	12 委託料	34,018	
				一般財源	13,228	14 工事請負費	407,700	
						16 公有財産購入費	4,300	
				特定財源の内訳 (市債) 河川整備事業債	657,600	21 補償補填及び賠償金	223,010	
計	1,048,022	670,828	1,718,850	特定財源	657,600			
				市債	657,600			
				一般財源	13,228			

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 開発指導費	97,728	3,087	100,815	特定財源	492	12 委託料	3,087	◎盛土規制許可事務費 3,087
				その他	492			
				一般財源	2,595			
				特定財源の内訳 (他) 宅地造成等工事許可申請手数料	492			

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
2 都市計画費	2,586,237	12,300	2,598,537	一般財源 12,300	7 報償費	365	◎都市計画事務等経費 3,177
					8 旅費	57	◎市街地活性化推進費 9,123
					12 委託料	11,878	○中心市街地活性化 推進事業費★ 9,123
5 公園費	1,168,671	98,509	1,267,180	特定財源 53,900	10 需用費	53,900	◎公園費 98,509
				その他 53,900	12 委託料	13,100	○公園改修費★ 15,109
				一般財源 44,609	14 工事請負費	31,509	○公園整備事業費★ 16,400
				特定財源の内訳 (他) 公共施設等総合管理基金繰入金 53,900			
8 公共交通対策費	342,783	52,613	395,396	特定財源 50,076	12 委託料	5,071	◎総合交通対策費 5,071
				国・県 2,535	14 工事請負費	47,542	◎自転車等駐車場費 47,542
				市債 42,700			
				その他 4,841			
一般財源 2,537							
特定財源の内訳 (国) 地方経済生活環境創生交付金 2,535 (市債) 公共交通対策事業債 42,700 (他) 公共施設等総合管理基金繰入金 4,841							

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
計	10,937,600	166,509	11,104,109	特定財源 104,468 国・県 2,535 市債 42,700 その他 59,233 一般財源 62,041			

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 住宅費	1,057,344	37,724	1,095,068	特定財源 36,724	10 需用費	9,431	◎住宅総務費 2,000
				国・県 1,000	12 委託料	4,901	○空家等対策事業費
			その他 35,724	14 工事請負費	21,392	★	2,000
			一般財源 1,000	18 負担金補助及び交付金	2,000	◎市営住宅費	35,724
特定財源の内訳							
(国) 社会資本整備総合交付金				1,000			
(他) 市営住宅使用料				35,724			

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額内の訳	節		説明
					区分	金額	
計	1,057,344	37,724	1,095,068	特定財源 36,724 国・県 1,000 その他 35,724 一般財源 1,000			

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額内の訳	節		説明
					区分	金額	
1 消防防災費	3,830,668	2,389	3,833,057	一般財源 2,389	11 役務費	389	◎消防施設費 2,389 ○消防力整備事業費 ★ 1,931
					12 委託料	1,542	
					13 使用料及び賃借料	458	
2 水防費	102,080	9,850	111,930	一般財源 9,850	12 委託料	3,850	◎浸水対策推進事業費 9,850 ○浸水対策推進事業費★ 3,850 ○避難案内看板設置事業費★ 6,000
					14 工事請負費	6,000	
計	3,932,748	12,239	3,944,987	一般財源 12,239			

8款 土木費

9款 消防費

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
2 総合教育支援センター費	535,323	0	535,323	特定財源	63		◎総合教育支援センター費 ○幼保小連携推進事業費★
				国・県	63		
				一般財源	△63		0
	特定財源の内訳						
	(国) 教育支援体制整備事業費国庫補助金				63		0
計	750,650	0	750,650	特定財源	63		
				国・県	63		
				一般財源	△63		

(款) 10 教育費

(項) 2 小中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 学校教育推進費	896,115	33,052	929,167	特定財源	499	10 需用費	374	◎学校教育総務費	8,858
				その他	499	11 役務費	539	○学校音楽環境整備	
				一般財源	32,553	17 備品購入費	8,858	事業費★	8,858
						18 負担金補助及び交付金	22,782	◎就学事務費	913
						24 積立金	499	◎学校全国大会参加支援事業費	22,782
	特定財源の内訳								
	(他) 奨学資金給与費寄附金				499				

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 2 小中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 学校教育推進費							○小中学校の全国音楽祭参加支援事業費 ★ 21,782 ◎奨学資金費 499
2 学校管理費	5,013,768	6,138	5,019,906	一般財源 6,138	17 備品購入費	6,138	◎小学校管理費 1,779 ○小学校教育環境整備事業費★ 1,779 ◎中学校管理費 4,359 ○中学校教育環境整備事業費★ 4,359
3 学校施設費	2,701,233	10,992	2,712,225	特定財源 6,000 市債 5,400 その他 600 一般財源 4,992	12 委託料	10,992	◎小学校施設費 10,097 ○小学校施設環境整備事業費★ 6,000 ◎教職員住宅管理費 895
	特定財源の内訳						
	(市債) 小学校教育施設等整備事業債			5,400			
	(他) 公共施設等総合管理基金繰入金			600			
4 教育研修センター費	832,158	39,172	871,330	特定財源 1,497 国・県 1,497 一般財源 37,675	13 使用料及び賃借料	39,172	◎教育のDX推進費 39,172 ○教育のDX推進事業費★ 39,172

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 2 小中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
4 教育研修センター費	特定財源の内訳 (国) 地方経済生活環境創生交付金			1,497			
計	9,443,274	89,354	9,532,628	特定財源 7,996 国・県 1,497 市債 5,400 その他 1,099 一般財源 81,358			

(款) 10 教育費

(項) 3 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 生涯学習費	1,366,732	16,679	1,383,411	一般財源 16,679	7 報償費	24	◎ハタチのつどい費 11,323 ○ハタチのつどい開催事業費★ 11,323 ◎公民館費 5,356
					8 旅費	7	
					10 需用費	7,383	
					11 役務費	373	
					12 委託料	8,258	
					17 備品購入費	634	
2 図書館費	508,419	291	508,710	一般財源 291	13 使用料及び賃借料	291	◎図書館費 291

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 3 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明					
					区分	金額						
3 文化振興費	1,448,354	△93,484	1,354,870	特定財源	△78,543	8 旅費	63	◎振興事業費	0			
				国・県	△18,880	10 需用費	227	○文化団体支援事業				
				市債	△63,300	12 委託料	2,000	費★	0			
				その他	3,637	14 工事請負費	△98,682	◎音楽活動推進費	2,500			
				一般財源	△14,941	17 備品購入費	770	○音楽文化芸術振興				
						18 負担金補助及び交付金	500	事業費★	2,500			
				特定財源の内訳						◎ふれあい科学館費	63	
				(県) 指定文化財保存活用事業費県補助金				△18,880	24 積立金	1,638	◎開成館費	△98,682
				(市債) 社会教育施設整備事業債				△63,300			◎文化財保護費	997
				(他) 文化スポーツ振興基金利子				655			◎文化スポーツ振興基金費	1,638
(他) 文化スポーツ振興基金繰入金				982								
(他) 新市町村振興宝くじ交付金				2,000								
4 美術館費	324,272	26,527	350,799	特定財源	26,526	12 委託料	26,527	◎美術館費	26,527			
				その他	26,526							
特定財源の内訳												
(他) 公共施設等総合管理基金繰入金				26,526								

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 3 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
5 博物館費	186,145	21,051	207,196	特定財源	5,724	7 報償費	16	◎博物館費 21,051 ○博物館企画展等活動推進事業費★ 18,279 ○博物館DX推進事業費★ 660
				その他	5,724	8 旅費	462	
				一般財源	15,327	10 需用費	325	
						11 役務費	129	
						12 委託料	20,000	
						13 使用料及び賃借料	119	
	特定財源の内訳							
				(他) 博物館企画展観覧料	4,930			
				(他) 博物館図録等売払収入	794			
計	3,833,922	△28,936	3,804,986	特定財源	△46,293			
				国・県	△18,880			
				市債	△63,300			
				その他	35,887			
				一般財源	17,357			

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 4 保健体育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明			
						区分	金額				
1 スポーツ振 興費	1,404,899	56,121	1,461,020	特定財源	22,251	8 旅費	442	◎社会体育振興費 49,432 ○スポーツ団体等支 援事業費★ 0 ○スポーツ事業開催 ・助成事業費★ 5,156 ○東京2020オリ ンピック・パラリン ピックレガシー継承 事業費★ 0 ○こおりやまスポー ツイノベーション事 業費★ 44,276 ◎スポーツ推進委員会 費 1,397 ◎体育館費 1,856 ◎運動場費 3,436			
				その他	22,251	10 需用費	3,047				
				一般財源	33,870	11 役務費	256				
						12 委託料	37,804				
						17 備品購入費	9,672				
						18 負担金補助 及び交付金	4,900				
				特定財源の内訳							
				(国) デジタル田園都市国家構想交付金					△22,631		
				(国) 地方経済生活環境創生交付金					22,631		
				(他) 文化スポーツ振興基金利子					△655		
(他) 地方創生応援寄附金				1,000							
(他) 地方創生応援基金繰入金				21,251							
(他) 文化スポーツ振興基金繰入金				655							
計	1,404,899	56,121	1,461,020	特定財源	22,251						
				その他	22,251						
				一般財源	33,870						

10款 教育費

(款) 11 災害復旧費

(項) 2 公共土木施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 道路橋りょう災害復旧費	2,036	4,477	6,513	特定財源	4,400	14 工事請負費	4,477	◎令和7年発生災害復旧費 4,477
				市債	4,400			
				一般財源	77			
	特定財源の内訳							
	(市債) 道路橋りょう災害復旧事業債				4,400			
計	7,537	4,477	12,014	特定財源	4,400			
				市債	4,400			
				一般財源	77			

(款) 14 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	753,867	△462,080	291,787	一般財源	△462,080		
計	753,867	△462,080	291,787	一般財源	△462,080		

11款 災害復旧費

14款 予備費

継続費調書

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み
及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(変更)

(単位 千円、%)

款	項	事業名	全 体 計 画					前々年度 末までの 支出額	前年度末 までの支出 (見込)額	当該年度 支出 予定額	当該年度 末までの 支出予定額	翌年度 以降支出 予定額	継続費の 総額に 対する 進捗率	
			年 度	年 割 額		左 の 財 源 内 訳								
						特 定 財 源								
				国県支出金	市 債	そ の 他	一般財源							
10教育費	3 社会教 育費	開成館改修事 業	5	0									0.0	
			6	68,468	7,400	42,400		18,668		58,940	58,940		7.2	
			7	補正前 の 額	222,102	29,900	132,400		59,802		231,630	231,630		
				補正額	△98,682	△18,880	△63,300		△16,502		△98,682	△98,682		
				補正後 の 額	123,420	11,020	69,100		43,300		132,948	132,948		16.2
			8	補正前 の 額	222,102	29,900	132,400		59,802				222,102	
				補正額	△16,391	△4,100	△17,200		4,909				△16,391	
				補正後 の 額	205,711	25,800	115,200		64,711				205,711	25.1
			9	補正前 の 額	222,102	29,900	132,400		59,802				222,102	
				補正額	△36,972	△6,700	△28,700		△1,572				△36,972	
				補正後 の 額	185,130	23,200	103,700		58,230				185,130	22.5
			10	補正前 の 額	85,726	19,860	30,000		35,866				85,726	
				補正額	152,045	12,540	96,400		43,105				152,045	
				補正後 の 額	237,771	32,400	126,400		78,971				237,771	29.0

(単位 千円、%)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度 未までの 支出額	前年度末 までの支出 (見込)額	当該年度 支出 予定額	当該年度 未までの 支出予定額	翌年度 以降支出 予定額	継続費の 総額に 対する 進捗率	
			年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳			一般財源							
					特 定 財 源										
					国県支出金	市 債	そ の 他								
10教育費	3 社会教 育費	開成館改修事 業	計	補正前 の額	820,500	116,960	469,600		233,940		58,940	231,630	290,570	529,930	
				補正額		△17,140	△12,800		29,940			△98,682	△98,682	98,682	
				補正後 の額	820,500	99,820	456,800		263,880		58,940	132,948	191,888	628,612	100.0

(単位 千円、%)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度 未までの 支出額	前年度末 までの支出 (見込)額	当該年度 支出 予定額	当該年度 未までの 支出予定額	翌年度 以降支出 予定額	継続費の 総額に 対する 進捗率	
			年 度	年 割 額		左 の 財 源 内 訳									
						特 定 財 源		一般財源							
				国県支出金	市 債	そ の 他									
11災害復 旧費	3 文教施 設災害 復旧費	開成館災害復 旧工事	5	0										0.0	
			6	21,697			21,600		97	10,710		10,710		7.3	
			7	11,553			11,500		53		22,540	22,540		15.3	
			8	補正前 の 額	11,553			11,500		53				11,553	
				補正額	23,306			23,300		6				23,306	
				補正後 の 額	34,859			34,800		59				34,859	23.6
			9	補正前 の 額	11,553			11,500		53				11,553	
				補正額	19,830			19,800		30				19,830	
				補正後 の 額	31,383			31,300		83				31,383	21.3
			10	補正前 の 額	91,144			91,100		44				91,144	
				補正額	△43,136			△43,100		△36				△ 43,136	
				補正後 の 額	48,008			48,000		8				48,008	32.5
			計	補正前 の 額	147,500			147,200		300	10,710	22,540	33,250	114,250	
補正額															
補正後 の 額	147,500				147,200		300	10,710	22,540	33,250	114,250	100.0			

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
マイナンバーカード受付事務 A I 活用事業	1,584			令和 7年度 令和 8年度	1,584				1,584
特定教育・保育施設等給付費 申請システムサービス使用料 (令和7年度分)	40			令和 7年度 令和 8年度	40				40
日本遺産RPGアプリ制作業 務委託料	2,288			令和 7年度 令和 8年度	2,288	1,716			572
中学校給食センター整備・運 営事業 (P F I 事業)	14,132,083千 円に金利変動 、物価変動、 税制度変更及 び需要変動に 伴う増減額を 加算した額			令和 7年度 令和25年度	14,132,083千 円に金利変動 、物価変動、 税制度変更及 び需要変動に 伴う増減額を 加算した額	472,000	4,066,800		9,593,283千 円に金利変動 、物価変動、 税制度変更及 び需要変動に 伴う増減額を 加算した額
中学校高速プリンタ賃借料 (令和7年度分)	46,118			令和 7年度 令和12年度	46,118				46,118

一般会計

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額		
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額			
1 普通債	39,605,541	51,084,052	補正前の額	6,856,000	3,829,042	補正前の額	54,111,010
			補正額	784,000		補正額	784,000
			補正後の額	7,640,000		補正後の額	54,895,010
(2) 総務	311,931	1,111,777	補正前の額	170,300	31,837	補正前の額	1,250,240
			補正額	2,400		補正額	2,400
			補正後の額	172,700		補正後の額	1,252,640
(6) 農林水産業	2,779,733	3,915,713	補正前の額	230,300	302,236	補正前の額	3,843,777
			補正額	66,100		補正額	66,100
			補正後の額	296,400		補正後の額	3,909,877
(7) 商工	628,726	1,530,597	補正前の額	725,700	75,154	補正前の額	2,181,143
			補正額	16,000		補正額	16,000
			補正後の額	741,700		補正後の額	2,197,143
(8) 土木	13,884,524	16,739,665	補正前の額	3,075,000	1,281,177	補正前の額	18,533,488
			補正額	757,400		補正額	757,400
			補正後の額	3,832,400		補正後の額	19,290,888
(10) 教育	13,870,335	19,976,214	補正前の額	1,642,700	1,036,144	補正前の額	20,582,770
			補正額	△ 57,900		補正額	△ 57,900
			補正後の額	1,584,800		補正後の額	20,524,870
2 災害復旧債	5,167,762	5,146,003	補正前の額	11,500	127,298	補正前の額	5,030,205
			補正額	4,400		補正額	4,400
			補正後の額	15,900		補正後の額	5,034,605

一般会計

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額		
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額			
(7) 土木	524,233	513,595	補正前の額	0	3,697	補正前の額	509,898
			補正額	4,400		補正額	4,400
			補正後の額	4,400		補正後の額	514,298
合 計	89,800,384	98,068,363	補正前の額	6,867,500	7,799,299	補正前の額	97,136,564
			補正額	788,400		補正額	788,400
			補正後の額	7,655,900		補正後の額	97,924,964

一般会計

令和7年度郡山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和7年度郡山市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ375,742千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,439,540千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月13日提出

郡山市長 椎根健雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		5,168,690	167,716	5,336,406
	1 国民健康保険税	5,168,690	167,716	5,336,406
3 県支出金		19,508,379	83	19,508,462
	1 県補助金	19,508,379	83	19,508,462
4 財産収入		1,600	3,187	4,787
	1 財産運用収入	1,600	3,187	4,787
5 繰入金		3,042,878	△5,244	3,037,634
	2 基金繰入金	250,000	△5,244	244,756
6 繰越金		250,000	210,000	460,000
	1 繰越金	250,000	210,000	460,000
歳入	合計	28,063,798	375,742	28,439,540

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 国民健康保険事業費納付金		7,055,117	156,802	7,211,919
	1 医療給付費分	4,686,568	137,236	4,823,804
	2 後期高齢者支援金等分	1,788,651	15,713	1,804,364
	3 介護納付金分	579,898	3,853	583,751
5 基金積立金		251,601	213,187	464,788
	1 基金積立金	251,601	213,187	464,788
6 諸支出金		49,003	5,753	54,756
	1 償還金及び還付加算金	49,003	5,753	54,756
歳 出	合 計	28,063,798	375,742	28,439,540

国民健康保険特別会計

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	5,168,690	167,716	5,336,406
2 国庫支出金	5,691	0	5,691
3 県支出金	19,508,379	83	19,508,462
4 財産収入	1,600	3,187	4,787
5 繰入金	3,042,878	△5,244	3,037,634
6 繰越金	250,000	210,000	460,000
7 諸収入	86,560	0	86,560
歳入合計	28,063,798	375,742	28,439,540

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	669,813	0	669,813				
2 保険給付費	19,435,711	0	19,435,711				
3 国民健康保険事業費納付金	7,055,117	156,802	7,211,919	83			156,719
4 保健事業費	402,553	0	402,553				
5 基金積立金	251,601	213,187	464,788			3,187	210,000
6 諸支出金	49,003	5,753	54,756				5,753
7 予備費	200,000	0	200,000				
歳出合計	28,063,798	375,742	28,439,540	83		3,187	372,472

国民健康保険特別会計

2 歳入

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 国民健康保険税	5,168,690	167,716	5,336,406	1 医療給付費 分現年課税分	194,060	医療給付費分現年課税分 194,060
				2 後期高齢者 支援金等分 現年課税分	△ 98,714	後期高齢者支援金等分現年課税分 △ 98,714
				3 介護納付金 分現年課税分	△ 9,478	介護納付金分現年課税分 △ 9,478
				4 医療給付費 分滞納繰越分	53,302	医療給付費分滞納繰越分 53,302
				5 後期高齢者 支援金等分 滞納繰越分	23,925	後期高齢者支援金等分滞納繰越分 23,925
				6 介護納付金 分滞納繰越分	4,621	介護納付金分滞納繰越分 4,621
計	5,168,690	167,716	5,336,406			

国民健康保険特別会計

(款) 3 県支出金

(項) 1 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 国民健康保険保険給付費等交付金	19,508,070	83	19,508,153	2 特別交付金	83	特別調整県交付金 4,387 保険者努力支援県交付金 △ 4,304
計	19,508,379	83	19,508,462			

(款) 4 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 利子及び配当金	1,600	3,187	4,787	1 利子及び配当金	3,187	国民健康保険事業財政調整基金利子 3,187
計	1,600	3,187	4,787			

(款) 5 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 国民健康保険事業財政調整基金繰入金	250,000	△ 5,244	244,756	1 国民健康保険事業財政調整基金繰入金	△ 5,244	国民健康保険事業財政調整基金繰入金 △ 5,244

国民健康保険特別会計

(款) 5 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	250,000	△ 5,244	244,756			

(款) 6 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	250,000	210,000	460,000	1 前年度繰越金	210,000	前年度繰越金 210,000
計	250,000	210,000	460,000			

3 歳出

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 医療給付費分	4,686,568	137,236	4,823,804	特定財源 83	18 負担金補助及び交付金	137,236	◎医療給付費分 137,236
				国・県 83			
				一般財源 137,153			
	特定財源の内訳						
				(県) 特別調整県交付金 4,387			
				(県) 保険者努力支援県交付金 △4,304			
計	4,686,568	137,236	4,823,804	特定財源 83			
				国・県 83			
				一般財源 137,153			

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 2 後期高齢者支援金等分

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 後期高齢者支援金等分	1,788,651	15,713	1,804,364	一般財源 15,713	18 負担金補助及び交付金	15,713	◎後期高齢者支援金等分 15,713
計	1,788,651	15,713	1,804,364	一般財源 15,713			

国民健康保険特別会計

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 3 介護納付金分

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 介護納付金分	579,898	3,853	583,751	一般財源 3,853	18 負担金補助及び交付金	3,853	◎介護納付金分 3,853
計	579,898	3,853	583,751	一般財源 3,853			

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 基金積立金	251,601	213,187	464,788	特定財源 3,187 その他 3,187 一般財源 210,000	24 積立金	213,187	◎国民健康保険事業財政調整基金費 213,187
	特定財源の内訳						
	(他) 国民健康保険事業財政調整基金利子			3,187			
計	251,601	213,187	464,788	特定財源 3,187 その他 3,187 一般財源 210,000			

国民健康保険特別会計

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 償還金	3	5,753	5,756	一般財源 5,753	22 償還金 利子及び割引料	5,753	◎県支出金返還金 5,753
計	49,003	5,753	54,756	一般財源 5,753			

令和7年度郡山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和7年度郡山市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,975千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,439,010千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月13日提出

郡山市長 椎根健雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰入金		999,610	5,588	1,005,198
	1 他会計繰入金	999,610	5,588	1,005,198
4 諸収入		44,635	2,387	47,022
	2 償還金及び還付加算金	10,040	2,387	12,427
歳 入	合 計	4,431,035	7,975	4,439,010

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		185,909	5,588	191,497
	2 徴収費	60,378	5,588	65,966
4 諸支出金		10,040	2,387	12,427
	1 償還金及び還付加算金	10,040	2,387	12,427
歳出	合計	4,431,035	7,975	4,439,010

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	3,386,789	0	3,386,789
2 繰入金	999,610	5,588	1,005,198
3 繰越金	1	0	1
4 諸収入	44,635	2,387	47,022
歳入合計	4,431,035	7,975	4,439,010

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	185,909	5,588	191,497			5,588	
2 広域連合納付金	4,229,901	0	4,229,901				
3 保健事業費	5,185	0	5,185				
4 諸支出金	10,040	2,387	12,427			2,387	
歳出合計	4,431,035	7,975	4,439,010			7,975	

2 歳入

(款) 2 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	999,610	5,588	1,005,198	1 事務費繰入金	5,588	事務費繰入金 5,588
計	999,610	5,588	1,005,198			

(款) 4 諸収入

(項) 2 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 保険料還付金	10,000	2,209	12,209	1 保険料払戻金	2,209	保険料払戻金 2,209
2 還付加算金	40	178	218	1 還付加算金	178	還付加算金 178
計	10,040	2,387	12,427			

後期高齢者医療特別会計

3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 2 徴収費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳		節		説明
						区分	金額	
1 徴収費	60,378	5,588	65,966	特定財源	5,588	12 委託料	5,588	◎徴収事務費 5,588
				その他	5,588			
特定財源の内訳 (他) 事務費繰入金					5,588			
計	60,378	5,588	65,966	特定財源	5,588			
				その他	5,588			

(款) 4 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳		節		説明
						区分	金額	
1 保険料還付金	10,000	2,209	12,209	特定財源	2,209	22 償還金利子及び割引料	2,209	◎保険料払戻金 2,209
				その他	2,209			
特定財源の内訳 (他) 保険料払戻金					2,209			
2 還付加算金	40	178	218	特定財源	178	22 償還金利子及び割引料	178	◎還付加算金 178
				その他	178			

後期高齢者医療特別会計

(款) 4 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明
						区分	金額	
2 還付加算金	特定財源の内訳 (他) 還付加算金				178			
計	10,040	2,387	12,427	特定財源	2,387			
				その他	2,387			

令和7年度郡山市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和7年度郡山市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10,450千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,141,513千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月13日提出

郡山市長 椎根健雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		4,386,278	10,450	4,396,728
	1 一般会計繰入金	4,386,278	10,450	4,396,728
歳入	合計	28,131,063	10,450	28,141,513

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		759,044	10,450	769,494
	1 総務管理費	406,992	10,450	417,442
歳出	合計	28,131,063	10,450	28,141,513

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	6,528,236	0	6,528,236
2 国庫支出金	6,034,213	0	6,034,213
3 支払基金交付金	7,285,988	0	7,285,988
4 県支出金	3,892,759	0	3,892,759
5 財産収入	2,912	0	2,912
6 繰入金	4,386,278	10,450	4,396,728
7 繰越金	1	0	1
8 諸収入	676	0	676
歳入合計	28,131,063	10,450	28,141,513

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	759,044	10,450	769,494			10,450	
2 保険給付費	26,076,086	0	26,076,086				
3 地域支援事業費	1,135,757	0	1,135,757				
4 基金積立金	6,037	0	6,037				
5 諸支出金	124,139	0	124,139				
6 予備費	30,000	0	30,000				
歳出合計	28,131,063	10,450	28,141,513			10,450	

2 歳入

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 その他一般会計繰入金	969,456	10,450	979,906	2 事務費繰入金	10,450	事務費繰入金 10,450
計	4,386,278	10,450	4,396,728			

3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明
						区分	金額	
1 一般管理費	406,992	10,450	417,442	特定財源	10,450	12 委託料	10,450	◎一般管理事務費 10,450
				その他	10,450			
	特定財源の内訳 (他)事務費繰入金				10,450			
計	406,992	10,450	417,442	特定財源	10,450			
				その他	10,450			

(予 算 資 料)

1 令和7年度会計別補正予算

(単位 千円)

会 計 名		補正前の額	補 正 額	計
一般会計		140,562,204	1,876,590	142,438,794
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	28,063,798	375,742	28,439,540
	後期高齢者医療特別会計	4,431,035	7,975	4,439,010
	介護保険特別会計	28,131,063	10,450	28,141,513
	公共用地先行取得事業特別会計	5,159	0	5,159
	荒井北井土地区画整理事業特別会計	332	0	332
	富田第二土地区画整理事業特別会計	162,442	0	162,442
	伊賀河原土地区画整理事業特別会計	1,261,654	0	1,261,654
	徳定土地区画整理事業特別会計	411,099	0	411,099
	大町土地区画整理事業特別会計	1,018,025	0	1,018,025
	駐車場事業特別会計	171,449	0	171,449
	郡山駅西口市街地再開発事業特別会計	25,797	0	25,797
	総合地方卸売市場特別会計	934,465	0	934,465
	工業団地開発事業特別会計	811,881	0	811,881
	熱海温泉事業特別会計	537,897	0	537,897
	母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	16,996	0	16,996
	多田野財産区特別会計	9,611	0	9,611
	河内財産区特別会計	20,416	0	20,416

会 計 名		補正前の額	補 正 額	計
特 別 会 計	月形財産区特別会計	955	0	955
	舟津財産区特別会計	26,333	0	26,333
	館財産区特別会計	25,467	0	25,467
	浜路財産区特別会計	814	0	814
	横沢財産区特別会計	11,080	0	11,080
	中野財産区特別会計	3,136	0	3,136
	後田財産区特別会計	2,278	0	2,278
	水道事業会計	14,834,292	0	14,834,292
	簡易水道事業会計	300,743	0	300,743
	下水道事業会計	20,695,034	0	20,695,034
	農業集落排水事業会計	1,306,593	0	1,306,593
	計	103,219,844	394,167	103,614,011
	合 計	243,782,048	2,270,757	246,052,805

2 一般会計歳出補正予算節別一覧表

(単位 千円)

款名 節名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合計
1 報酬															0	2,720,659	2,720,659
2 給料															0	8,319,289	8,319,289
3 職員手当等															0	5,738,464	5,738,464
4 共済費															0	3,527,750	3,527,750
5 災害補償費															0	2,093	2,093
6 恩給及び退職年金															0	970	970
7 報償費		37					131	365		40					573	705,096	705,669
8 旅費		234				1,392	2,961	57		974					5,618	214,489	220,107
9 交際費															0	3,788	3,788
10 需用費		490	25,724			3,115	18,253	63,331		11,356					122,269	5,532,777	5,655,046
11 役務費		△1,585	48			358	331	1,800	389	1,297					2,638	1,001,700	1,004,338
12 委託料		134,760	24,975	1,023		4,338	16,628	232,492	5,392	105,581					525,189	20,089,581	20,614,770
13 使用料及び賃借料		1,050	1,174				712		458	39,582					42,976	2,417,356	2,460,332
14 工事請負費		1,350	3,312			83,338		566,308	6,000	△98,682	4,477				566,103	8,201,283	8,767,386
15 原材料費															0	74,311	74,311
16 公有財産購入費								4,300							4,300	55,182	59,482
17 備品購入費		3,727	4,422							26,072					34,221	504,321	538,542
18 負担金補助及び交付金		2,500	62,486			17,119	4,130	7,000		28,182					121,417	29,205,105	29,326,522
19 扶助費				8,518											8,518	27,536,717	27,545,235
20 貸付金															0	2,831,123	2,831,123
21 補償補填及び賠償金								223,010							223,010	275,547	498,557
22 償還金利子及び割引料		750	3,817				20,497								25,064	8,498,204	8,523,268
23 投資及び出資金															0	1,778,010	1,778,010
24 積立金		322,242	11,660	4,672		300,000				2,137					640,711	175,214	815,925
25 寄附金															0	0	0
26 公課費			25												25	8,962	8,987
27 繰出金			16,038												16,038	10,390,346	10,406,384
予備費														△462,080	△462,080	753,867	291,787
歳出合計		465,555	153,681	14,213		409,660	63,643	1,098,663	12,239	116,539	4,477			△462,080	1,876,590	140,562,204	142,438,794

3 一般会計歳出補正予算性質別分類表

(単位 千円)

款名 性質名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合計
1 人件費															0	20,358,546	20,358,546
うち職員給															0	8,319,289	8,319,289
2 扶助費				8,518											8,518	36,990,516	36,999,034
3 公債費															0	8,297,175	8,297,175
4 物件費		138,642	26,962	1,023		6,088	21,022	204,299	6,239	165,506					569,781	25,689,654	26,259,435
5 維持補修費						11,708		101,732		2,464					115,904	2,082,061	2,197,965
6 補助費等		593	55,011			1,279	24,758	2,365		28,222					112,228	17,329,323	17,441,551
うち補助交付金		2,500	50,800			1,279	2,000	2,000		23,382					81,961	5,553,059	5,635,020
7 積立金		322,242	11,660	4,672		300,000				2,137					640,711	175,214	815,925
8 投資及び出資金															0	1,778,010	1,778,010
9 貸付金															0	2,831,123	2,831,123
10 繰出金			16,038												16,038	10,390,346	10,406,384
11 普通建設事業費		4,078	44,010			90,585	17,863	790,267	6,000	△81,790					871,013	13,732,926	14,603,939
(1)補助事業費			11,336					85,000							96,336	7,542,016	7,638,352
(2)単独事業費		4,078	32,674			90,585	17,863	705,267	6,000	△81,790					774,677	6,190,910	6,965,587
12 災害復旧事業費											4,477				4,477	153,443	157,920
13 失業対策事業費															0	0	0
14 予備費														△462,080	△462,080	753,867	291,787
歳出合計		465,555	153,681	14,213		409,660	63,643	1,098,663	12,239	116,539	4,477			△462,080	1,876,590	140,562,204	142,438,794

4 令和7年度補助金等補正一覧表

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	補正前の額	補正額	計
2 総務費	1 総務管理費	12 市民協働推進費	コミュニティ助成事業費補助金	0	2,500	2,500
3 民生費	2 心身障害者福祉費	1 障害福祉費	ふれあいピック大会実行委員会負担金	0	350	350
		3 老人福祉費	3 介護保険事業費	地域密着型サービス拠点整備費補助金	148,476	△314
	4 児童福祉費	1 こども総務企画費	結婚新生活スタートアップ支援補助金	0	43,000	43,000
		4 保育費	特定教育・保育施設等補助金	37,578	6,750	44,328
			認可保育所等施設整備費補助金	0	11,250	11,250
			認可保育所等施設開設準備経費補助金	0	400	400
			事業所内保育事業実施認可外保育施設保育遊具等購入支援補助金	0	1,050	1,050
6 農林水産業費	1 農業費	3 農業振興費	大雪農業災害特別対策事業費補助金	0	17,119	17,119
7 商工費	1 商工費	1 商工振興費	ふるさと起業家支援事業費補助金	0	1,000	1,000
			中小企業等省力化支援事業費補助金	0	1,000	1,000
		3 産業創出費	オープンファクトリー-KORIYAMA実行委員会負担金	0	2,000	2,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	1 道路建設費	私道整備事業費補助金	0	5,000	5,000
	5 住宅費	1 住宅費	老朽空家除却費補助金	0	1,000	1,000

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	補正前の額	補正額	計
8 土木費	5 住宅費	1 住宅費	空家地域活用支援事業補助金	0	1,000	1,000
10 教育費	2 小中学校費	1 学校教育推進費	全国音楽祭参加支援事業費補助金	0	21,782	21,782
			こども音楽コンクール東北大会実行委員会負担金	0	1,000	1,000
	3 社会教育費	3 文化振興費	市音楽の日実行委員会負担金	0	500	500
	4 保健体育費	1 スポーツ振興費	郡山サッカーフェスティバル大会実行委員会負担金	0	300	300
			郡山カップ福島県フットサル選手権大会実行委員会負担金	0	3,000	3,000
			市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会補助金	0	1,400	1,400
			日独スポーツ少年団同時交流事業派遣参加補助金	0	200	200

郡山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年6月13日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

郡山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年郡山市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第3条 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものであって規則で定めるものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第7条において同じ。）を使用して行わせることができる。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(添付書面等の省略)</p> <p>第7条 <u>申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）の利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しないこととすることができる。</u></p>	<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第3条 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものであって規則で定めるものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。</p> <p>2～6 (略)</p>

第8条 (略)

第7条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提 案 要 旨)

市の機関等に対する申請等に係る添付書面等の省略を可能とするため、所要の改正を行う。

郡山市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年6月13日提出

郡山市長 椎根 健雄

郡山市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(郡山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 郡山市職員の育児休業等に関する条例(平成4年郡山市条例第33号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第10条第1項及び第2項、第12条において準用する第5条第2項、第14条、第15条、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項から第3項まで及び第6項において準用する第5条第2項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業を請求することができない職員)</p> <p>第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数を考慮して市長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。)</p> <p>(第1号部分休業の承認)</p> <p>第23条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は、30分を単位として行うものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第10条第1項及び第2項、第12条において準用する第5条第2項、第14条、第15条、第17条、第18条第3項、第19条第1項並びに同条第3項において準用する第5条第2項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業を請求することができない職員)</p> <p>第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第23条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第2条から第5条までに規定する勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間</p>

2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第13条の3第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第23条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

（1）1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

（2）第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間（次項において「育児時間」という。）又は勤務時間条例第13条の3第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第23条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第23条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第23条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業の承認の取消事由)

第24条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(部分休業の承認の取消事由)

第24条 第5条の規定は、部分休業について準用する。

(郡山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 郡山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年郡山市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(介護休暇)</p> <p>第13条の2 <u>介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他市長が規則で定める者（第15条の3第1項に</u></p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第13条の2 <u>介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他市長が規則で定める者（第15条の2第1項に</u></p>

において「配偶者等」という。)で負傷、疾病又は老齢により市長が規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、市長が規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 (略)

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第15条の2 任命権者は、郡山市職員の育児休業等に関する条例(平成4年郡山市条例第33号)第25条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 郡山市職員の育児休業等に関する条例第25条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、市長が規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措

において「配偶者等」という。)で負傷、疾病又は老齢により市長が規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、市長が規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 (略)

置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第15条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 (略)

第15条の4 (略)

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第15条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 (略)

第15条の3 (略)

(郡山市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 郡山市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年郡山市条例第63号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の減額)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 職員（会計年度任用職員を除く。）が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が教育施設における修学のため、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 職員（会計年度任用職員を除く。）が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が教育施設における修学のため、1週間の勤務時間の</p>

。)、高齢者部分休業(当該職員が55歳に達した日から定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)
)又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。))の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

3 会計年度任用職員が部分休業(当該会計年度任用職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部(1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。))又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部(1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間の範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。))の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

一部について勤務しないことをいう。)、高齢者部分休業(当該職員が55歳に達した日から定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。))又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。))の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

3 会計年度任用職員が部分休業(当該会計年度任用職員がその3歳に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部(1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。))又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部(1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間の範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。))の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和49年郡山市条例第40号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給与の減額) 第18条 (略) 2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の <u>全部又は一部</u> を勤務しないことをいう。))	(給与の減額) 第18条 (略) 2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の <u>一部</u> (2時間を超えない範囲内の時間に限

、修学部分休業（当該職員が教育施設における修学のため、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が55歳に達した日から定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が定める者で負傷、疾病又は老齢により市長が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

る。）を勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が教育施設における修学のため、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が55歳に達した日から定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が定める者で負傷、疾病又は老齢により市長が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。
（郡山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の郡山市職員の育児休業等に関する条例第23条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。
（郡山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 任命権者は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前においても、第2条の規定による改正後の郡山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

（提 案 要 旨）

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

郡山市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年6月13日提出

郡山市長 椎根健雄

郡山市税条例の一部を改正する条例

郡山市税条例（昭和40年郡山市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(公示送達)</p> <p>第6条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を郡山市公告式条例（昭和40年郡山市条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を郡山市役所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第8条 施行規則第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(所得控除)</p> <p>第19条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控</p>	<p>(公示送達)</p> <p>第6条 法第20条の2の規定による公示送達は、郡山市公告式条例（昭和40年郡山市条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示して行なうものとする。</u></p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第8条 <u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(所得控除)</p> <p>第19条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控</p>

除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第26条 第11条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第27条の2第1項第3号及び第27条の3第1項において同じ。))(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第22条の2第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において

除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第26条 第11条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。))、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第22条の2第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者

同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第12条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～10 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第27条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) (略)

2～6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第27条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第41条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。

」という。)については、この限りでない。

2～10 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第27条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族の氏名

(4) (略)

2～6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第27条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第41条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。

第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) (略)

2～5 (略)

附 則

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第79条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第79条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第80条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第81条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第79条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)

を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを

第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族の氏名

(4) (略)

2～5 (略)

附 則

施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第80条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第80条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式た

ばこ（同条の規定により製造たばこみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第19条、第26条第1項ただし書、第27条の2第1項第3号及び第27条の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日
- (2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日
- (3) 第6条及び第8条の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の郡山市税条例（以下「新条例」という。）第6条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第19条及び第26条第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第26条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第27条の2第1項第3号及び第27条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第27条の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第26条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第27条の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の郡山市税条例（以下「旧条例」という。）第26条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第27条の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第27条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第27条の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第27条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、郡山市税条例第79条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第81条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。
 - (1) 郡山市税条例第81条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
 - (2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(提 案 要 旨)

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年6月13日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年郡山市条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条、第18条第1項から第3項まで並びに附則第3項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条、第18条第1項から第3項まで並びに附則第3項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な</p>

提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること

。○
(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととする

提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) (略)

(3) 当該家庭的事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととする

ができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) (略)

6・7 (略)

附 則

(連携施設に関する経過措置)

4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

とができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) (略)

4・5 (略)

附 則

(連携施設に関する経過措置)

4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年郡山市条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年郡山市条例第32号)第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。)及び小規模保育事業B型(同条例第32条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。)にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。)にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業(児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。第42条において同じ。)にあつては1人とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関</p>	<p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年郡山市条例第32号)第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同条例第32条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。)にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業(児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。第42条において同じ。)にあつては1人とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関</p>

する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

する支援を行うこと。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) (略)

6～11 (略)

附 則

(連携施設に関する経過措置)

5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

附 則

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) (略)

4～9 (略)

附 則

(連携施設に関する経過措置)

5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

この条例は、公布の日から施行する。

(提 案 要 旨)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、規定を整備する。

郡山市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年6月13日提出

郡山市長 椎根健雄

郡山市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

郡山市放課後児童クラブ条例（令和4年郡山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料等)</p> <p>第11条 児童クラブの入所の許可を受けた保護者（<u>小学校等の夏季休業日に限り児童クラブの入所の許可を受けた児童（以下「夏季入所児童」という。）の保護者は除く。</u>）は、児童が入所する日の属する月から退所する日の属する月までの使用料（以下「通常使用料」という。）を、納付しなければならない。</p> <p>2 <u>夏季入所児童の保護者は、当該入所期間の利用に係る使用料（この条において「夏季使用料」という。）を納付しなければならない。</u></p> <p>3 <u>通常使用料の額は、児童1人につき1月当たり4,800円とする。</u></p> <p>4 <u>夏季使用料の額は、夏季入所児童1人につき4,800円とする。</u></p> <p>5 <u>通常使用料は月ごとに区分して徴収するものとし、その納付の期限は毎月の末日とする。</u></p> <p>6 <u>夏季使用料は一括して徴収するものとし、その納付の期限は利用した年の9月末日とする。</u></p> <p>7 <u>前2項に規定する使用料の納付の期限が郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、前2項の規定にかかわらず、その直後の市の休日でない日を納付の期限とする。</u></p> <p>(使用料の多子軽減)</p> <p>第12条 <u>前条第3項及び第4項の規定にかかわらず、児童クラブに2人以上の児童（夏季入所児童を含む。以下同じ。）が入所している世帯の当該入</u></p>	<p>(使用料等)</p> <p>第11条 児童クラブの入所の許可を受けた保護者は、児童が入所する日の属する月から退所する日の属する月までの使用料を、納付しなければならない。</p> <p>2 <u>使用料の額は、児童1人につき1月当たり4,800円とする。</u></p> <p>3 <u>使用料は月ごとに区分して徴収するものとし、その納付の期限は毎月の末日とする。</u></p> <p>4 <u>前項に規定する使用料の納付の期限が郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、前項の規定にかかわらず、その直後の市の休日でない日を納付の期限とする。</u></p> <p>(使用料の多子軽減)</p> <p>第12条 <u>前条第2項の規定にかかわらず、児童クラブに2人以上の児童が入所している世帯の当該入所している児童のうち最年長である児童から順に</u></p>

所している児童（次項において「入所児童」という。）のうち最年長である児童から順に2人目以降の児童の使用料の額は、児童1人につき半額とする。

2 前項の規定は、入所児童のうち最年長の者が夏季入所児童であるときの7月分の通常使用料（最年長の児童に係るものに限る。）には適用しない

。
（延長使用料等）

第13条（略）

2・3（略）

4 第11条第7項、第15条及び第16条の規定は、延長使用料について準用する。この場合において、これらの規定中「使用料」とあるのは「延長使用料」と読み替えるものとする。

（利用料金）

第25条 児童クラブの入所又は延長利用の許可を受けた保護者は、指定管理者に対し、児童クラブの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。この場合において、第11条第1項及び第2項並びに第13条第1項の規定は、適用しない。

2・3（略）

4 指定管理者は、第11条第5項から第7項までの規定、第13条第3項及び第4項の規定、第15条の規定、第16条の規定並びにこれらの規定に基づく規則の規定に準じて、利用料金の徴収、免除及び返還の業務を行わなければならない。この場合において、これらの規定（第15条第5号を除く。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

5（略）

2人目以降の児童の使用料の額は、児童1人につき、月額2,400円とする。

（延長使用料等）

第13条（略）

2・3（略）

4 第11条第4項、第15条及び第16条の規定は、延長使用料について準用する。この場合において、これらの規定中「使用料」とあるのは「延長使用料」と読み替えるものとする。

（利用料金）

第25条 児童クラブの入所又は延長利用の許可を受けた保護者は、指定管理者に対し、児童クラブの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。この場合において、第11条第1項及び第13条第1項の規定は、適用しない。

2・3（略）

4 指定管理者は、第11条第3項及び第4項の規定、第13条第3項及び第4項の規定、第15条の規定、第16条の規定並びにこれらの規定に基づく規則の規定に準じて、利用料金の徴収、免除及び返還の業務を行わなければならない。この場合において、これらの規定（第15条第5号を除く。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

5（略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提 案 要 旨)

放課後児童クラブに係る夏季使用料の額等を規定する。

郡山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年6月13日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

郡山市国民健康保険税条例（昭和40年郡山市条例第134号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>26万円</u>を超える場合には、<u>26万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>17万円</u>を超える場合には、<u>17万円</u>）の合算額とする。</p>	<p>(課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>17万円</u>を超える場合には、<u>17万円</u>）の合算額とする。</p>

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

2・3 (略)

附 則

(福島第一原子力発電所事故に伴う保険税の減免に係る申請の特例)

21 福島第一原子力発電所事故に伴う政府指示による避難により、第31条の規定の適用を受ける者に係る同条第2項の規定の適用については、令和6年度分及び令和7年度分の保険税に限り、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、市長が特に認める場合は当該提出を要しない」とする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の郡山市国民健康保険税条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

2・3 (略)

附 則

(福島第一原子力発電所事故に伴う保険税の減免に係る申請の特例)

21 福島第一原子力発電所事故に伴う政府指示による避難により、第31条の規定の適用を受ける者に係る同条第2項の規定の適用については、令和5年度分及び令和6年度分の保険税に限り、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、市長が特に認める場合は当該提出を要しない」とする。

- 2 この条例による改正後の郡山市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提 案 要 旨)

地方税法施行令等の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税、減額の特例等について所要の改正を行う。

郡山市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例を次のように制定する。

令和7年6月13日提出

郡山市長 椎根健雄

郡山市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）に定めるもののほか、開発許可等の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(法第33条第4項の規定により条例で定める建築物の敷地面積の最低限度)

第3条 法第33条第4項の規定により条例で定める区域又は予定される建築物の用途及び建築物の敷地面積の最低限度に関する制限は、別表に掲げるものとする。

(法第34条第12号及び政令第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める基準)

第4条 法第34条第12号及び政令第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域の中から、市長が指定するものとする。

(1) 次に掲げるいずれにも該当しない土地の区域

ア 政令第29条の9各号に掲げる土地の区域（災害の発生の防止又は被害の軽減のために適切な措置が講じられている区域を除く。）

イ アに掲げるもののほか、規則で定める土地の区域

(2) 法第18条の2第1項の規定により定めた都市計画に関する基本的な方針において、コミュニティを維持する方針が示された地域

(3) おおむね50以上の建築物が集積しており、それらの建築物の相互間の距離が50メートル以内であって、規則で定める基準に従い連たんしている既存集落の土地の区域

2 市長は、原則として、道路、河川、崖その他の地形等の範囲を明示するのに適当なものにより前項の土地の区域の境界を定めるものとし、これにより難しい場合は、字界等により定めるものとする。

3 市長は、第1項の規定により土地の区域を指定したときは、その旨及び区域を告示するものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、指定した土地の区域を変更し、又はその指定を廃止することができる。

5 第3項の規定は、指定をした土地の区域の変更又は廃止について準用する。

第5条 法第34条第12号及び政令第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める目的又は用途は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自己の居住の用に供する一戸建て住宅（以下「一戸建ての住宅」という。）を建築することを目的として行うもの
- (2) 一戸建ての住宅で建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（い）項第2号に掲げる建築物（以下「兼用住宅」という。）を建築することを目的として行うもの

（法第34条第12号の予定建築物等の要件）

第6条 法第34条第12号の予定建築物等の要件は、規則で定める。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に法第29条、第35条の2又は第43条の規定によりされた許可の申請であつて、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

区域	予定される建築物の用途	敷地面積の最低限度
第4条第1項で指定する区域	一戸建ての住宅又は兼用住宅	200平方メートル

（提 案 要 旨）

市街化調整区域における開発許可等の基準を定める。

郡山市上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年6月13日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

郡山市上下水道事業の設置等に関する条例（平成28年郡山市条例第68号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(経営の基本)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>下水道事業の区域、処理人口、処理能力その他の経営に関する事項は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の事業計画において定めるところによる。</u></p> <p>5 <u>農業集落排水事業における農業集落排水施設の名称、区域その他の経営に関する事項は、郡山市農業集落排水施設条例（平成4年郡山市条例第23号）に定めるところによる。</u></p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>下水道事業の事業計画は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>汚水計画</u></p> <p>ア <u>流域関連公共下水道</u></p> <p> (ア) <u>処理区域面積 5,615.3ヘクタール</u></p> <p> (イ) <u>処理人口 237,100人</u></p> <p>イ <u>特定環境保全公共下水道</u></p> <p> (ア) <u>処理区域面積 174.5ヘクタール</u></p> <p> (イ) <u>処理人口 9,680人（うち観光人口 6,990人）</u></p> <p> (ウ) <u>1日最大処理能力 1,700立方メートル</u></p> <p>(2) <u>雨水計画</u></p> <p> <u>排水区域面積 5,615.3ヘクタール</u></p> <p>5 <u>農業集落排水事業の事業計画は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>処理区域面積 1,521.5ヘクタール</u></p> <p>(2) <u>処理人口 18,740人</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提 案 要 旨)

下水道事業計画の変更に伴い、所要の改正を行う。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和7年6月13日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 郡山市河内埋立処分場第二污水处理施設長寿命化工事 |
| 2 工事場所 | 郡山市逢瀬町河内字伏丑地内 |
| 3 工事概要 | 埋立処分場污水处理施設長寿命化工事
第二污水处理施設改修工事 一式
調整槽工事 一式 |
| 4 契約金額 | 金829,840,000円 |
| 5 契約の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 6 契約の相手方 | 神奈川県川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア東館
三菱化工機株式会社
取締役社長 田 中 利 一 |
| 7 支出科目 | 令和7年度（継続費）
一般会計
（款）4 衛生費
（項）2 清掃費
（目）2 資源循環費 |

(提 案 要 旨)

郡山市河内埋立処分場第二污水处理施設長寿命化工事の請負契約を締結する。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和7年6月13日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

記

- 1 契約の目的 河川改修工事（準用河川徳定川（学園区間））
- 2 工事場所 郡山市田村町徳定字中河原地内
- 3 工事概要 施工延長 119.38メートル
 函渠工 一式
 工事用道路工 一式
- 4 契約金額 金377,271,400円
- 5 契約の方法 制限付一般競争入札
- 6 契約の相手方 郡山市桜木二丁目16番17号
 武田・共立特定建設工事共同企業体
 構 成 員 郡山市桜木二丁目16番17号
 （代表者） 株式会社武田工務店
 代表取締役 武 田 光 平
 構 成 員 郡山市神明町2番3号
 合資会社共立社
 代表社員 佐 藤 彰 宏
- 7 支出科目 令和7年度（繰越明許費）
 一般会計
 （款）8 土木費
 （項）3 河川費
 （目）1 河川費

（提 案 要 旨）

河川改修工事（準用河川徳定川（学園区間））の請負契約を締結する。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和7年6月13日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

記

- 1 契約の目的 校舎長寿命化改修事業 郡山市立大成小学校校舎内部改修工事（Ⅲ期）
- 2 工事場所 郡山市鳴神二丁目地内
- 3 工事概要 鉄筋コンクリート造3階建 延べ1,456.60平方メートル
普通教室
職員室
保健室
印刷室
教育相談室等
- 4 契約金額 金176,660,000円
- 5 契約の方法 制限付一般競争入札
- 6 契約の相手方 郡山市長者二丁目14番22号
株式会社内田工務店
代表取締役 内 田 吉 一
- 7 支出科目 令和7年度
一般会計
（款）10 教育費
（項）2 小中学校費
（目）3 学校施設費

（提案要旨）

校舎長寿命化改修事業 郡山市立大成小学校校舎内部改修工事（Ⅲ期）の請負契約を締結する。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和7年6月13日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 校舎長寿命化改修事業 郡山市立小山田小学校校舎内部改修工事（Ⅱ期） |
| 2 工事場所 | 郡山市大槻町地内 |
| 3 工事概要 | 鉄筋コンクリート造3階建 延べ1,551.71平方メートル
普通教室
調理室
配膳室
総合学習センター
多目的室等 |
| 4 契約金額 | 金165,022,000円 |
| 5 契約の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 6 契約の相手方 | 郡山市並木二丁目1番地の3
八光建設株式会社
代表取締役 宗 像 剛 |
| 7 支出科目 | 令和7年度
一般会計
（款）10 教育費
（項）2 小中学校費
（目）3 学校施設費 |

（提案要旨）

校舎長寿命化改修事業 郡山市立小山田小学校校舎内部改修工事（Ⅱ期）の請負契約を締結する。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和7年6月13日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

記

- 1 契約の目的 屋内運動場長寿命化改修事業 郡山市立安積第一小学校屋内運動場主体工事
- 2 工事場所 郡山市安積荒井本町地内
- 3 工事概要 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建 延べ865.00平方メートル
アリーナ
ステージ
用具室
控室
玄関等
- 4 契約金額 金240,537,000円
- 5 契約の方法 制限付一般競争入札
- 6 契約の相手方 郡山市開成五丁目12番9号
壁巢建設株式会社
代表取締役 壁 巢 達 弥
- 7 支出科目 令和7年度
一般会計
(款) 10 教育費
(項) 2 小中学校費
(目) 3 学校施設費

(提 案 要 旨)

屋内運動場長寿命化改修事業 郡山市立安積第一小学校屋内運動場主体工事の請負契約を締結する。

郡山市長 椎 根 健 雄

財産の取得について
次のとおり動産を取得するものとする。
令和7年6月13日提出

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得の目的 | 災害時用備蓄品整備事業消耗品 |
| 2 | 取得する動産 | テント式パーテーション2,000張
展開サイズ 横幅 2,000ミリメートル以上2,100ミリメートル以下
奥行 2,000ミリメートル以上2,100ミリメートル以下
高さ 1,800ミリメートル以上1,900ミリメートル以下
重さ 約7.0キログラム以下
材質 ポリエステル |
| 3 | 取得価格 | 金18,436,000円 |
| 4 | 取得の方法 | 制限付一般競争入札による買入れ |
| 5 | 取得の相手方 | 郡山市田村町金屋字孫右エ門平57番地
和田自動車株式会社
代表取締役 和田 幸 枝 |
| 6 | 支出科目 | 令和7年度(繰越明許費)
一般会計
(款) 9 消防費
(項) 1 消防費
(目) 1 消防防災費 |

(提 案 要 旨)

テント式パーテーションを取得する。

財産の取得について
次のとおり動産を取得するものとする。

令和7年6月13日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得の目的 | 消防力整備事業備品 |
| 2 | 取得する動産 | 消防ポンプ自動車2台
型式 CD-I型
ぎ装 一式 |
| 3 | 取得価格 | 金49,720,000円 |
| 4 | 取得の方法 | 制限付一般競争入札による買入れ |
| 5 | 取得の相手方 | 郡山市久留米三丁目27番地
株式会社ホシノ郡山支店
支店長 六角 篤 |
| 6 | 支出科目 | 令和7年度
一般会計
(款) 9 消防費
(項) 1 消防費
(目) 1 消防防災費 |

(提 案 要 旨)

消防ポンプ自動車を取得する。

財産の取得について
次のとおり動産を取得するものとする。
令和7年6月13日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得の目的 | 水防管理事業備品 |
| 2 | 取得する動産 | 排水ポンプ自動車1台
形式 水冷ディーゼル 後輪駆動
附属品 排水ポンプ毎分7.5立方メートル 4台
性能 総排水量 毎分30立方メートル(全揚程10メートル) |
| 3 | 取得価格 | 金63,250,000円 |
| 4 | 取得の方法 | 制限付一般競争入札による買入れ |
| 5 | 取得の相手方 | 郡山市日和田町高倉字杉下16番地の1
株式会社南東北クボタ福島支店
支店長 大 木 勝 治 |
| 6 | 支出科目 | 令和7年度
一般会計
(款) 9 消防費
(項) 1 消防費
(目) 2 水防費 |

(提 案 要 旨)

排水ポンプ自動車を取得する。

財産の取得について
次のとおり動産を取得するものとする。
令和7年6月13日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得の目的 | 小中学校施設環境整備事業備品 |
| 2 | 取得する動産 | 気化熱冷風機54台
電源 単相100ボルト
ファン径 90センチメートル以上
最大風量 毎時16,500立方メートル以上
冷却範囲 300平方メートル以上
フィルター厚 15センチメートル以上20センチメートル以下
横幅 1,550ミリメートル以上1,700ミリメートル以下
奥行 700ミリメートル以上800ミリメートル以下
高さ 1,790ミリメートル以下
稼働時に排熱しないこと。 |
| 3 | 取得価格 | 金53,935,200円 |
| 4 | 取得の方法 | 制限付一般競争入札による買入れ |
| 5 | 取得の相手方 | 郡山市日和田町字朝日垣32番地の39
有限会社東北ガス空調設備
代表取締役 村 上 幸 夫 |
| 6 | 支出科目 | 令和7年度（繰越明許費）
一般会計
(款) 10 教育費
(項) 2 小中学校費
(目) 3 学校施設費 |

(提 案 要 旨)

気化熱冷風機を取得する。

財産の処分について
緑ヶ丘東七丁目普通財産を次のとおり売却する。
令和7年6月13日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

記

- 1 売却する財産
 - (1) 所在地 郡山市緑ヶ丘東七丁目27番1
 - (2) 物件
土地 雑種地1筆
23,016.74平方メートル
- 2 売却の方法 制限付一般競争入札
- 3 売却予定価格 金322,000,855円
- 4 売却の相手方 郡山市桑野五丁目2番地の24
マップハウス株式会社
代表取締役 難 波 勝

(提 案 要 旨)

遊休地である普通財産を売却する。

福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合同約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議のうえ、福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、福島県市町村総合事務組合同約（昭和54年規約第1号）の一部を次のとおり変更することについて異議がない旨、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年6月13日提出

郡山市長 椎根健雄

福島県市町村総合事務組合同約の一部を変更する規約

福島県市町村総合事務組合同約（昭和54年規約第1号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「、南会津地方環境衛生組合」を削る。

別表第2第1項右欄中「、南会津地方環境衛生組合」を削る。

別表第2第4項右欄中「、南会津地方環境衛生組合」を削る。

附 則

この規約は、知事の許可のあった日から施行し、改正後の福島県市町村総合事務組合同約の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(提 案 要 旨)

南会津地方環境衛生組合が令和7年3月31日に解散したことに伴い、福島県市町村総合事務組合の構成団体の数を減少させるため、福島県市町村総合事務組合同約を変更する必要があることから、組合同約の変更に関する関係地方公共団体との協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める。

専決処分承認を求めることについて

次に掲げる事項は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年6月13日提出

郡山市長 椎根健雄

記

- 1 専決第6号 和解について（別紙）
- 2 専決第7号 令和6年度郡山市一般会計補正予算（第11号）（別紙）
令和6年度郡山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第6号）（別紙）
令和6年度郡山市介護保険特別会計補正予算（第5号）（別紙）
令和6年度郡山市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）（別紙）
令和6年度郡山市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）（別紙）
令和6年度郡山市県中都市計画郡山駅西口市街地再開発事業特別会計補正予算（第1号）（別紙）
令和6年度郡山市工業団地開発事業特別会計補正予算（第2号）（別紙）
令和6年度郡山市水道事業会計補正予算（第6号）（別紙）
令和6年度郡山市下水道事業会計補正予算（第5号）（別紙）
令和6年度郡山市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）（別紙）
- 3 専決第8号 郡山市税条例の一部を改正する条例（別紙）
- 4 専決第9号 郡山市固定資産税及び都市計画税の納期の特例に関する条例（別紙）

(提 案 要 旨)

専決処分承認を求める。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

和解について（別紙）

理 由

福島市杉妻町2番16号地内において、福島県職員が業務を遂行するに当たり、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の支出手続における過失により、本市に損害を与えたことについて、直ちに和解する必要性が生じたため。

令和7年3月26日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解について

福島市杉妻町2番16号地内において、福島県職員が業務を遂行するに当たり、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の支出手続における過失により、本市に損害を与えたことについて、福島県と次のとおり和解する。

記

和解事項

- 1 福島県は、この過失によって生じた損害を賠償するため、郡山市に対し、金2,562,000円を支払う。
- 2 郡山市は、その余の請求を放棄する。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

1 令和6年度郡山市一般会計補正予算（第11号）（別紙）

理 由

地方譲与税、国庫支出金、市債等の決定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

2 令和6年度郡山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第6号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

3 令和6年度郡山市介護保険特別会計補正予算（第5号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

4 令和6年度郡山市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

5 令和6年度郡山市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

6 令和6年度郡山市県中都市計画郡山駅西口市街地再開発事業特別会計補正予算（第1号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

7 令和6年度郡山市工業団地開発事業特別会計補正予算（第2号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

8 令和6年度郡山市水道事業会計補正予算（第6号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

9 令和6年度郡山市下水道事業会計補正予算（第5号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

10 令和6年度郡山市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）（別紙）

理 由

事業費の額の確定に伴い、緊急に歳入歳出予算の補正を行う必要が生じたため。

令和7年3月31日

郡山市長 品 川 萬 里

(別紙)

令和6年度郡山市一般会計補正予算(第11号)

令和6年度郡山市の一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,441,816千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155,569,568千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の廃止は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更及び廃止は、「第4表地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		1,256,733	△13,610	1,243,123
	1 地方揮発油譲与税	275,011	9,054	284,065
	2 自動車重量譲与税	890,403	△21,090	869,313
	3 地方道路譲与税	1	△1	0
	4 森林環境譲与税	91,318	△1,573	89,745
3 利子割交付金		13,646	4,287	17,933
	1 利子割交付金	13,646	4,287	17,933
4 配当割交付金		175,195	109,814	285,009
	1 配当割交付金	175,195	109,814	285,009
5 株式等譲渡所得割交付金		114,253	253,541	367,794
	1 株式等譲渡所得割交付金	114,253	253,541	367,794
6 法人事業税交付金		937,969	△6,564	931,405
	1 法人事業税交付金	937,969	△6,564	931,405
7 地方消費税交付金		8,355,936	611,798	8,967,734
	1 地方消費税交付金	8,355,936	611,798	8,967,734
8 ゴルフ場利用税交付金		18,209	21	18,230
	1 ゴルフ場利用税交付金	18,209	21	18,230
9 特別地方消費税交付金		1	△1	0
	1 特別地方消費税交付金	1	△1	0
10 環境性能割交付金		81,969	25,654	107,623
	1 環境性能割交付金	81,969	25,654	107,623
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金		3,067	149	3,216
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	3,067	149	3,216
12 地方特例交付金		1,783,662	△1,750	1,781,912

一般会計

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	15,000	△1,750	13,250
13 地方交付税		14,749,017	△314,591	14,434,426
	1 地方交付税	14,749,017	△314,591	14,434,426
14 交通安全対策特別交付金		45,571	△5,079	40,492
	1 交通安全対策特別交付金	45,571	△5,079	40,492
15 分担金及び負担金		380,363	△100	380,263
	1 負担金	380,363	△100	380,263
16 使用料及び手数料		2,260,960	61	2,261,021
	2 手数料	876,654	61	876,715
17 国庫支出金		28,825,165	△249,214	28,575,951
	1 国庫負担金	17,665,053	△7,780	17,657,273
	2 国庫補助金	11,068,565	△235,963	10,832,602
	3 委託金	91,547	△5,471	86,076
18 県支出金		10,459,288	△103,812	10,355,476
	1 県負担金	6,134,571	3,653	6,138,224
	2 県補助金	3,611,992	△118,977	3,493,015
	3 委託金	712,725	11,512	724,237
19 財産収入		98,666	48,862	147,528
	1 財産運用収入	45,211	6,641	51,852
	2 財産売払収入	53,455	42,221	95,676
20 寄附金		218,655	63,994	282,649
	1 寄附金	218,655	63,994	282,649
21 繰入金		11,349,454	△301,633	11,047,821

一般会計

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 特別会計繰入金	248,921	22,261	271,182
	2 基金繰入金	11,100,533	△323,894	10,776,639
23 諸収入		5,473,329	△4,543	5,468,786
	5 雑入	1,751,278	△4,543	1,746,735
24 市債		12,439,800	△1,559,100	10,880,700
	1 市債	12,439,800	△1,559,100	10,880,700
歳入	合計	157,011,384	△1,441,816	155,569,568

一般会計

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		22,807,962	1,406,841	24,214,803
	1 総務管理費	16,983,035	1,659,651	18,642,686
	2 徴税費	4,507,716	△212,987	4,294,729
	3 戸籍住民基本台帳費	922,714	△16,762	905,952
	4 選挙費	219,637	△19,791	199,846
	5 統計調査費	83,124	△3,270	79,854
3 民生費		57,260,339	△452,712	56,807,627
	1 社会福祉費	5,910,490	△408,685	5,501,805
	3 老人福祉費	10,635,184	△7,378	10,627,806
	4 児童福祉費	26,539,170	△7,756	26,531,414
	6 災害救助費	39,569	△28,893	10,676
4 衛生費		11,744,124	△174,499	11,569,625
	1 保健衛生費	7,360,027	△155,565	7,204,462
	2 清掃費	4,072,267	△18,934	4,053,333
5 労働費		162,348	△3,270	159,078
	1 労働諸費	162,348	△3,270	159,078
6 農林水産業費		5,755,183	△904,535	4,850,648
	1 農業費	5,172,970	△881,304	4,291,666
	2 林業費	582,213	△23,231	558,982
7 商工費		7,316,918	△56,165	7,260,753
	1 商工費	7,316,918	△56,165	7,260,753
8 土木費		19,170,369	△636,777	18,533,592
	1 土木管理費	358,717	△20,965	337,752
	2 道路橋りょう費	6,447,406	△392,972	6,054,434
	3 河川費	1,622,338	△47,935	1,574,403

一般会計

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 都市計画費	9,567,921	△32,711	9,535,210
	5 住宅費	1,173,987	△142,194	1,031,793
9 消防費		3,891,738	△15,191	3,876,547
	1 消防費	3,891,738	△15,191	3,876,547
10 教育費		19,959,620	△533,401	19,426,219
	1 教育総務費	722,788	△2,198	720,590
	2 小中学校費	9,221,468	△285,061	8,936,407
	3 社会教育費	5,449,811	△235,194	5,214,617
	4 保健体育費	4,565,553	△10,948	4,554,605
11 災害復旧費		128,129	△79,591	48,538
	3 文教施設災害復旧費	101,288	△79,591	21,697
14 予備費		307,496	7,484	314,980
	1 予備費	307,496	7,484	314,980
歳	出	合計		
		157,011,384	△1,441,816	155,569,568

一般会計

第 2 表 継 続 費 補 正
(変更)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年 割 額	総 額	年度	年 割 額
6 農林水産業費	1 農業費	ため池防災・減災事業（その2）	千円 1,774,185	5	千円 787,938	千円 1,251,388	5	千円 787,938
				6	986,247		6	463,450
		ため池防災・減災事業（その3）	771,100	6	731,946	469,907	6	430,753
				7	39,154		7	39,154
10 教育費	3 社会教育費	（仮称）歴史情報・公文書館整備事業	3,179,867	4	0	3,061,119	4	0
				5	2,487,562		5	2,487,562
				6	692,305		6	573,557

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
10 教育費	3 社会教育費	開成館改修事業	千円 820,500	5	千円 0	千円 820,500	5	千円 0
				6	123,471		6	68,468
				7	222,102		7	222,102
				8	222,102		8	222,102
				9	222,102		9	222,102
				10	30,723		10	85,726

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
11 災害復旧費	3 文教施設災害復旧費	開成館災害復旧工事	千円 147,500	5	千円 0	千円 147,500	5	千円 0
				6	101,288	6	21,697	
				7	11,553	7	11,553	
				8	11,553	8	11,553	
				9	11,553	9	11,553	
				10	11,553	10	91,144	

第 3 表 債務負担行為補正
(廃止)

事 項	補 正 前		補 正 後		備 考
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額	
戸籍システム再構築事業 (標準化)	令和6年度から 令和12年度まで	282,474千円	—	—	応募事業者がなかったため。
戸籍システムデータ移行業務委託料	令和6年度から 令和7年度まで	51,144千円	—	—	応募事業者がなかったため。

第 4 表 地 方 債 補 正
(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
行政センター施設整備事業	千円 73,500		%		千円 67,800		%	
市民福祉施設整備事業	472,900				407,700			
公共施設等除却事業	540,700				522,400			
保健衛生施設整備事業	68,000				53,000			
一般廃棄物処理事業	75,900				67,700			
労働施設整備事業	9,500				5,600			
農業農村整備事業	1,860,900				1,027,500			
林道整備事業	21,600				18,700			

一般会計

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路整備事業	千円 1,780,800		%		千円 1,658,500		%	
河川整備事業	1,019,900				976,100			
街路整備事業	108,300				104,300			
公園整備事業	97,000				79,700			
公営住宅建設事業	193,600				142,000			
消防防災設備整備事業	116,200				106,600			
学校教育施設等整備事業	1,098,800				961,700			
社会教育施設整備事業	113,400				67,800			
(仮称)歴史情報・公文書館 施設整備事業	1,069,800				993,900			

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
開成山地区体育施設整備事業	千円 1,615,600		%		千円 1,600,900		%	
文教施設災害復旧事業	101,200				21,600			
合 計	12,434,800				10,880,700			

(廃止)

起債の目的	限度額	備 考
災害援護資金貸付事業	千円 5,000	起債事業の執行がなかったため。
合 計	5,000	

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	51,178,824	0	51,178,824
2 地方譲与税	1,256,733	△13,610	1,243,123
3 利子割交付金	13,646	4,287	17,933
4 配当割交付金	175,195	109,814	285,009
5 株式等譲渡所得割交付金	114,253	253,541	367,794
6 法人事業税交付金	937,969	△6,564	931,405
7 地方消費税交付金	8,355,936	611,798	8,967,734
8 ゴルフ場利用税交付金	18,209	21	18,230
9 特別地方消費税交付金	1	△1	0
10 環境性能割交付金	81,969	25,654	107,623
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金	3,067	149	3,216
12 地方特例交付金	1,783,662	△1,750	1,781,912
13 地方交付税	14,749,017	△314,591	14,434,426
14 交通安全対策特別交付金	45,571	△5,079	40,492
15 分担金及び負担金	380,363	△100	380,263
16 使用料及び手数料	2,260,960	61	2,261,021
17 国庫支出金	28,825,165	△249,214	28,575,951
18 県支出金	10,459,288	△103,812	10,355,476
19 財産収入	98,666	48,862	147,528
20 寄附金	218,655	63,994	282,649
21 繰入金	11,349,454	△301,633	11,047,821
22 繰越金	6,791,652	0	6,791,652
23 諸収入	5,473,329	△4,543	5,468,786
24 市債	12,439,800	△1,559,100	10,880,700
歳入合計	157,011,384	△1,441,816	155,569,568

一般会計

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 議会費	675,950	0	675,950				
2 総務費	22,807,962	1,406,841	24,214,803	△160,426	△70,900	85,501	1,552,666
3 民生費	57,260,339	△452,712	56,807,627	△421,851	△12,200	4,833	△23,494
4 衛生費	11,744,124	△174,499	11,569,625	△60,839	△23,200	△68,231	△22,229
5 労働費	162,348	△3,270	159,078	△3,405	△3,900		4,035
6 農林水産業費	5,755,183	△904,535	4,850,648	△59,016	△836,300	△15,140	5,921
7 商工費	7,316,918	△56,165	7,260,753	△7,737		△4,920	△43,508
8 土木費	19,170,369	△636,777	18,533,592	△227,990	△250,100	△11,179	△147,508
9 消防費	3,891,738	△15,191	3,876,547	△373	△9,600	△831	△4,387
10 教育費	19,959,620	△533,401	19,426,219	588,611	△273,300	△152,347	△696,365
11 災害復旧費	128,129	△79,591	48,538		△79,600		9
12 公債費	7,782,291	0	7,782,291				
13 諸支出金	48,917	0	48,917				
14 予備費	307,496	7,484	314,980				7,484
歳出合計	157,011,384	△1,441,816	155,569,568	△353,026	△1,559,100	△162,314	632,624

2 歳入

(款) 2 地方譲与税

(項) 1 地方揮発油譲与税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方揮発油譲与税	275,011	9,054	284,065	1 地方揮発油譲与税	9,054	地方揮発油譲与税 9,054
計	275,011	9,054	284,065			

(款) 2 地方譲与税

(項) 2 自動車重量譲与税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 自動車重量譲与税	890,403	△ 21,090	869,313	1 自動車重量譲与税	△ 21,090	自動車重量譲与税 △ 21,090
計	890,403	△ 21,090	869,313			

(款) 2 地方譲与税

(項) 3 地方道路譲与税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方道路譲与税	1	△ 1	0	1 地方道路譲与税	△ 1	地方道路譲与税 △ 1
計	1	△ 1	0			

2款 地方譲与税

(款) 2 地方譲与税

(項) 4 森林環境譲与税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 森林環境譲与税	91,318	△ 1,573	89,745	1 森林環境譲与税	△ 1,573	森林環境譲与税 △ 1,573
計	91,318	△ 1,573	89,745			

(款) 3 利子割交付金

(項) 1 利子割交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 利子割交付金	13,646	4,287	17,933	1 利子割交付金	4,287	利子割交付金 4,287
計	13,646	4,287	17,933			

(款) 4 配当割交付金

(項) 1 配当割交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 配当割交付金	175,195	109,814	285,009	1 配当割交付金	109,814	配当割交付金 109,814
計	175,195	109,814	285,009			

2款 地方譲与税

3款 利子割交付金

4款 配当割交付金

(款) 5 株式等譲渡所得割交付金

(項) 1 株式等譲渡所得割交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 株式等譲渡所得割交付金	114,253	253,541	367,794	1 株式等譲渡所得割交付金	253,541	株式等譲渡所得割交付金 253,541
計	114,253	253,541	367,794			

(款) 6 法人事業税交付金

(項) 1 法人事業税交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 法人事業税交付金	937,969	△ 6,564	931,405	1 法人事業税交付金	△ 6,564	法人事業税交付金 △ 6,564
計	937,969	△ 6,564	931,405			

(款) 7 地方消費税交付金

(項) 1 地方消費税交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方消費税交付金	8,355,936	611,798	8,967,734	1 地方消費税交付金	611,798	地方消費税交付金 611,798
計	8,355,936	611,798	8,967,734			

5款 株式等譲渡所得割交付金

6款 法人事業税交付金

7款 地方消費税交付金

(款) 8 ゴルフ場利用税交付金

(項) 1 ゴルフ場利用税交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 ゴルフ場利用税交付金	18,209	21	18,230	1 ゴルフ場利用税交付金	21	ゴルフ場利用税交付金 21
計	18,209	21	18,230			

(款) 9 特別地方消費税交付金

(項) 1 特別地方消費税交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 特別地方消費税交付金	1	△ 1	0	1 特別地方消費税交付金	△ 1	特別地方消費税交付金 △ 1
計	1	△ 1	0			

(款) 10 環境性能割交付金

(項) 1 環境性能割交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 環境性能割交付金	81,969	25,654	107,623	1 環境性能割交付金	25,654	環境性能割交付金 25,655 自動車取得税交付金 △ 1
計	81,969	25,654	107,623			

8款 ゴルフ場利用税交付金

9款 特別地方消費税交付金

10款 環境性能割交付金

(款) 11 国有提供施設等所在市町村助成交付金

(項) 1 国有提供施設等所在市町村助成交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	3,067	149	3,216	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	149	国有提供施設等所在市町村助成交付金 149
計	3,067	149	3,216			

(款) 12 地方特例交付金

(項) 2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	15,000	△ 1,750	13,250	1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	△ 1,750	固定資産税減収補てん特別交付金 △ 1,750
計	15,000	△ 1,750	13,250			

11款 国有提供施設等所在市町村助成交付金

12款 地方特例交付金

(款) 13 地方交付税

(項) 1 地方交付税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	14,749,017	△ 314,591	14,434,426	1 地方交付税	△ 314,591	特別交付税 △ 314,591
計	14,749,017	△ 314,591	14,434,426			

(款) 14 交通安全対策特別交付金

(項) 1 交通安全対策特別交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 交通安全対策特別交付金	45,571	△ 5,079	40,492	1 交通安全対策特別交付金	△ 5,079	交通安全対策特別交付金 △ 5,079
計	45,571	△ 5,079	40,492			

(款) 15 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 土木費負担金	550	△ 100	450	1 土木管理費負担金	△ 100	木造住宅耐震診断事業費自己負担金 △ 100
計	380,363	△ 100	380,263			

13款 地方交付税

14款 交通安全対策特別交付金

15款 分担金及び負担金

(款) 16 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 衛生手数料	731,162	61	731,223	1 保健衛生手数料	61	東山霊園管理手数料 61
計	876,654	61	876,715			

(款) 17 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 衛生費国庫負担金	63,946	△ 7,780	56,166	1 保健衛生費国庫負担金	△ 7,780	感染症予防事業費国庫負担金 △ 12,637 結核医療費国庫負担金 4,857
計	17,665,053	△ 7,780	17,657,273			

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	2,877,957	△ 155,675	2,722,282	1 総務管理費国庫補助金	△ 430	被災者支援総合交付金 △ 34 デジタル田園都市国家構想交付金 △ 123 防災・安全交付金 △ 220 福島再生加速化交付金 14

16款 使用料及び手数料

17款 国庫支出金

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金						地域女性活躍推進交付金 Δ 67
				2 徴税費国庫補助金	Δ 229,211	地方創生臨時交付金 Δ 229,211
				3 戸籍住民基本台帳費国庫補助金	73,966	マイナンバーカード交付事務費国庫補助金 76,225 社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金 Δ 2,259
2 民生費国庫補助金	3,782,782	Δ 425,114	3,357,668	1 社会福祉費国庫補助金	Δ 411,715	地方創生臨時交付金 Δ 411,715
				3 老人福祉費国庫補助金	Δ 186	デジタル田園都市国家構想交付金 Δ 186
				4 児童福祉費国庫補助金	Δ 13,213	地方創生臨時交付金 Δ 563
						地域少子化対策重点推進交付金 Δ 13,078 児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金 Δ 5,300 住宅セーフティネット促進補助事業費国庫補助金 Δ 2,556 デジタル田園都市国家構想交付金 Δ 234 重層的支援体制整備事業交付金 8,518
3 衛生費国庫補助金	255,269	Δ 16,500	238,769	1 保健衛生費国庫補助金	Δ 16,500	福島再生加速化交付金 2,312
						エイズ対策促進事業費国庫補助金 13
						特定感染症検査事業費等国庫補助金 Δ 13,533
						結核医療費国庫補助金 Δ 3,246

17款 国庫支出金

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 衛生費国庫補助金						感染症対策特別促進事業費国庫補助金 Δ 7 感染症予防事業費等国庫補助金 Δ 32 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金 Δ 305 母子保健衛生費国庫補助金 3,773 循環型社会形成推進交付金 Δ 5,552 マイナンバー情報連携体制整備事業費国庫補助金 73 感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業費国庫補助金 4
4 労働費国庫補助金	5,268	Δ 3,405	1,863	1 労働諸費国庫補助金	Δ 3,405	地域就職氷河期世代支援加速化交付金 Δ 3,405
5 農林水産業費国庫補助金	8,181	Δ 2,961	5,220	1 農業費国庫補助金	Δ 2,961	デジタル田園都市国家構想交付金 Δ 2,885 福島再生加速化交付金 Δ 76
6 商工費国庫補助金	35,621	Δ 7,289	28,332	1 商工費国庫補助金	Δ 7,289	デジタル田園都市国家構想交付金 Δ 1,287 国立公園等資源整備事業費国庫補助金 Δ 3,002 地域経済循環創造事業交付金 Δ 3,000
7 土木費国庫補助金	2,029,809	Δ 222,618	1,807,191	1 土木管理費国庫補助金	Δ 3,947	防災・安全交付金 Δ 3,440 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業費国庫補助金 Δ 507
				2 道路橋りょう費国庫補助金	Δ 171,699	社会資本整備総合交付金 Δ 40,000 防災・安全交付金 Δ 126,121 道路更新防災等対策事業費国庫補助金 Δ 36,578

17款 国庫支出金

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
7 土木費国庫補助金						臨時道路除雪事業費国庫補助金 31,000
				4 都市計画費 国庫補助金	△ 4,839	防災・安全交付金 △ 4,267 デジタル田園都市国家構想交付金 △ 572
				5 住宅費国庫 補助金	△ 42,133	社会資本整備総合交付金 △ 36,874 防災・安全交付金 △ 5,259
8 消防費国庫補助金	20,123	△ 1,638	18,485	1 消防費国庫 補助金	△ 1,638	防災・安全交付金 △ 732 地方経済生活環境創生交付金 △ 906
9 教育費国庫補助金	2,053,555	599,237	2,652,792	1 教育総務費 国庫補助金	△ 789	教育支援体制整備事業費国庫補助金 △ 789
				2 小中学校費 国庫補助金	611,944	デジタル田園都市国家構想交付金 △ 1,218 教育支援体制整備事業費国庫補助金 △ 140 地方経済生活環境創生交付金 △ 1,455 小学校特別支援教育就学奨励費国庫補助金 △ 381 小学校被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金 △ 3,545 中学校特別支援教育就学奨励費国庫補助金 △ 1,486 中学校被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金 △ 3,552 地方創生臨時交付金 637,313 小学校理科教育設備整備費等国庫補助金 △ 133 へき地児童生徒援助費等国庫補助金 △ 1,771

17款 国庫支出金

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
9 教育費国庫補助金						学校・家庭・地域連携協力推進事業費国庫補助金 Δ 295
						中学校理科教育設備整備費等国庫補助金 Δ 132
						小学校学校施設環境改善交付金 Δ 8,056
						公立学校情報機器整備費国庫補助金 Δ 3,205
				3 社会教育費 国庫補助金	Δ 25,078	文化財発掘調査事業費国庫補助金 Δ 8,398
						都市構造再編集中支援事業費国庫補助金 Δ 13,300
						デジタル田園都市国家構想交付金 Δ 458
						文化財保存事業費国庫補助金 Δ 2,922
				4 保健体育費 国庫補助金	13,160	デジタル田園都市国家構想交付金 Δ 73
						都市構造再編集中支援事業費国庫補助金 13,233
計	11,068,565	Δ 235,963	10,832,602			

(款) 17 国庫支出金

(項) 3 委託金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費委託金	22,436	251	22,687	2 戸籍住民基本台帳費委託金	251	中長期在留者住居地届出等事務国庫委託金 251

17款 国庫支出金

(款) 17 国庫支出金

(項) 3 委託金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 衛生費委託金	7,882	△ 953	6,929	1 保健衛生費委託金	△ 953	国民栄養調査等国庫委託金 △ 953
4 土木費委託金	11,562	△ 4,769	6,793	1 河川費委託金	△ 4,769	排水機場施設管理国庫委託金 △ 4,758 徳定川浄化施設管理国庫委託金 △ 11
計	91,547	△ 5,471	86,076			

(款) 18 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費県負担金	6,129,356	2,388	6,131,744	5 災害救助費県負担金	2,388	災害救助費繰替支弁金 2,388
3 消防費県負担金	0	1,265	1,265	1 消防費県負担金	1,265	災害救助費繰替支弁金 1,265
計	6,134,571	3,653	6,138,224			

17款 国庫支出金

18款 県支出金

(款) 18 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費県補助金	64,543	△ 14,656	49,887	1 総務管理費 県補助金	△ 14,656	ふくしま移住支援金給付費県補助金 △ 15,012 消費者行政強化県交付金 △ 158 ICT推進市町村支援事業費県補助金 864 犯罪被害者等見舞金等支給事業費県補助金 △ 350
2 民生費県補助金	2,260,392	886	2,261,278	3 老人福祉費 県補助金	△ 280	地域医療介護総合確保基金事業費県補助金 △ 280
				4 児童福祉費 県補助金	1,166	住宅セーフティネット促進補助事業費県補助 金 △ 963 重層的支援体制整備事業費県交付金 2,129
3 衛生費県補助金	200,122	△ 36,077	164,045	1 保健衛生費 県補助金	△ 36,077	自家消費野菜等放射能検査事業費県補助金 △ 80 在宅ターミナルケア支援助成事業費県補助金 △ 486 風しん対策事業費県補助金 △ 149 健康増進事業費県補助金 △ 41 浄化槽設置整備事業費県補助金 △ 2,564 除染対策事業費県補助金 △ 36,318 放射線健康対策事業費県補助金 △ 6 電源立地地域対策県交付金 4,728 妊婦にやさしい遠方出産支援事業費県補助金 △ 1,161
4 農林水産業費県補 助金	763,743	△ 56,665	707,078	1 農業費県補 助金	△ 56,259	農業委員会費県交付金 △ 988 農地利用最適化県交付金 466 農地集積・集約化等対策事業費県補助金 △ 841

18款 県支出金

(款) 18 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
4 農林水産業費県補助金						人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業費 県補助金	△ 2,958
						経営所得安定対策等推進事業費県補助金	△ 10,247
						中山間地域等直接支払事業費県交付金	△ 2,674
						農業次世代人材投資事業費県補助金	△ 1,241
						遊休農地等再生対策支援事業費県補助金	△ 394
						地域を支える新たな農業者等確保支援事業費 県補助金	△ 56
						新規就農者育成総合対策事業費県補助金	△ 27,118
						環境保全型農業直接支払県交付金	△ 614
						環境保全型農業直接支払等県推進交付金	△ 2
						狩猟による地域環境保全対策推進事業費県補 助金	13
						鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業費県補助金	△ 1,705
						特定外来生物対策事業費県補助金	△ 234
						産地生産力強化総合対策事業費県補助金	△ 80
						地籍調査費県補助金	△ 9,398
						狩猟技術向上等支援事業費県補助金	△ 156
						地域計画策定推進緊急対策事業費県補助金	2,380
						地域創生総合支援事業費県補助金	△ 213
						畑地化促進事業費県補助金	△ 1
地域計画担い手確保支援事業費県補助金	△ 198						

18款 県支出金

(款) 18 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 農林水産業費県補助金				2 林業費県補助金	△ 406	造林事業費県補助金 △ 458 ふくしま森林再生事業県補助金 △ 8 森林環境県交付金 △ 184 里山林保全対策事業費県補助金 244
5 商工費県補助金	2,724	△ 453	2,271	1 商工費県補助金	△ 453	活力ある商店街支援事業費県補助金 △ 500 地域創生総合支援事業費県補助金 47
6 土木費県補助金	298,185	△ 1,386	296,799	1 土木管理費県補助金	△ 1,454	木造住宅等耐震化支援事業費県補助金 △ 1,285 建築物耐震化促進事業費県補助金 △ 169
				2 都市計画費県補助金	68	市町村生活交通対策事業運行費県補助金 68
7 教育費県補助金	22,283	△ 10,626	11,657	1 小中学校費県補助金	△ 1,006	森林環境県交付金 △ 156 公立中学校部活動指導員配置促進事業費県補助金 △ 850
				2 社会教育費県補助金	△ 9,620	指定文化財保存活用事業費県補助金 △ 9,620
計	3,611,992	△ 118,977	3,493,015			

18款 県支出金

(款) 18 県支出金

(項) 3 委託金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費委託金	653,318	9,654	662,972	1 総務管理費委託金	△ 497	うつくしま権限移譲交付金 △ 172 地域人権啓発活動活性化事業費県委託金 △ 325
				2 徴税费委託金	31,707	個人県民税徴収取扱費県交付金 31,707
				3 選挙費委託金	△ 18,777	在外選挙人名簿登録事務県委託金 △ 49 衆議院議員総選挙県委託金 △ 18,728
				4 統計調査費委託金	△ 2,779	経済センサス調査区管理県委託金 △ 41 全国家計構造調査県委託金 △ 683 農林業センサス県委託金 △ 1,885 学校基本調査県委託金 3 現住人口調査県委託金 △ 1 国勢調査調査区設定県委託金 △ 172
2 民生費委託金	132	△ 11	121	1 心身障害者福祉費委託金	△ 11	うつくしま権限移譲交付金 △ 11
3 衛生費委託金	6,965	471	7,436	1 保健衛生費委託金	471	県民健康調査費県委託金 △ 1 うつくしま権限移譲交付金 472
4 農林水産業費委託金	5,233	610	5,843	1 農業費委託金	610	うつくしま権限移譲交付金 610
5 商工費委託金	50	5	55	1 商工費委託金	5	うつくしま権限移譲交付金 5

18款 県支出金

(款) 18 県支出金

(項) 3 委託金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 土木費委託金	11,377	783	12,160	1 土木管理費委託金	101	うつくしま権限移譲交付金 101
				3 河川費委託金	682	河川環境保全事業県委託金 682
計	712,725	11,512	724,237			

(款) 19 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財産貸付収入	32,779	2,763	35,542	1 土地建物貸付収入	2,763	建物貸付収入 2,763
2 利子及び配当金	12,432	3,878	16,310	1 利子及び配当金	3,878	財政調整基金利子 1,834
						減債基金利子 396
						きずな基金利子 427
						地方創生応援基金利子 51
						公共施設等総合管理基金利子 719
						高齢化社会対策基金利子 147
						市有林基金利子 169
						水と緑のまちづくり基金利子 199
						篤志奨学資金給与基金利子 △ 54

18款 県支出金

19款 財産収入

(款) 19 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 利子及び配当金						音楽堂整備基金利子 Δ 9 美術品取得基金利子 Δ 1
計	45,211	6,641	51,852			

(款) 19 財産収入

(項) 2 財産売却収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 不動産売却収入	13,426	42,221	55,647	1 土地売却収入	39,995	市有地売却収入 39,995
				2 立木売却収入	2,226	立木売却収入 2,226
計	53,455	42,221	95,676			

(款) 20 寄附金

(項) 1 寄附金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般寄附金	174,642	Δ 2,769	171,873	1 ふるさと納税寄附金	Δ 2,769	こおりやま応援寄附金 Δ 2,769

19款 財産収入

20款 寄附金

(款) 20 寄附金

(項) 1 寄附金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 総務費寄附金	11,485	1,500	12,985	1 総務管理費寄附金	1,500	公共施設等総合管理寄附金 500 きずな基金寄附金 1,000
3 民生費寄附金	5,583	4,475	10,058	1 老人福祉費寄附金	500	高齢化社会対策推進寄附金 500
				2 児童福祉費寄附金	3,975	子育て支援推進寄附金 3,975
4 衛生費寄附金	788	2,039	2,827	1 保健衛生費寄附金	2,039	環境寄附金 539 地方創生応援寄附金 1,500
5 土木費寄附金	801	△ 1	800	1 都市計画費寄附金	△ 1	水と緑のまちづくり基金寄附金 △ 1
6 教育費寄附金	5,356	58,750	64,106	1 小中学校費寄附金	1,270	奨学資金給与費寄附金 1,270
				2 社会教育費寄附金	220	文化体育振興寄附金 220
				3 保健体育費寄附金	57,260	地方創生応援寄附金 57,260
計	218,655	63,994	282,649			

20款 寄附金

(款) 21 繰入金

(項) 1 特別会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 介護保険繰入金	110,517	△ 810	109,707	1 介護保険繰入金	△ 810	介護保険繰入金 △ 810
5 駐車場事業繰入金	92,047	23,069	115,116	1 駐車場事業繰入金	23,069	駐車場事業繰入金 23,069
6 郡山駅西口市街地再開発事業繰入金	18,591	2	18,593	1 郡山駅西口市街地再開発事業繰入金	2	2 郡山駅西口市街地再開発事業繰入金 2
計	248,921	22,261	271,182			

(款) 21 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 きずな基金繰入金	28,282	△ 1,784	26,498	1 きずな基金繰入金	△ 1,784	きずな基金繰入金 △ 1,784
4 地方創生応援基金繰入金	77,669	△ 31,718	45,951	1 地方創生応援基金繰入金	△ 31,718	地方創生応援基金繰入金 △ 31,718

21款 繰入金

(款) 21 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 公共施設等総合管理基金繰入金	1,415,364	△ 253,345	1,162,019	1 公共施設等総合管理基金繰入金	△ 253,345	公共施設等総合管理基金繰入金 △ 253,345
7 環境基金繰入金	26,000	△ 16,084	9,916	1 環境基金繰入金	△ 16,084	環境基金繰入金 △ 16,084
8 農業水利施設等保全再生事業基金繰入金	266,003	△ 820	265,183	1 農業水利施設等保全再生事業基金繰入金	△ 820	農業水利施設等保全再生事業基金繰入金 △ 820
9 森林環境譲与税基金繰入金	93,739	△ 19,766	73,973	1 森林環境譲与税基金繰入金	△ 19,766	森林環境譲与税基金繰入金 △ 19,766
10 篤志奨学資金給与基金繰入金	12,741	△ 377	12,364	1 篤志奨学資金給与基金繰入金	△ 377	篤志奨学資金給与基金繰入金 △ 377
計	11,100,533	△ 323,894	10,776,639			

21款 繰入金

(款) 23 諸収入
(項) 5 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 雑入	1,750,960	△ 4,543	1,746,417	1 実費徴収金	△ 27	スポーツ教室教材費実費収入 △ 27
				2 雑入	△ 4,516	雇用保険料個人負担分 △ 9 デジタル基盤改革支援補助金 △ 3,358 地域再生マネージャー事業助成金 △ 4,920 後期高齢者医療広域連合長寿・健康増進事業補助金 6,605 後期高齢者医療広域連合保険者インセンティブ交付金 △ 374 企業会計人件費負担金 △ 2,460
計	1,751,278	△ 4,543	1,746,735			

(款) 24 市債
(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務債	901,400	△ 70,900	830,500	1 総務管理債	△ 70,900	行政センター施設整備事業債 △ 5,700 市民福祉施設整備事業債 △ 65,200
				2 民生債	△ 12,200	300,800
3 衛生債	143,900	△ 23,200	120,700	1 保健衛生債	△ 15,000	保健衛生施設整備事業債 △ 15,000
				2 清掃債	△ 8,200	一般廃棄物処理事業債 △ 8,200

23款 諸収入

24款 市債

(款) 24 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 労働債	9,500	△ 3,900	5,600	1 労働債	△ 3,900	労働施設整備事業債 △ 3,900
5 農林水産業債	1,882,500	△ 836,300	1,046,200	1 農業債	△ 833,400	農業農村整備事業債 △ 833,400
				2 林業債	△ 2,900	林道整備事業債 △ 2,900
7 土木債	3,240,600	△ 250,100	2,990,500	1 道路橋りょう債	△ 122,300	道路整備事業債 △ 122,300
				2 河川債	△ 43,800	河川整備事業債 △ 43,800
				3 都市計画債	△ 21,300	街路整備事業債 △ 4,000
						公園整備事業債 △ 17,300
4 住宅債	△ 62,700	公営住宅建設事業債 △ 51,600 公共施設等除却事業債 △ 11,100				
8 消防債	116,200	△ 9,600	106,600	1 消防債	△ 9,600	消防防災設備整備事業債 △ 9,600
9 教育債	3,897,600	△ 273,300	3,624,300	1 小中学校債	△ 137,100	小学校教育施設等整備事業債 △ 124,200
						中学校教育施設等整備事業債 △ 12,900
				2 社会教育債	△ 121,500	社会教育施設整備事業債 △ 121,500
10 災害復旧債	101,200	△ 79,600	21,600	1 文教施設災害復旧債	△ 79,600	社会教育施設災害復旧事業債 △ 79,600
計	12,439,800	△ 1,559,100	10,880,700			

24款 市債

3 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 総務法務費	901,330	△2,620	898,710	特定財源	△2,621	10 需用費	△2,587	◎長期避難者等支援事業費 △33 ○長期避難者等支援事業費★ △33 ◎庁舎費 △2,587 ○庁舎長寿命化事業費★ △2,587
				国・県	△34	11 役務費	△33	
				その他	△2,587			
				一般財源	1			
	特定財源の内訳							
				(国) 被災者支援総合交付金	△34			
				(他) 公共施設等総合管理基金繰入金	△2,587			
4 職員厚生費	1,437,696	335,044	1,772,740	一般財源	335,044	3 職員手当等	310,376	◎退職手当費 310,376
						18 負担金補助及び交付金	24,668	◎企業会計退職手当負担金 24,668
6 政策開発費	407,916	7,880	415,796	特定財源	26,670	18 負担金補助及び交付金	△20,432	◎地方創生費 △20,432
				国・県	△15,012	24 積立金	28,312	○移住・定住促進事業費★ △20,432
				その他	41,682			◎地方創生応援基金費 28,312
				一般財源	△18,790			◎市制施行100周年記念事業費 0
	特定財源の内訳							
				(県) ふくしま移住支援金給付費県補助金	△15,012			
				(他) 地方創生応援基金利子	51			
				(他) こおりやま応援寄附金	13,371			
				(他) 地方創生応援寄附金	28,260			

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明						
					区分	金額							
7 情報政策費	1,625,401	△11,732	1,613,669	特定財源	△2,502	12 委託料	△9,345	◎情報政策推進事業費	△2,403				
				国・県	856	13 使用料及び 賃借料	△2,387	○デジタルファースト推進事業費★	△16				
				その他	△3,358				○ICTを活用した働き方改革推進事業費★	△2,387			
				一般財源	△9,230				◎情報システム運営事業費	△9,329			
特定財源の内訳													
(国) デジタル田園都市国家構想交付金					△8								
(県) ICT推進市町村支援事業費県補助金					864								
(他) デジタル基盤改革支援補助金					△3,358								
9 財政管理費	5,869,190	766,669	6,635,859	特定財源	6,668	24 積立金	766,669	◎財政調整基金費	761,834				
				その他	6,668			◎減債基金費	396				
				一般財源	760,001			◎きずな基金費	4,439				
				特定財源の内訳									
				(他) 財政調整基金利子					1,834				
				(他) 減債基金利子					396				
				(他) きずな基金利子					427				
(他) こおりやま応援寄附金					3,011								
(他) きずな基金寄附金					1,000								

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
10 財産管理費	1,789,871	643,570	2,433,441	特定財源	44,642	24 積立金	643,570	◎公共施設等総合管理 基金費	643,570
				その他	44,642				
				一般財源	598,928				
	特定財源の内訳								
				(他) 公共施設等総合管理基金利子	719				
				(他) 市有地売払収入	39,995				
				(他) こおりやま応援寄附金	3,428				
				(他) 公共施設等総合管理寄附金	500				
13 市民協働推進費	289,659	0	289,659	特定財源	△172			◎職員給与費	0
				国・県	△172				
				一般財源	172				
	特定財源の内訳								
				(県) うつくしま権限移譲交付金	△172				
14 男女共同参画費	602,911	△59,171	543,740	特定財源	△53,242	7 報償費	△253	◎男女共同参画推進費	△54
				国・県	△742	8 旅費	△41	○男女共同参画推進	
				市債	△52,500	10 需用費	△155	事業費★	△54
				一般財源	△5,929	11 役務費	△182	◎男女共同参画センタ	
						14 工事請負費	△56,553	一費	△57,840

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
14 男女共同参画費	特定財源の内訳				17 備品購入費	△1,287	○男女共同参画センター長寿化事業費★ ◎人権啓発活動推進費 ○人権啓発活動推進事業費★	
	(国) 地域女性活躍推進交付金 △67				19 扶助費	△700		△47,029
	(県) 犯罪被害者等見舞金等支給事業費県補助金 △350							△1,277
	(県) 地域人権啓発活動活性化事業費県委託金 △325							△1,277
	(市債) 市民福祉施設整備事業債 △52,500							
15 市民安全費	256,810	△322	256,488	特定財源 △378	8 旅費	△44	◎消費生活センター費 △320	
				国・県 △378	10 需用費	△214	◎防犯灯費 △2	
				一般財源 56	12 委託料	△62		
					14 工事請負費	△2		
				特定財源の内訳				
(国) 防災・安全交付金 △220								
(県) 消費者行政強化県交付金 △158								
16 国際政策費	140,407	△231	140,176	特定財源 △101	12 委託料	△231	◎シティプロモーション推進事業費 0	
				国・県 △101			○シティプロモーション推進事業費★ 0	
				一般財源 △130			◎国際化推進費 △231	
特定財源の内訳								
(国) デジタル田園都市国家構想交付金 △115							○多文化共生推進事業費★ △231	
(国) 福島再生加速化交付金 14								

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
18 行政センター及び連絡所費	1,523,233	△6,380	1,516,853	特定財源	△5,700	12 委託料	△163	◎行政センター及び連絡所費	△6,380
				市債	△5,700	14 工事請負費	△6,217		
				一般財源	△680				
	特定財源の内訳 (市債) 行政センター施設整備事業債				△5,700				
20 公会堂費	79,917	△12,628	67,289	特定財源	△13,809	14 工事請負費	△12,628	◎公会堂費	△12,628
				市債	△12,700				
				その他	△1,109				
				一般財源	1,181				
	特定財源の内訳 (市債) 市民福祉施設整備事業債				△12,700				
	(他) こおりやま応援寄附金				308				
	(他) 公共施設等総合管理基金繰入金				△1,417				
21 ふれあいセンター費	100,355	△428	99,927	特定財源	△428	10 需用費	△428	◎ふれあいセンター費	△428
				その他	△428				
	特定財源の内訳 (他) 公共施設等総合管理基金繰入金				△428				

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	16,983,035	1,659,651	18,642,686	特定財源 $\Delta 973$ 国・県 $\Delta 15,583$ 市債 $\Delta 70,900$ その他 85,510 一般財源 1,660,624			

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税费

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 徴收費	643,799	0	643,799	特定財源 31,707 国・県 31,707 一般財源 $\Delta 31,707$			◎徴收費 0
	特定財源の内訳 (県) 個人県民税徴収取扱費県交付金			31,707			
4 定額減税補 足給付金費	2,685,000	$\Delta 212,987$	2,472,013	特定財源 $\Delta 229,211$ 国・県 $\Delta 229,211$ 一般財源 16,224	10 需用費 $\Delta 60$ 11 役務費 $\Delta 4,019$ 12 委託料 $\Delta 116,448$ 19 扶助費 $\Delta 92,460$		◎定額減税補足給付金 給付事業費 $\Delta 212,987$

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 定額減税補 足給付金費	特定財源の内訳 (国) 地方創生臨時交付金						
計	4,507,716	△212,987	4,294,729	特定財源 国・県 一般財源	△229,211 △197,504 △197,504 △15,483		

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 戸籍住民基 本台帳費	920,904	△16,762	904,142	特定財源	74,217	10 需用費	△2,068	◎職員給与費	0
				国・県	74,217	11 役務費	△1,307	◎戸籍事務費	△10,617
				一般財源	△90,979	12 委託料	△12,730	◎住民基本台帳費	0
						13 使用料及び 賃借料	△657	◎窓口業務のオンライ ン化推進事業費	△6
								○窓口業務のオンラ イン化推進事業費★	△6
	特定財源の内訳								
				(国) マイナンバーカード交付事務費国庫補助金	76,225				
				(国) 社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助 金	△2,259				
				(国) 中長期在留者住居地届出等事務国庫委託金	251			◎マイナンバーカード 事務費	△6,139
								◎外国人登録費	0

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	922,714	△16,762	905,952	特定財源 74,217 国・県 74,217 一般財源 △90,979			

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明					
					区分	金額						
1 選挙費	219,637	△19,791	199,846	特定財源	△18,786	1 報酬	△3,188	◎選挙管理委員会事務局費 ◎衆議院議員総選挙費				
				国・県	△18,777	3 職員手当等	△7,256		0			
				その他	△9	4 共済費	△656		△19,791			
				一般財源	△1,005	7 報償費	△2,233					
						8 旅費	△420					
						10 需用費	△2,125					
						11 役務費	△1,226					
						12 委託料	△1,874					
						13 使用料及び賃借料	△813					
				特定財源の内訳								
				(県) 在外選挙人名簿登録事務県委託金					△49			
				(県) 衆議院議員総選挙県委託金					△18,728			
				(他) 雇用保険料個人負担分					△9			

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	219,637	△19,791	199,846	特定財源 △18,786 国・県 △18,777 その他 △9 一般財源 △1,005			

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 統計調査費	83,124	△3,270	79,854	特定財源 △2,779 国・県 △2,779 一般財源 △491	1 報酬	△1,961	◎職員給与費 0
					7 報償費	△274	◎基幹統計調査費 △3,270
					8 旅費	△94	
					10 需用費	△355	
					11 役務費	△586	
	特定財源の内訳						
				(県) 経済センサス調査区管理県委託金		△41	
				(県) 全国家計構造調査県委託金		△683	
				(県) 農林業センサス県委託金		△1,885	
				(県) 学校基本調査県委託金		3	
				(県) 現住人口調査県委託金		△1	
				(県) 国勢調査調査区設定県委託金		△172	

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	83,124	△3,270	79,854	特定財源 国・県 一般財源	△2,779 △2,779 △491		

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 社会福祉総務費	3,062,265	△408,685	2,653,580	特定財源 国・県 その他	△408,685	10 需用費	△69	◎物価高騰対応生活困窮世帯緊急支援事業費 ◎福祉基金費	
					△411,715	11 役務費	△1,236		△411,715
					3,030	12 委託料	△32,410		3,030
						19 扶助費	△378,000		
						24 積立金	3,030		
特定財源の内訳									
(国) 地方創生臨時交付金					△411,715				
(他) こおりやま応援寄附金					3,030				
計	5,910,490	△408,685	5,501,805	特定財源 国・県 その他	△408,685 △411,715 3,030				

2款 総務費

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 2 心身障害者福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 障害福祉費	8,073,329	0	8,073,329	特定財源	△11		◎在宅障害者福祉対策事業費
				国・県	△11		
				一般財源	11		0
	特定財源の内訳						
	(県) うつくしま権限移譲交付金				△11		
計	8,280,556	0	8,280,556	特定財源	△11		
				国・県	△11		
				一般財源	11		

(款) 3 民生費

(項) 3 老人福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 健康長寿費	1,355,956	△2,190	1,353,766	特定財源	△42	7 報償費	△105	◎在宅福祉事業費	0
				市債	△7,200	14 工事請負費	△6,126	○高齢者健康長寿サ	
				その他	7,158	24 積立金	4,041	ポート事業費★	0
				一般財源	△2,148			◎生きがい対策事業費	△105
	特定財源の内訳								
	(市債) 公共施設等除却事業債				△7,200			○高齢者の生きがいと健康づくり事業費	
								★	△105

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 3 老人福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 健康長寿費				(他) 高齢化社会対策基金利子 147 (他) こおりやま応援寄附金 3,541 (他) 高齢化社会対策推進寄附金 500 (他) 公共施設等総合管理基金繰入金 1,074 (他) 後期高齢者医療広域連合長寿・健康増進事業補助金 1,896			○長寿社会対策推進事業費★ 0 ◎老人福祉センター費 △6,126 ◎高齢化社会対策基金費 4,041
2 地域包括ケア推進費	773,063	0	773,063	特定財源 △810 その他 △810 一般財源 810			◎職員給与費 0
	特定財源の内訳			(他) 介護保険繰入金 △810			
3 介護保険事業費	4,603,973	△5,870	4,598,103	特定財源 △280 国・県 △280 一般財源 △5,590	12 委託料 △308 27 繰出金 △5,562		◎介護保険事業費 △5,870
	特定財源の内訳			(県) 地域医療介護総合確保基金事業費県補助金 △280			
4 後期高齢者医療費	3,902,192	682	3,902,874	特定財源 △186 国・県 △186 一般財源 868	27 繰出金 682		◎後期高齢者医療事業費 682

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 3 老人福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
4 後期高齢者医療費	特定財源の内訳 (国) デジタル田園都市国家構想交付金						
計	10,635,184	△7,378	10,627,806	特定財源 △1,318 国・県 △466 市債 △7,200 その他 6,348 一般財源 △6,060			

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 こども総務企画費	1,694,662	△3,405	1,691,257	特定財源 8,907	11 役務費	△39	◎児童福祉総務費 612		
				国・県 △13,091	14 工事請負費	△9,306	○子ども食堂支援事業費★ 612		
				その他 21,998	18 負担金補助及び交付金	△19,770	◎子育て環境整備費 △19,809		
				一般財源 △12,312	22 償還金利子及び割引料	612	○子育て環境整備促進(ベビーファースト)事業費★ △764		
				特定財源の内訳			24 積立金	25,098	○結婚新生活支援事業費★ △19,045
				(国) 地方創生臨時交付金 △13					
(国) 地域少子化対策重点推進交付金 △13,078									
(他) こおりやま応援寄附金 21,124									

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 こども総務 企画費	(他) 子育て支援推進寄附金			3,975			◎すこやか子育て基金		
	(他) 公共施設等総合管理基金繰入金			△3,101			費	25,098	
							◎放課後児童クラブ費	△9,306	
							◎民間放課後児童ク ラブ補助事業費	0	
							○民間放課後児童ク ラブ補助事業費★	0	
3 こども家庭 費	309,668	△3,851	305,817	特定財源	1,828	18 負担金補助 及び交付金	△3,851	◎職員給与費	0
				国・県 一般財源	1,828 △5,679			◎子ども家庭総合支援 拠点費	0
				特定財源の内訳				◎母子福祉対策費	△3,851
				(国) 児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金	△5,300			○母子自立支援事業 費★	△3,851
				(国) 住宅セーフティネット促進補助事業費国庫補助 金	△2,556				
				(国) 重層的支援体制整備事業交付金	8,518				
				(県) 住宅セーフティネット促進補助事業費県補助金	△963				
				(県) 重層的支援体制整備事業費県交付金	2,129				
4 保育費	13,314,573	△550	13,314,023	特定財源	△784	18 負担金補助 及び交付金	△550	◎児童福祉総務費	0
				国・県	△784			◎民間認可保育所費	△480
				一般財源	234			○特定教育・保育施 設等補助事業費★	△480

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 保育費	特定財源の内訳						◎認可外保育施設費 $\Delta 70$ ○認可外保育施設支援事業費★ $\Delta 70$
				(国) 地方創生臨時交付金 $\Delta 550$			
				(国) デジタル田園都市国家構想交付金 $\Delta 234$			
5 児童障害福祉費	2,304,473	50	2,304,523	一般財源 50	22 償還金利息及び割引料	50	◎心身障害児福祉費 50
計	26,539,170	$\Delta 7,756$	26,531,414	特定財源 9,951 国・県 $\Delta 12,047$ その他 21,998 一般財源 $\Delta 17,707$			

(款) 3 民生費

(項) 6 災害救助費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 災害救助費	39,569	$\Delta 28,893$	10,676	特定財源 $\Delta 29,155$	11 役務費	$\Delta 1$	◎災害救助費 $\Delta 23,892$
				国・県 2,388	19 扶助費	$\Delta 23,892$	◎災害援護資金費 $\Delta 5,001$
				市債 $\Delta 5,000$	20 貸付金	$\Delta 5,000$	
				その他 $\Delta 26,543$			
				一般財源 262			

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 6 災害救助費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 災害救助費	特定財源の内訳						
				(県) 災害救助費繰替支弁金	2,388		
				(市債) 災害援護資金貸付事業債	△5,000		
				(他) きずな基金繰入金	△26,543		
計	39,569	△28,893	10,676	特定財源	△29,155		
				国・県	2,388		
				市債	△5,000		
				その他	△26,543		
				一般財源	262		

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 保健所総務費	371,962	△623	371,339	特定財源	2,231	8 旅費	△22	◎職員給与費 0
				国・県	2,231	10 需用費	△494	◎保健所総務費 △623
				一般財源	△2,854	11 役務費	△62	
						12 委託料	△45	
	特定財源の内訳							
				(国) 福島再生加速化交付金	2,312			
				(県) 自家消費野菜等放射能検査事業費県補助金	△80			

3款 民生費

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 保健所総務費	(県) 県民健康調査費県委託金			△1			
3 保健所保健・感染症費	2,536,853	0	2,536,853	特定財源 470 国・県 △24,289 その他 24,759 一般財源 △470			◎職員給与費 0 ◎予防接種事業費 0 ○任意予防接種事業費★ 0 ◎感染症予防対策事業費 0 ○特定感染症検査等対策事業費★ 0 ◎精神保健福祉費 0 ○精神保健福祉事業費★ 0
	特定財源の内訳						
				(国) 感染症予防事業費国庫負担金 △12,773			
				(国) 結核医療費国庫負担金 4,857			
				(国) エイズ対策促進事業費国庫補助金 13			
				(国) 特定感染症検査事業費等国庫補助金 △13,533			
				(国) 結核医療費国庫補助金 △3,246			
				(国) 感染症対策特別促進事業費国庫補助金 △7			
				(国) マイナンバー情報連携体制整備事業費国庫補助金 73			
				(国) 感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業費国庫補助金 4			
				(県) 風しん対策事業費県補助金 △149			
				(県) うつくしま権限移譲交付金 472			
				(他) きずな基金繰入金 24,759			

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
4 保健所健康づくり費	1,345,281	△3,054	1,342,227	特定財源	2,823	7 報償費	△147	◎生活習慣病対策推進事業費 ○生活習慣病対策事業費★ ◎健康増進事業費 ○健康増進事業費★ ◎後期高齢者健康診査事業費 ◎保健衛生統計費	
				国・県	△1,512	8 旅費	△83		0
				その他	4,335	10 需用費	△357		0
				一般財源	△5,877	11 役務費	△48		0
						12 委託料	△313		△2,106
				特定財源の内訳		18 負担金補助及び交付金	△2,106		△2,106
				(国) 感染症予防事業費等国庫補助金	△32				0
				(国) 国民栄養調査等国庫委託金	△953				0
				(県) 在宅ターミナルケア支援助成事業費県補助金	△486				△948
				(県) 健康増進事業費県補助金	△41				
(他) 後期高齢者医療広域連合長寿・健康増進事業補助金	4,709								
(他) 後期高齢者医療広域連合保険者インセンティブ交付金	△374								
6 保健所検査費	111,187	0	111,187	特定財源	136		◎保健所検査費	0	
				国・県	136				
				一般財源	△136				
				特定財源の内訳					
				(国) 感染症予防事業費国庫負担金	136				

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
7 食肉衛生検査費	193,877	△855	193,022	特定財源	△305	10 需用費	△30	◎職員給与費	0
				国・県	△305	17 備品購入費	△825	◎食肉衛生検査費	△855
				一般財源	△550				
特定財源の内訳									
(国) 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金					△305				
8 母子保健衛生費	965,325	4,232	969,557	特定財源	2,612	19 扶助費	△1,808	◎母子医療対策事業費	165
				国・県	2,612	22 償還金利子及び割引料	6,040	◎母子保健推進活動費	4,067
				一般財源	1,620			○妊産婦健康診査事業費★	2,973
				特定財源の内訳					
(国) 母子保健衛生費国庫補助金					3,773			○母子健康教育事業費★	82
(県) 妊婦にやさしい遠方出産支援事業費県補助金					△1,161			○産後ケア事業費★	21
								○妊娠・出産包括支援事業費★	991
9 環境政策費	884,670	△106,624	778,046	特定財源	△97,661	14 工事請負費	△102,914	◎職員給与費	0
				国・県	4,728	18 負担金補助及び交付金	△9,000	◎環境政策費	△9,000
				市債	△15,000			○地球温暖化対策事業費★	△9,000
				その他	△87,389	24 積立金	5,290	◎環境基金費	5,223
一般財源					△8,963			◎東山霊園費	△102,847

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
9 環境政策費	特定財源の内訳						○東山霊園管理事務所整備事業費★ $\Delta 99,172$
				(県) 電源立地地域対策県交付金 4,728			
				(市債) 保健衛生施設整備事業債 $\Delta 15,000$			
				(他) 東山霊園管理手数料 61			
				(他) こおりやま応援寄附金 4,683			
				(他) 環境寄附金 539			
				(他) 地方創生応援寄附金 500			
				(他) 公共施設等総合管理基金繰入金 $\Delta 84,172$			
				(他) 環境基金繰入金 $\Delta 9,000$			
11 浄化槽対策費	107,044	$\Delta 12,318$	94,726	特定財源 $\Delta 8,116$	18 負担金補助及び交付金	$\Delta 12,318$	◎浄化槽対策費 $\Delta 12,318$
				国・県 $\Delta 8,116$			○浄化槽污水处理対策補助事業費★ $\Delta 12,318$
				一般財源 $\Delta 4,202$			
	特定財源の内訳						
				(国) 循環型社会形成推進交付金 $\Delta 5,552$			
				(県) 浄化槽設置整備事業費県補助金 $\Delta 2,564$			
13 原子力災害対策費	93,181	$\Delta 36,323$	56,858	特定財源 $\Delta 36,324$	11 役務費 $\Delta 5$		◎除染管理費 $\Delta 36,318$
				国・県 $\Delta 36,324$	12 委託料 $\Delta 36,318$		◎原子力災害対策事業費 $\Delta 5$
				一般財源 1			
	特定財源の内訳						
				(県) 除染対策事業費県補助金 $\Delta 36,318$			

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
13 原子力災害対策費	(県)放射線健康対策事業費県補助金			△6			
計	7,360,027	△155,565	7,204,462	特定財源 △134,134 国・県 △60,839 市債 △15,000 その他 △58,295 一般財源 △21,431			

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
15R推進費	1,220,628	△7,009	1,213,619	特定財源 △7,084 その他 △7,084 一般財源 75	18 負担金補助及び交付金	△7,009	◎ごみの減量と資源再利用推進事業費 △7,009 ○生ごみ減量啓発事業費★ △7,009
	特定財源の内訳 (他)環境基金繰入金			△7,084			

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
2 資源循環費	2,851,639	△11,925	2,839,714	特定財源	△11,052	10 需用費	△2,935	◎富久山クリーンセンター費 △1,130 ◎河内クリーンセンター費 △1,645 ◎河内埋立処分場費 △9,150 ○河内埋立処分場長 寿命化事業費★ △8,697 ◎衛生処理センター費 0
				市債	△8,200	12 委託料	△8,990	
				その他	△2,852			
				一般財源	△873			
	特定財源の内訳							
				(市債) 一般廃棄物処理事業債	△8,200			
				(他) 公共施設等総合管理基金繰入金	△2,852			
計	4,072,267	△18,934	4,053,333	特定財源	△18,136			
				市債	△8,200			
				その他	△9,936			
				一般財源	△798			

4款 衛生費

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 労働諸費	160,985	△3,270	157,715	特定財源	△7,305	12 委託料	△3,270	◎雇用対策費	△306
				国・県	△3,405			○多様な働き方支援 事業費★	△306
				市債	△3,900			◎労働福祉会館費	△2,964
				一般財源	4,035			○労働福祉会館長寿 命化事業費★	△2,964
	特定財源の内訳								
				(国) 地域就職氷河期世代支援加速化交付金	△3,405				
				(市債) 労働施設整備事業債	△3,900				
計	162,348	△3,270	159,078	特定財源	△7,305				
				国・県	△3,405				
				市債	△3,900				
				一般財源	4,035				

5款 労働費

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明					
					区分	金額						
1 農業委員会 費	161,209	△354	160,855	特定財源	△1,264	10 需用費	△33	◎職員給与費	0			
				国・県	△1,264	11 役務費	△223	◎農業委員費	0			
				一般財源	910	12 委託料	△98	◎事務局費	0			
				特定財源の内訳							◎農業経営基盤強化促進事業費	△190
				(県) 農業委員会費県交付金				△988			◎農地利用状況調査事業費	△164
				(県) 農地利用最適化県交付金				466				
				(県) 農地集積・集約化等対策事業費県補助金				△841				
				(県) 地域計画策定推進緊急対策事業費県補助金				△48				
				(県) うつくしま権限移譲交付金				147				
				2 農業政策費	433,053	△35,513	397,540	特定財源	△43,275	7 報償費	△56	◎職員給与費
国・県	△43,275	8 旅費	△39					◎中山間地域農業活性化対策事業費	△3,290			
一般財源	7,762	10 需用費	△283					○中山間地域等直接支払事業費★	△3,290			
特定財源の内訳											◎地域計画推進事業費	△198
(国) デジタル田園都市国家構想交付金								△816			○地域計画推進事業費★	△198
(県) 人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業費県補助金								△2,958			◎稲作近代化推進費	△323
(県) 経営所得安定対策等推進事業費県補助金								△10,247			◎農業改良事業費	△31,702
(県) 中山間地域等直接支払事業費県交付金								△2,674				

6款 農林水産業費

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
2 農業政策費									
							○豊かな地域農業を担う農家育成事業費★		
							△31,702		
3 農業振興費	502,831	1,263	504,094	特定財源	△1,919	8 旅費	△151	◎農業改良事業費	△1,259
				国・県	△4,673	10 需用費	△2	○環境保全型農業直接支援対策事業費★	△822
				その他	2,754	12 委託料	△286	○郡山地域産業6次化推進事業費★	△285
				一般財源	3,182	18 負担金補助及び交付金	△1,062	○果樹農業6次産業化プロジェクト事業費★	0
						24 積立金	2,764	○郡山産農産物等販売促進事業費★	△152
				特定財源の内訳				○農福連携推進事業費★	0
				(国) デジタル田園都市国家構想交付金	△2,069			◎農作物災害対策費	△142
				(国) 福島再生加速化交付金	△76				
				(県) 環境保全型農業直接支払県交付金	△614				
				(県) 環境保全型農業直接支払等県推進交付金	△2				
				(県) 狩猟による地域環境保全対策推進事業費県補助金	13				
				(県) 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業費県補助金	△1,705				

6款 農林水産業費

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
3 農業振興費	(県) 特定外来生物対策事業費県補助金			△234			○鳥獣被害防止総合対策事業費★	△142	
	(県) 産地生産力強化総合対策事業費県補助金			△80			◎園芸振興奨励費	△100	
	(県) 狩猟技術向上等支援事業費県補助金			△156			○こおりやま園芸産地づくり支援事業費★	△100	
	(県) 地域創生総合支援事業費県補助金			△213			◎水産振興奨励費	0	
	(県) うつくしま権限移譲交付金			463			○鯉6次産業化プロジェクト事業費★	0	
	(他) 建物貸付収入			2,763			◎畜産経営改善対策費	0	
	(他) 地方創生応援基金繰入金			△9			○畜産経営改善事業費★	0	
				◎農林水産業振興基金費	2,764				
4 農地費	2,898,900	△846,612	2,052,288	特定財源	△843,618	7 報償費	△1,019	◎農道水路等費	△833,087
				国・県	△9,398	12 委託料	△18,677	○農業用施設整備事業費★	△2,249
				市債	△833,400	14 工事請負費	△826,239	○ため池防災・減災事業費★	△830,838
				その他	△820	21 補償補填及び賠償金	△677	◎地籍調査事業費	△12,705
				一般財源	△2,994			○地籍調査事業費(補助)★	△12,705
特定財源の内訳									
(県) 地籍調査費県補助金			△9,398						

6款 農林水産業費

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 農地費	(市債) 農業農村整備事業債 (他) 農業水利施設等保全再生事業基金繰入金			△833,400 △820			◎ため池放射性物質対 策事業費 △820
6 農業集落排 水事業費	576,153	△88	576,065	一般財源 △88	23 投資及び出 資金	△88	◎農業集落排水事業費 △88
計	5,172,970	△881,304	4,291,666	特定財源 国・県 市債 その他 一般財源	△890,076 △58,610 △833,400 1,934 8,772		

6款 農林水産業費

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明					
					区分	金額						
1 林業振興費	582,213	△23,231	558,982	特定財源	△20,380	8 旅費	△154	◎職員給与費	0			
				国・県	△406	10 需用費	△20	◎森林整備事業費	△2,161			
				市債	△2,900	12 委託料	△7,493	○森林整備事業費★	△2,161			
				その他	△17,074	14 工事請負費	△14,565	◎森林保護対策事業費	△3,091			
				一般財源	△2,851	17 備品購入費	△1,365	◎森林公園費	△10,367			
						18 負担金補助 及び交付金	△457	◎ふくしま森林再生事 業費	△2,007			
				特定財源の内訳					24 積立金	823	○ふくしま森林再生 事業費★	△2,007
				(県) 造林事業費県補助金				△458			◎市有林管理事業費	2,396
				(県) ふくしま森林再生事業県補助金				△8			◎林道費	△4,888
				(県) 森林環境県交付金				△184			○林道整備事業費★	△2,929
				(県) 里山林保全対策事業費県補助金				244			◎森林経営管理事業費	△1,540
				(市債) 林道整備事業債				△2,900			○森林経営管理事業 費★	△1,540
				(他) 市有林基金利子				169			◎森林環境譲与税基金 費	△1,573
				(他) 立木売払収入				2,226				
(他) 森林環境譲与税基金繰入金				△19,469								
計	582,213	△23,231	558,982	特定財源	△20,380							
				国・県	△406							
				市債	△2,900							
				その他	△17,074							
				一般財源	△2,851							

6款 農林水産業費

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 商工振興費	3,772,652	△1,104	3,771,548	特定財源	△3,502	12 委託料	△4	◎振興事業費	△1,104
				国・県 一般財源	△3,502 2,398	18 負担金補助 及び交付金	△1,100	○創業・事業承継支 援事業費★	△1,100
特定財源の内訳								○産業DX推進事業 費★	△4
(国) デジタル田園都市国家構想交付金					△2				
(国) 地域経済循環創造事業交付金					△3,000				
(県) 活力ある商店街支援事業費県補助金					△500				
2 観光物産費	1,824,468	△11,319	1,813,149	特定財源	△7,875	12 委託料	△11,319	◎観光地整備事業費	△11,119
				国・県 その他 一般財源	△2,955 △4,920 △3,444			○サステイナブル観 光開発事業費★	△11,119
特定財源の内訳								◎観光振興対策事業費	△200
(国) 国立公園等資源整備事業費国庫補助金					△3,002			○旅行誘客推進事業 費★	△200
(県) 地域創生総合支援事業費県補助金					47				
(他) 地域再生マネージャー事業助成金					△4,920				
3 産業創出費	1,644,432	△43,742	1,600,690	特定財源	△1,280	7 報償費	△22	◎新事業創出促進事業	
				国・県	△1,280	10 需用費	△1,012	費	△484
				一般財源	△42,462	11 役務費	△813	○産業イノベーション	
						12 委託料	△3,321	ン事業費★	△328

7款 商工費

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
3 産業創出費	特定財源の内訳								
	(国) デジタル田園都市国家構想交付金				△1,285	13 使用料及び 賃借料	△274	○知的財産活用推進 事業費★	△156
	(県) うつくしま権限移譲交付金				5	27 繰出金	△38,300	◎企業誘導費	△4,958
								○企業誘致活動事業 費★	△4,958
								◎工業団地開発事業費	△38,300
計	7,316,918	△56,165	7,260,753	特定財源	△12,657				
				国・県	△7,737				
				その他	△4,920				
				一般財源	△43,508				

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
2 建築指導費	163,560	△12,657	150,903	特定財源	△5,400	12 委託料	△7,518	◎職員給与費	0
				国・県	△5,300	18 負担金補助 及び交付金	△5,139	◎建築指導事務費	△12,657
				その他	△100			○住宅・建築物耐震 化事業費★	△5,652
				一般財源	△7,257				

7款 商工費

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 建築指導費	特定財源の内訳						
				(国) 防災・安全交付金	△3,440		
				(国) 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業費国庫補助金	△507		
				(県) 木造住宅等耐震化支援事業費県補助金	△1,285		
				(県) 建築物耐震化促進事業費県補助金	△169		
				(県) うつくしま権限移譲交付金	101		
				(他) 木造住宅耐震診断事業費自己負担金	△100		
3 土地開発基金費	9,167	△8,308	859	一般財源	△8,308	27 繰出金	△8,308 ◎土地開発基金費
計	358,717	△20,965	337,752	特定財源	△5,400		
				国・県	△5,300		
				その他	△100		
				一般財源	△15,565		

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 道路建設費	1,320,603	△29,352	1,291,251	特定財源	△6,100	12 委託料	△18,420	◎道路費	△29,352
				市債	△6,100	14 工事請負費	△10,932	○生活道路改良舗装 事業費★	△29,352
特定財源の内訳 (市債) 道路整備事業債					△6,100				
2 道路維持費	4,788,093	△363,620	4,424,473	特定財源	△216,978	12 委託料	△182,014	◎道路費	△341,736
				国・県	△131,699	14 工事請負費	△164,462	○交通安全施設整備 事業費★	△21,156
				市債	△80,200	17 備品購入費	△17,144	◎橋りょう費	△538
				その他	△5,079			○橋りょう長寿命化 事業費★	△538
				一般財源	△146,642			◎浸水対策事業費	△20,759
特定財源の内訳								◎水路側溝費	△587
				(国) 防災・安全交付金	△126,121			○水路側溝整備事業 費★	△587
				(国) 道路更新防災等対策事業費国庫補助金	△36,578			◎地下道費	0
				(国) 臨時道路除雪事業費国庫補助金	31,000			◎駅前広場費	0
				(市債) 道路整備事業債	△80,200				
				(他) 交通安全対策特別交付金	△5,079				

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 工業団地整備事業費	222,016	0	222,016	特定財源	△76,000		◎工業団地整備事業費 ○工業団地整備事業費★
				国・県	△40,000		
				市債	△36,000		
				一般財源	76,000		
	特定財源の内訳						
				(国) 社会資本整備総合交付金	△40,000		
				(市債) 道路整備事業債	△36,000		
計	6,447,406	△392,972	6,054,434	特定財源	△299,078		
				国・県	△171,699		
				市債	△122,300		
				その他	△5,079		
				一般財源	△93,894		

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 3 河川費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明					
					区分	金額						
1 河川費	1,622,338	△47,935	1,574,403	特定財源	△47,887	7 報償費	△1,038	◎河川費 ○準用河川改修事業費★ ○普通河川改修事業費★ ○水辺空間整備事業費★ ◎急傾斜地崩壊対策事業費	△41,435 △12,760 △11,087 △880 △6,500			
				国・県	△4,087	10 需用費	△1,695					
				市債	△43,800	11 役務費	△29					
				一般財源	△48	12 委託料	△6,427					
						14 工事請負費	△24,694					
				特定財源の内訳						16 公有財産購入費	△5,100	
				(国) 排水機場施設管理国庫委託金						△4,758		
				(国) 徳定川浄化施設管理国庫委託金						△11		
				(県) 河川環境保全事業県委託金						682		
				(市債) 河川整備事業債						△43,800		
						18 負担金補助及び交付金	△6,500					
						21 補償補填及び賠償金	△2,452					
計	1,622,338	△47,935	1,574,403	特定財源	△47,887							
				国・県	△4,087							
				市債	△43,800							
				一般財源	△48							

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
3 街路費	381,898	△6,121	375,777	特定財源	△4,000	18 負担金補助 及び交付金	△6,121	◎街路整備費	0
				市債	△4,000			○環状線等街路整備 事業費★	0
				一般財源	△2,121			◎県営事業負担金	△6,121
	特定財源の内訳 (市債) 街路整備事業債				△4,000				
5 公園費	1,173,797	△27,509	1,146,288	特定財源	△24,744	10 需用費	△16,980	◎公園費	△27,709
				国・県	△4,267	14 工事請負費	△10,739	○公園改修費★	△7,019
				市債	△17,300	18 負担金補助 及び交付金	△184	○公園トイレ整備事 業費★	△3,720
				その他	△3,177	24 積立金	394	◎緑化推進事業費	△194
				一般財源	△2,765			○緑あふれるまちづ くり事業費★	△194
	特定財源の内訳							◎水と緑のまちづくり 基金費	394
	(国) 防災・安全交付金				△4,267				
	(市債) 公園整備事業債				△17,300				
	(他) 水と緑のまちづくり基金利子				199				
	(他) 水と緑のまちづくり基金寄附金				△1				
	(他) 公共施設等総合管理基金繰入金				△3,375				
7 公共下水道 費	4,990,674	2,063	4,992,737	一般財源	2,063	18 負担金補助 及び交付金	△248,692	◎公共下水道費	2,063
						23 投資及び出 資金	250,755		

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
8 公共交通対策費	370,450	△1,144	369,306	特定財源	△504	12 委託料	△1,144	◎総合交通対策費	△831
				国・県	△504			○生活路線バス維持 対策事業費★	0
				一般財源	△640			◎公共交通対策整備費	△313
	特定財源の内訳								
				(国) デジタル田園都市国家構想交付金	△572				
				(県) 市町村生活交通対策事業運行費県補助金	68				
計	9,567,921	△32,711	9,535,210	特定財源	△29,248				
				国・県	△4,771				
				市債	△21,300				
				その他	△3,177				
				一般財源	△3,463				

8款 土木費

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 住宅費	1,173,987	△142,194	1,031,793	特定財源	△107,656	14 工事請負費	△140,194	◎住宅総務費 △2,000 ○空家等対策事業費 ★ △2,000 ◎市営住宅費 △140,194 ○市営住宅ストック 総合改善事業費★ △126,273
				国・県	△42,133	18 負担金補助 及び交付金	△2,000	
				市債	△62,700			
				その他	△2,823			
				一般財源	△34,538			
	特定財源の内訳							
				(国) 社会資本整備総合交付金	△36,874			
				(国) 防災・安全交付金	△5,259			
				(市債) 公営住宅建設事業債	△51,600			
				(市債) 公共施設等除却事業債	△11,100			
				(他) 公共施設等総合管理基金繰入金	△2,823			
計	1,173,987	△142,194	1,031,793	特定財源	△107,656			
				国・県	△42,133			
				市債	△62,700			
				その他	△2,823			
				一般財源	△34,538			

8款 土木費

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 消防防災費	3,871,698	△13,358	3,858,340	特定財源	△10,072	10 需用費	△1,812	◎職員給与費	0
				国・県	359	12 委託料	△2,087	◎消防施設費	△6,300
				市債	△9,600	14 工事請負費	△3,747	○消防力整備事業費	
				その他	△831	17 備品購入費	△5,470	★	△5,470
				一般財源	△3,286	18 負担金補助及び交付金	△242	◎災害対策費	△7,058
									○防災情報発信事業費★
特定財源の内訳									
				(国) 地方経済生活環境創生交付金	△906				
				(県) 災害救助費繰替支弁金	1,265				
				(市債) 消防防災設備整備事業債	△9,600				
				(他) 公共施設等総合管理基金繰入金	△831				
2 災害対策費	20,040	△1,833	18,207	特定財源	△732	12 委託料	△1,833	◎浸水対策推進事業費	△1,833
				国・県	△732			○洪水ハザードマップ改訂事業費★	△1,833
				一般財源	△1,101				
特定財源の内訳									
				(国) 防災・安全交付金	△732				
計	3,891,738	△15,191	3,876,547	特定財源	△10,804				
				国・県	△373				
				市債	△9,600				
				その他	△831				
				一般財源	△4,387				

9款 消防費

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
2 総合教育支援センター費	515,567	△2,198	513,369	特定財源	△789	7 報償費	△1,249	◎職員給与費	0
				国・県	△789	8 旅費	△150	◎総合教育支援センター費	△2,198
				一般財源	△1,409	12 委託料	△799	○小中学校特別支援教育派遣事業費★	△2,198
				特定財源の内訳 (国) 教育支援体制整備事業費国庫補助金		△789			
計	722,788	△2,198	720,590	特定財源	△789				
				国・県	△789				
				一般財源	△1,409				

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 2 小中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明				
					区分	金額					
1 学校教育推進費	1,071,204	△39,918	1,031,286	特定財源	△5,492	7 報償費	△270	◎指導事業費	△574		
				国・県	△6,331	8 旅費	△237	◎奨学資金費	△1,710		
				その他	839	10 需用費	△67	○奨学資金給与事業			
				一般財源	△34,426	18 負担金補助及び交付金	△2,980	費★	△2,980		
				特定財源の内訳				19 扶助費	△37,634	◎小学校就学奨励援助費	△10,572
				(国) 教育支援体制整備事業費国庫補助金				24 積立金	1,270	◎中学校就学奨励援助費	△27,062
				(国) 小学校特別支援教育就学奨励費国庫補助金							
				(国) 小学校被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金							
				(国) 中学校特別支援教育就学奨励費国庫補助金							
				(国) 中学校被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金							
				(県) 森林環境県交付金							
				(他) 篤志奨学資金給与基金利子							
				(他) 奨学資金給与費寄附金							
				(他) 篤志奨学資金給与基金繰入金							
2 学校管理費	4,967,565	△15,001	4,952,564	特定財源	631,203	7 報償費	△37	◎職員給与費	0		
				国・県	631,203	8 旅費	△36	◎小学校教授費	△170		
				一般財源	△646,204	10 需用費	△1,162	◎小学校スクールバス			
				特定財源の内訳				12 委託料	△13,766	運行費	△13,766
				(国) 小学校被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金						◎中学校管理費	△1,053
				(国) 中学校被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金						◎中学校教授費	△12
						◎学校保健指導費	0				

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 2 小中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 学校管理費							◎学校給食費 0 ○学校給食費支援事業費★ 0
				(国) 地方創生臨時交付金 637,313			
				(国) 小学校理科教育設備整備費等国庫補助金 △133			
				(国) へき地児童生徒援助費等国庫補助金 △1,771			
				(国) 学校・家庭・地域連携協力推進事業費国庫補助金 △295			
				(国) 中学校理科教育設備整備費等国庫補助金 △132			
				(県) 公立中学校部活動指導員配置促進事業費県補助金 △850			
3 学校施設費	2,388,664	△220,531	2,168,133	特定財源 △230,128	8 旅費 △159		◎小学校施設費 △203,037
				国・県市債 △9,511	10 需用費 △599		○小学校施設環境整備事業費★ △6,896
				その他 △137,100	12 委託料 △24,345		○小学校長寿命化改修事業費★ △196,141
				一般財源 △83,517	13 使用料及び賃借料 △28,042		◎中学校施設費 △17,494
				9,597	14 工事請負費 △164,473		○中学校施設環境整備事業費★ △17,494
				特定財源の内訳	17 備品購入費 △2,913		
				(国) 地方経済生活環境創生交付金 △1,455			
				(国) 小学校学校施設環境改善交付金 △8,056			
				(市債) 小学校教育施設等整備事業債 △124,200			
				(市債) 中学校教育施設等整備事業債 △12,900			
				(他) 公共施設等総合管理基金繰入金 △83,517			

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 2 小中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
4 教育研修センター費	794,035	△9,611	784,424	特定財源	△4,423	10 需用費	△1,004	◎教育のDX推進費 △9,611 ○教育のDX推進事業費★ △9,611
				国・県 一般財源	△4,423 △5,188	12 委託料	△8,607	
特定財源の内訳								
(国) デジタル田園都市国家構想交付金					△1,218			
(国) 公立学校情報機器整備費国庫補助金					△3,205			
計	9,221,468	△285,061	8,936,407	特定財源	391,160			
				国・県	610,938			
				市債	△137,100			
				その他	△82,678			
				一般財源	△676,221			

(款) 10 教育費

(項) 3 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 生涯学習費	1,444,145	△17,243	1,426,902	特定財源	△15,600	12 委託料	△590	◎公民館費 △17,243
				市債 一般財源	△15,600 △1,643	14 工事請負費	△16,653	

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 3 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 生涯学習費	特定財源の内訳 (市債) 社会教育施設整備事業債						
2 図書館費	503,654	0	503,654	特定財源 その他 一般財源			◎図書館費 0
	特定財源の内訳 (他) 森林環境譲与税基金繰入金						
3 文化振興費	3,168,300	△217,950	2,950,350	特定財源 国・県 市債 その他 一般財源	7 報償費 8 旅費 11 役務費 12 委託料 14 工事請負費 24 積立金	△66 △145 △211 △17,335 △201,780 1,587	◎音楽堂整備基金費 212 ◎ふれあい科学館費 △639 ◎開成館費 △55,003 ◎歴史資料館費 △157,709 ○(仮称)歴史情報 ・公文書館施設整備 事業費★ △157,544 ◎文化財保護費 △5,975 ◎埋蔵文化財発掘調査 費 △211 ◎文化体育振興基金費 1,375
	特定財源の内訳						
				(国) 文化財発掘調査事業費国庫補助金		△8,398	
				(国) 都市構造再編集中支援事業費国庫補助金		△13,300	
				(国) デジタル田園都市国家構想交付金		△458	
				(国) 文化財保存事業費国庫補助金		△2,922	
				(県) 指定文化財保存活用事業費県補助金		△9,620	
				(市債) 社会教育施設整備事業債		△105,900	
				(他) 音楽堂整備基金利子		△9	

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 3 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
3 文化振興費				(他) こおりやま応援寄附金 1,375 (他) 文化体育振興寄附金 220 (他) 公共施設等総合管理基金繰入金 $\Delta 67,525$			
4 美術館費	333,712	$\Delta 1$	333,711	特定財源 94 その他 94 一般財源 $\Delta 95$	24 積立金	$\Delta 1$	◎美術館費 $\Delta 1$ ○美術品デジタル化 事業費★ 0
				特定財源の内訳 (他) 美術品取得基金利子 $\Delta 1$ (他) こおりやま応援寄附金 95			
計	5,449,811	$\Delta 235,194$	5,214,617	特定財源 $\Delta 222,340$ 国・県 $\Delta 34,698$ 市債 $\Delta 121,500$ その他 $\Delta 66,142$ 一般財源 $\Delta 12,854$			

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 4 保健体育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明				
					区分	金額					
1 スポーツ振興費	4,565,553	△10,948	4,554,605	特定財源	△5,067	7 報償費	△2,036	◎社会体育振興費 △3,773 ○東京2020オリンピック・パラリンピックレガシー継承事業費★ △1,778 ○健康づくりのためのスポーツ・レクリエーション啓発事業費★ △855 ○こおりやまスポーツイノベーション事業費★ △1,140 ◎体育館費 △251 ○スポーツ施設リノベーション事業費★ △251 ◎スポーツ広場費 △6,924			
				国・県	13,160	8 旅費	△593				
				市債	△14,700	10 需用費	△325				
				その他	△3,527	11 役務費	△92				
				一般財源	△5,881	14 工事請負費	△6,924				
						17 備品購入費	△727				
						18 負担金補助及び交付金	△251				
				特定財源の内訳							
				(国) デジタル田園都市国家構想交付金					△73		
				(国) 都市構造再編集中支援事業費国庫補助金					13,233		
(市債) 保健体育施設整備事業債				△14,700							
(他) 地方創生応援寄附金				30,000							
(他) 地方創生応援基金繰入金				△31,709							
(他) 公共施設等総合管理基金繰入金				△1,791							
(他) スポーツ教室教材費実費収入				△27							
計	4,565,553	△10,948	4,554,605	特定財源	△5,067						
				国・県	13,160						
				市債	△14,700						
				その他	△3,527						
				一般財源	△5,881						

10款 教育費

(款) 11 災害復旧費

(項) 3 文教施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 社会教育施設災害復旧費	101,288	△79,591	21,697	特定財源	△79,600	12 委託料	△1,536	◎令和3年発生災害復旧費 △79,591
				市債	△79,600	14 工事請負費	△78,055	
				一般財源	9			
	特定財源の内訳							
	(市債) 社会教育施設災害復旧事業債				△79,600			
計	101,288	△79,591	21,697	特定財源	△79,600			
				市債	△79,600			
				一般財源	9			

(款) 14 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	307,496	7,484	314,980	一般財源	7,484		
計	307,496	7,484	314,980	一般財源	7,484		

11款 災害復旧費

14款 予備費

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当(千円) 年間支給率(月分)	その他の手当 (千円)				計 (千円)	
補 正 後	長 等	3		33,996	11,729 (3.45)		45,725	4,738	50,463	
	議 員	38	275,076		94,902 (3.45)		369,978	80,165	450,143	
	その他の 特別職	4,701	200,841	17,100	5,901 (3.45)	3,475	227,317	2,988	230,305	
	計	4,742	475,917	51,096	112,532 (3.45)	3,475	643,020	87,891	730,911	
補 正 前	長 等	3		33,996	11,729 (3.45)		45,725	4,738	50,463	
	議 員	38	275,076		94,902 (3.45)		369,978	80,165	450,143	
	その他の 特別職	4,778	202,899	17,100	5,901 (3.45)	3,475	229,375	2,988	232,363	
	計	4,819	477,975	51,096	112,532 (3.45)	3,475	645,078	87,891	732,969	
比 較	長 等	0		0	0 (0.00)		0	0	0	
	議 員	0	0		0 (0.00)		0	0	0	
	その他の 特別職	△ 77	△ 2,058	0	0 (0.00)	0	△ 2,058	0	△ 2,058	
	計	△ 77	△ 2,058	0	0 (0.00)	0	△ 2,058	0	△ 2,058	

一般会計

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(1,360) 1,938	2,068,564	8,039,487	6,770,613	16,878,664	3,187,278	20,065,942	
補正前	(1,360) 1,938	2,071,655	8,039,487	6,467,493	16,578,635	3,187,934	19,766,569	
比較	(0) 0	△ 3,091	0	303,120	300,029	△ 656	299,373	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補正後	168,065	169,748	118,390	26,173	692,263	27,751	80
	補正前	168,065	169,748	118,390	26,173	698,842	28,428	80
	比較	0	0	0	0	△ 6,579	△ 677	0
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補正後	2,148,358	1,785,912		2,531	266,554	8,523	55
	補正前	2,148,358	1,785,912		2,531	266,554	8,523	55
	比較	0	0		0	0	0	0
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補正後	8,070				1,348,140		
	補正前	8,070				1,037,764		
	比較	0				310,376		

ア 会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 合 計 (千円)	備 考		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)				
補 正 後	(15) 1,781		7,363,591	5,767,353	13,130,944	2,529,679	15,660,623	
補 正 前	(15) 1,781		7,363,591	5,467,445	12,831,036	2,529,679	15,360,715	
比 較	(0) 0		0	299,908	299,908	0	299,908	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	168,065	148,928	118,390	25,660	686,347	27,211	80
	補 正 前	168,065	148,928	118,390	25,660	692,926	27,888	80
	比 較	0	0	0	0	△ 6,579	△ 677	0
当 の	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	1,620,402	1,341,850		2,531	266,554	8,523	55
	補 正 前	1,620,402	1,341,850		2,531	266,554	8,523	55
	比 較	0	0		0	0	0	0
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後	8,070				1,344,687		
	補 正 前	8,070				1,037,523		
	比 較	0				307,164		

イ 会計年度任用職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1,345) 157	2,068,564	675,896	1,003,260	3,747,720	657,599	4,405,319	
補 正 前	(1,345) 157	2,071,655	675,896	1,000,048	3,747,599	658,255	4,405,854	
比 較	(0) 0	△ 3,091	0	3,212	121	△ 656	△ 535	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後		20,820		513	5,916	540	
	補 正 前		20,820		513	5,916	540	
	比 較		0		0	0	0	
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	527,956	444,062					
	補 正 前	527,956	444,062					
	比 較	0	0					
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後					3,453		
	補 正 前					241		
	比 較					3,212		

継続費調書

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み
及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(変更)

(単位 千円、%)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度 末までの 支出額	前年度末 までの支出 (見込)額	当該年度 支出 予定額	当該年度 末までの 支出予定額	翌年度 以降支出 予定額	継続費の 総額に 対する 進捗率		
			年 度	年 割 額		左 の 財 源 内 訳									一般財源	
						特 定 財 源										
				国県支出金	市 債	そ の 他										
6 農林水 産業費	1 農業費	ため池防災・ 減災事業 (その2)	5	787,938		787,700		238		551,270		551,270		44.1		
			6	補正前 の額	986,247		985,900		347			1,222,915	1,222,915			
				補正額	△522,797		△522,800		3			△522,797	△522,797			
				補正後 の額	463,450		463,100		350			700,118	700,118		55.9	
			計	補正前 の額	1,774,185		1,773,600		585		551,270	1,222,915	1,774,185			
				補正額	△522,797		△522,800		3			△522,797	△522,797			
				補正後 の額	1,251,388		1,250,800		588		551,270	700,118	1,251,388		100.0	
			ため池防災・ 減災事業 (その3)	6	補正前 の額	731,946		731,600		346			731,946	731,946		
					補正額	△301,193		△301,300		107			△301,193	△301,193		
		補正後 の額			430,753		430,300		453			430,753	430,753		91.7	
		7		39,154		39,100		54					39,154	8.3		
		計		補正前 の額	771,100		770,700		400			731,946	731,946	39,154		
				補正額	△301,193		△301,300		107			△301,193	△301,193			
				補正後 の額	469,907		469,400		507			430,753	430,753	39,154	100.0	

(単位 千円、%)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度 未までの 支出額	前年度末 までの支出 (見込)額	当該年度 支出 予定額	当該年度 未までの 支出予定額	翌年度 以降支出 予定額	継続費の 総額に 対する 進捗率	
			年 度	年 割 額		左 の 財 源 内 訳									
						特 定 財 源									一般財源
				国県支出金	市 債	そ の 他									
10教育費	3 社会教 育費	(仮称) 歴史 情報・公文書 館整備事業	4	0										0.0	
			5	2,487,562	1,069,495	1,047,400	145,928	224,739		1,310,970		1,310,970		42.8	
			6	補正前 の額	692,305	81,900	549,200	61,205				1,868,897	1,868,897		
				補正額	△118,748	△74,900	△40,100	△3,873	125			△118,748	△118,748		
				補正後 の額	573,557	7,000	509,100	57,332	125			1,750,149	1,750,149		57.2
			計	補正前 の額	3,179,867	1,151,395	1,596,600	207,133	224,739		1,310,970	1,868,897	3,179,867		
				補正額	△118,748	△74,900	△40,100	△3,873	125			△118,748	△118,748		
				補正後 の額	3,061,119	1,076,495	1,556,500	203,260	224,864		1,310,970	1,750,149	3,061,119		100.0

(単位 千円、%)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度 未までの 支出額	前年度末 までの支出 額(見込)額	当該年度 支出 予定額	当該年度 未までの 支出予定額	翌年度 以降支出 予定額	継続費の 総額に 対する 進捗率	
			年 度	年 割 額		左 の 財 源 内 訳									
						特 定 財 源									
				一般財源	国県支出金	市 債	そ の 他								
10教育費	3 社会教 育費	開成館改修事 業	5	0										0.0	
			6	補正前 の 額	123,471	17,020	72,400		34,051			123,471	123,471		
				補正額	△55,003	△9,620	△30,000		△15,383			△55,003	△55,003		
				補正後 の 額	68,468	7,400	42,400		18,668			68,468	68,468		8.3
			7	222,102	29,900	132,400		59,802					222,102	27.1	
			8	222,102	29,900	132,400		59,802					222,102	27.1	
			9	222,102	29,900	132,400		59,802					222,102	27.1	
			10	補正前 の 額	30,723	10,240			20,483					30,723	
				補正額	55,003	9,620	30,000		15,383					55,003	
				補正後 の 額	85,726	19,860	30,000		35,866					85,726	10.4
			計	補正前 の 額	820,500	116,960	469,600		233,940			123,471	123,471	697,029	
				補正額								△55,003	△55,003	55,003	
				補正後 の 額	820,500	116,960	469,600		233,940			68,468	68,468	752,032	100.0

(単位 千円、%)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度 未までの 支出額	前年度末 までの支出 (見込)額	当該年度 支出 予定額	当該年度 未までの 支出予定額	翌年度 以降支出 予定額	継続費の 総額に 対する 進捗率	
			年 度	年 割 額		左 の 財 源 内 訳									一般財源
						特 定 財 源									
				国県支出金	市 債	そ の 他									
11災害復 旧費	3文教施 設災害 復旧費	開成館災害復 旧工事	5	0										0.0	
			6	補正前 の 額	101,288		101,200		88		101,288	101,288			
				補正額	△79,591		△79,600		9		△79,591	△79,591			
				補正後 の 額	21,697		21,600		97		21,697	21,697			14.8
			7	11,553		11,500		53					11,553	7.8	
			8	11,553		11,500		53					11,553	7.8	
			9	11,553		11,500		53					11,553	7.8	
			10	補正前 の 額	11,553		11,500		53					11,553	
				補正額	79,591		79,600		△9					79,591	
				補正後 の 額	91,144		91,100		44					91,144	61.8
			計	補正前 の 額	147,500		147,200		300			101,288	101,288	46,212	
				補正額								△79,591	△79,591	79,591	
				補正後 の 額	147,500		147,200		300			21,697	21,697	125,803	100.0

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(廃止)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
戸籍システム再構築事業 (標準化)	282,474			令和 6年度 令和12年度	282,474			173,433	109,041
	—			—	—			—	—
戸籍システムデータ移行 業務委託料	51,144			令和 6年度 令和 7年度	51,144				51,144
	—			—	—				—

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額		
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額			
1 普通債	35,727,814	44,793,931	補正前の額	11,471,100	3,347,690	補正前の額	52,917,341
			補正額	△ 1,479,500		補正額	△ 1,479,500
			補正後の額	9,991,600		補正後の額	51,437,841
(1) 総務	333,397	311,932	補正前の額	901,400	30,655	補正前の額	1,182,677
			補正額	△ 70,900		補正額	△ 70,900
			補正後の額	830,500		補正後の額	1,111,777
(2) 民生	1,004,921	1,018,139	補正前の額	313,000	171,480	補正前の額	1,159,659
			補正額	△ 12,200		補正額	△ 12,200
			補正後の額	300,800		補正後の額	1,147,459
(3) 衛生	4,909,811	4,499,067	補正前の額	143,900	479,125	補正前の額	4,163,842
			補正額	△ 23,200		補正額	△ 23,200
			補正後の額	120,700		補正後の額	4,140,642
(4) 労働		800	補正前の額	9,500		補正前の額	10,300
			補正額	△ 3,900		補正額	△ 3,900
			補正後の額	5,600		補正後の額	6,400
(5) 農林水産業	1,313,679	3,016,533	補正前の額	1,882,500	147,020	補正前の額	4,752,013
			補正額	△ 836,300		補正額	△ 836,300
			補正後の額	1,046,200		補正後の額	3,915,713
(7) 土木	11,753,729	15,139,424	補正前の額	3,006,000	1,167,460	補正前の額	16,977,964
			補正額	△ 187,400		補正額	△ 187,400
			補正後の額	2,818,600		補正後の額	16,790,564

一般会計

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額		
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額			
(8) 消防	1,075,659	959,513	補正前の額	116,200	197,854	補正前の額	877,859
			補正額	△ 9,600		補正額	△ 9,600
			補正後の額	106,600		補正後の額	868,259
(9) 教育	12,809,956	17,341,735	補正前の額	3,897,600	912,721	補正前の額	20,326,614
			補正額	△ 273,300		補正額	△ 273,300
			補正後の額	3,624,300		補正後の額	20,053,314
(10) 公営住宅	1,953,006	1,878,062	補正前の額	234,600	176,846	補正前の額	1,935,816
			補正額	△ 62,700		補正額	△ 62,700
			補正後の額	171,900		補正後の額	1,873,116
2 災害復旧債	4,833,273	5,212,861	補正前の額	101,200	43,358	補正前の額	5,270,703
			補正額	△ 79,600		補正額	△ 79,600
			補正後の額	21,600		補正後の額	5,191,103
(8) 文教	1,546,450	1,928,875	補正前の額	101,200	12,614	補正前の額	2,017,461
			補正額	△ 79,600		補正額	△ 79,600
			補正後の額	21,600		補正後の額	1,937,861
合 計	88,370,421	95,033,873	補正前の額	12,439,800	7,447,322	補正前の額	100,026,351
			補正額	△ 1,559,100		補正額	△ 1,559,100
			補正後の額	10,880,700		補正後の額	98,467,251

一般会計

(別紙)

令和6年度郡山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第6号)

令和6年度郡山市の後期高齢者医療特別会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,264千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,326,840千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		931,007	682	931,689
	1 他会計繰入金	931,007	682	931,689
4 諸収入		28,311	△3,946	24,365
	3 雑入	18,770	△3,946	14,824
歳 入	合 計	4,330,104	△3,264	4,326,840

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 保健事業費		9,015	△3,264	5,751
	1 保健事業費	9,015	△3,264	5,751
歳出	合計	4,330,104	△3,264	4,326,840

後期高齢者医療特別会計

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	3,361,941	0	3,361,941
2 繰入金	931,007	682	931,689
3 繰越金	8,845	0	8,845
4 諸収入	28,311	△3,946	24,365
歳入合計	4,330,104	△3,264	4,326,840

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	122,584	0	122,584				
2 広域連合納付金	4,188,965	0	4,188,965				
3 保健事業費	9,015	△3,264	5,751			△3,264	
4 諸支出金	9,540	0	9,540				
歳出合計	4,330,104	△3,264	4,326,840			△3,264	

後期高齢者医療特別会計

2 歳入

(款) 2 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	931,007	682	931,689	1 事務費繰入金	△ 128	事務費繰入金 △ 128
				2 職員給与費等繰入金	810	職員給与費等繰入金 810
計	931,007	682	931,689			

(款) 4 諸収入

(項) 3 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	18,770	△ 3,946	14,824	1 雑入	△ 3,946	後期高齢者医療広域連合保険者インセンティブ交付金 △ 55
						高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業補助金 △ 4,019
						後期高齢者医療広域連合東日本大震災等対応事業費補助金 15
						マイナンバーカードと健康保険証の一体化推進等事業費補助金 113
計	18,770	△ 3,946	14,824			

後期高齢者医療特別会計

3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	105,590	0	105,590				◎職員給与費 0 ◎一般管理事務費 0
	特定財源の内訳						
				(他) 事務費繰入金		△113	
				(他) 職員給与費等繰入金		810	
				(他) 後期高齢者医療広域連合保険者インセンティブ 交付金		44	
				(他) 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事 業補助金		△854	
				(他) マイナンバーカードと健康保険証の一体化推進 等事業費補助金		113	
計	105,590	0	105,590				

(款) 1 総務費

(項) 2 徴収費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 徴収費	16,994	0	16,994				◎徴収事務費 0
	特定財源の内訳						
				(他) 事務費繰入金		△15	

後期高齢者医療特別会計

(款) 1 総務費

(項) 2 徴収費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳 財源	節		説明
					区分	金額	
1 徴収費	(他) 後期高齢者医療広域連合東日本大震災等対応事業費補助金			15			
計	16,994	0	16,994				

(款) 3 保健事業費

(項) 1 保健事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳 財源	節		説明	
					区分	金額		
1 保健事業費	9,015	△3,264	5,751	特定財源	△3,264	8 旅費	△99	◎保健事業費 △3,264
				その他	△3,264	10 需用費	△10	
						11 役務費	△18	
						12 委託料	△3,137	
	特定財源の内訳							
	(他) 後期高齢者医療広域連合保険者インセンティブ 交付金			△99				
	(他) 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事 業補助金			△3,165				
計	9,015	△3,264	5,751	特定財源 その他	△3,264 △3,264			

後期高齢者医療特別会計

(別紙)

令和6年度郡山市介護保険特別会計補正予算(第5号)

令和6年度郡山市の介護保険特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,011千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,639,330千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		5,956,052	1,510	5,957,562
	2 国庫補助金	1,289,887	1,510	1,291,397
4 県支出金		3,852,304	△1,351	3,850,953
	2 県補助金	154,865	△1,351	153,514
5 財産収入		425	202	627
	1 財産運用収入	425	202	627
6 繰入金		4,438,041	△6,372	4,431,669
	1 一般会計繰入金	4,391,648	△5,562	4,386,086
	2 基金繰入金	46,393	△810	45,583
歳入	合計	28,645,341	△6,011	28,639,330

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 地域支援事業費		1,114,177	△7,016	1,107,161
	1 地域支援事業費	1,110,720	△7,016	1,103,704
4 基金積立金		690,104	202	690,306
	1 基金積立金	690,104	202	690,306
5 諸支出金		392,037	△810	391,227
	3 繰出金	110,517	△810	109,707
6 予備費		34,345	1,613	35,958
	1 予備費	34,345	1,613	35,958
歳 出	合 計	28,645,341	△6,011	28,639,330

介護保険特別会計

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	6,430,524	0	6,430,524
2 国庫支出金	5,956,052	1,510	5,957,562
3 支払基金交付金	7,172,352	0	7,172,352
4 県支出金	3,852,304	△1,351	3,850,953
5 財産収入	425	202	627
6 繰入金	4,438,041	△6,372	4,431,669
7 繰越金	795,040	0	795,040
8 諸収入	603	0	603
歳入合計	28,645,341	△6,011	28,639,330

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	733,626	0	733,626	4,211		△4,211	
2 保険給付費	25,681,052	0	25,681,052				
3 地域支援事業費	1,114,177	△7,016	1,107,161	△4,052		△1,351	△1,613
4 基金積立金	690,104	202	690,306			202	
5 諸支出金	392,037	△810	391,227			△810	
6 予備費	34,345	1,613	35,958				1,613
歳出合計	28,645,341	△6,011	28,639,330	159		△6,170	

2 歳入

(款) 2 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 地域支援事業交付金	265,685	△ 2,701	262,984	2 現年度分包括的支援事業・任意事業交付金	△ 2,701	現年度分包括的支援事業・任意事業交付金 △ 2,701
6 介護保険事業費補助金	816	4,211	5,027	1 介護保険事業費補助金	4,211	介護保険事業費国庫補助金 4,211
計	1,289,887	1,510	1,291,397			

(款) 4 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地域支援事業交付金	154,865	△ 1,351	153,514	2 現年度分包括的支援事業・任意事業交付金	△ 1,351	現年度分包括的支援事業・任意事業県交付金 △ 1,351
計	154,865	△ 1,351	153,514			

介護保険特別会計

(款) 5 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 利子及び配当金	425	202	627	1 利子及び配当金	202	介護保険給付費準備基金利子 202
計	425	202	627			

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 地域支援事業繰入金	154,865	△ 1,351	153,514	2 現年度分包括的支援事業・任意事業繰入金	△ 1,351	現年度分包括的支援事業・任意事業繰入金 △ 1,351
3 その他一般会計繰入金	1,026,652	△ 4,211	1,022,441	2 事務費繰入金	△ 4,211	事務費繰入金 △ 4,211
計	4,391,648	△ 5,562	4,386,086			

介護保険特別会計

(款) 6 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護保険給付費準備基金繰入金	46,393	△ 810	45,583	1 介護保険給付費準備基金繰入金	△ 810	介護保険給付費準備基金繰入金 △ 810
計	46,393	△ 810	45,583			

介護保険特別会計

3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	395,929	0	395,929	特定財源 0 国・県 4,211 その他 △4,211			◎一般管理事務費 0
	特定財源の内訳						
	(国) 介護保険事業費国庫補助金			4,211			
	(他) 事務費繰入金			△4,211			
計	395,929	0	395,929	特定財源 0 国・県 4,211 その他 △4,211			

(款) 3 地域支援事業費

(項) 1 地域支援事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明					
					区分	金額						
3 包括的支援事業・任意事業費	233,330	△7,016	226,314	特定財源	△5,403	7 報償費	△5,243	◎任意事業費 ○介護サービス相談員派遣事業費★	△7,016 △7,016			
				国・県	△4,052	8 旅費	△1,597					
				その他	△1,351	10 需用費	△32					
				一般財源	△1,613	11 役務費	△12					
				特定財源の内訳						18 負担金補助及び交付金	△132	
				(国) 現年度分包括的支援事業・任意事業交付金						△2,701		
(県) 現年度分包括的支援事業・任意事業県交付金				△1,351								
(他) 現年度分包括的支援事業・任意事業繰入金				△1,351								
計	1,110,720	△7,016	1,103,704	特定財源	△5,403							
				国・県	△4,052							
				その他	△1,351							
				一般財源	△1,613							

(款) 4 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 基金積立金	690,104	202	690,306	特定財源	202	24 積立金	202	◎介護保険給付費準備基金費	202
				その他	202				

介護保険特別会計

(款) 4 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 基金積立金	特定財源の内訳						
	(他) 介護保険給付費準備基金利子			202			
計	690,104	202	690,306	特定財源 202 その他 202			

(款) 5 諸支出金

(項) 3 繰出金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般会計繰出金	110,517	△810	109,707	特定財源 △810 その他 △810	27 繰出金	△810	◎一般会計繰出金 △810
	特定財源の内訳						
	(他) 介護保険給付費準備基金繰入金			△810			
計	110,517	△810	109,707	特定財源 △810 その他 △810			

介護保険特別会計

(款) 6 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	34,345	1,613	35,958	一般財源	1,613		
計	34,345	1,613	35,958	一般財源	1,613		

(別紙)

令和6年度郡山市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)

令和6年度郡山市の公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7,998千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,185千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		1	1	2
	1 使用料	1	1	2
2 財産収入		15	309	324
	1 財産運用収入	15	309	324
3 繰入金		9,167	△8,308	859
	1 一般会計繰入金	9,167	△8,308	859
歳入	合計	9,183	△7,998	1,185

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 土地開発基金費		9,183	△7,998	1,185
	1 土地開発基金費	9,183	△7,998	1,185
歳 出	合 計	9,183	△7,998	1,185

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	1	1	2
2 財産収入	15	309	324
3 繰入金	9,167	△8,308	859
歳入合計	9,183	△7,998	1,185

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 土地開発基金費	9,183	△7,998	1,185			△7,998	
歳出合計	9,183	△7,998	1,185			△7,998	

2 歳入

(款) 1 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 土地開発基金使用料	1	1	2	1 土地開発基金使用料	1	土地開発基金取得敷地内電柱等設置占用料 1
計	1	1	2			

(款) 2 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 利子及び配当金	15	309	324	1 利子及び配当金	309	土地開発基金利子 309
計	15	309	324			

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	9,167	△ 8,308	859	1 一般会計繰入金	△ 8,308	一般会計繰入金 △ 8,308
計	9,167	△ 8,308	859			

公共用地先行取得事業特別会計

3 歳出

(款) 1 土地開発基金費

(項) 1 土地開発基金費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 土地開発基金費	9,183	△7,998	1,185	特定財源	△7,998	8 旅費	△145	◎土地開発基金費 △7,998
				その他	△7,998	10 需用費	△635	
						11 役務費	△4,964	
						12 委託料	△2,254	
				特定財源の内訳				
			(他) 土地開発基金取得敷地内電柱等設置占用料	1				
			(他) 土地開発基金利子	309				
			(他) 一般会計繰入金	△8,308				
計	9,183	△7,998	1,185	特定財源	△7,998			
				その他	△7,998			

(別紙)

令和6年度郡山市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)

令和6年度郡山市の駐車場事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ13,015千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ177,905千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		164,523	13,044	177,567
	1 使用料	164,520	13,045	177,565
	2 手数料	3	△1	2
3 諸収入		148	△29	119
	1 雑入	148	△29	119
歳 入	合 計	164,890	13,015	177,905

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 駐車場事業費		164,890	13,015	177,905
	1 駐車場管理費	164,890	13,015	177,905
歳 出	合 計	164,890	13,015	177,905

駐車場事業特別会計

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	164,523	13,044	177,567
2 財産収入	219	0	219
3 諸収入	148	△29	119
歳入合計	164,890	13,015	177,905

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 駐車場事業費	164,890	13,015	177,905			13,015	
歳出合計	164,890	13,015	177,905			13,015	

2 歳入

(款) 1 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 駐車場使用料	164,520	13,045	177,565	1 駐車場使用料	13,045	駐車場使用料 13,045
計	164,520	13,045	177,565			

(款) 1 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 手数料	3	△ 1	2	1 手数料	△ 1	駐車場利用証明手数料 △ 1
計	3	△ 1	2			

(款) 3 諸収入

(項) 1 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	148	△ 29	119	1 雑入	△ 29	私用光熱水料 △ 29
計	148	△ 29	119			

駐車場事業特別会計

3 歳出

(款) 1 駐車場事業費

(項) 1 駐車場管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明
						区分	金額	
1 駐車場管理費	164,890	13,015	177,905	特定財源	13,015	8 旅費	△20	◎駐車場管理運営費 13,015
						10 需用費	△4,077	
						11 役務費	△438	
						12 委託料	△948	
						22 償還金 利子及び割引料	△409	
						26 公課費	△4,162	
						27 繰出金	23,069	
						計	164,890	
				その他	13,015			

駐車場事業特別会計

(別紙)

令和6年度郡山市県中都市計画郡山駅西口市街地再開発事業特別会計補正予算(第1号)

令和6年度郡山市の県中都市計画郡山駅西口市街地再開発事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,797千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 財産収入		22,795	2	22,797
	1 財産運用収入	22,795	2	22,797
歳 入	合 計	22,795	2	22,797

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 市街地再開発事業費		22,795	2	22,797
	1 市街地再開発事業費	22,795	2	22,797
歳 出	合 計	22,795	2	22,797

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 財産収入	22,795	2	22,797
歳入合計	22,795	2	22,797

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 市街地再開発事業費	22,795	2	22,797			2	
歳出合計	22,795	2	22,797			2	

2 歳入

(款) 1 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財産貸付収入	22,795	2	22,797	1 土地建物貸付収入	2	保留床貸付収入 2
計	22,795	2	22,797			

3 歳出

(款) 1 市街地再開発事業費

(項) 1 市街地再開発事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 事業費	22,795	2	22,797	特定財源 2 その他 2	27 繰出金	2	◎市街地再開発事業費 2
	特定財源の内訳						
	(他) 保留床貸付収入			2			
計	22,795	2	22,797	特定財源 2 その他 2			

(別紙)

令和6年度郡山市工業団地開発事業特別会計補正予算(第2号)

令和6年度郡山市の工業団地開発事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ53,007千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,328,303千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 財産収入		128	193	321
	1 財産運用収入	128	193	321
4 繰入金		821,382	△38,300	783,082
	1 一般会計繰入金	821,382	△38,300	783,082
5 市債		1,313,800	△14,900	1,298,900
	1 市債	1,313,800	△14,900	1,298,900
歳入	合計	2,381,310	△53,007	2,328,303

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 工業団地開発事業費		2,258,599	△36,672	2,221,927
	1 工業団地管理費	11,805	△879	10,926
	2 工業団地造成事業費	2,246,794	△35,793	2,211,001
2 公債費		122,711	△16,335	106,376
	1 公債費	122,711	△16,335	106,376
歳 出	合 計	2,381,310	△53,007	2,328,303

工業団地開発事業特別会計

第 2 表 地 方 債 補 正
(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
西部第一工業団地造成事業	千円 1,313,800		%		千円 1,298,900		%	
合 計	1,313,800				1,298,900			

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	146,000	0	146,000
2 県支出金	100,000	0	100,000
3 財産収入	128	193	321
4 繰入金	821,382	△38,300	783,082
5 市債	1,313,800	△14,900	1,298,900
歳入合計	2,381,310	△53,007	2,328,303

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 工業団地開発事業費	2,258,599	△36,672	2,221,927		△14,900	△21,772	
2 公債費	122,711	△16,335	106,376			△16,335	
歳出合計	2,381,310	△53,007	2,328,303		△14,900	△38,107	

工業団地開発事業特別会計

2 歳入

(款) 3 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財産貸付収入	128	193	321	1 土地建物貸付収入	193	土地貸付収入 193
計	128	193	321			

(款) 4 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	821,382	△ 38,300	783,082	1 一般会計繰入金	△ 38,300	一般会計繰入金 △ 38,300
計	821,382	△ 38,300	783,082			

(款) 5 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 事業債	1,313,800	△ 14,900	1,298,900	1 西部第一工業団地造成事業債	△ 14,900	西部第一工業団地造成事業債 △ 14,900
計	1,313,800	△ 14,900	1,298,900			

工業団地開発事業特別会計

3 歳出

(款) 1 工業団地開発事業費

(項) 1 工業団地管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明
						区分	金額	
1 工業団地管理費	11,805	△879	10,926	特定財源	△879	12 委託料	△879	◎西部第一工業団地管理費 △879
				その他	△879			
特定財源の内訳								
(他) 土地貸付収入					193			
(他) 一般会計繰入金					△1,072			
計	11,805	△879	10,926	特定財源	△879			
				その他	△879			

(款) 1 工業団地開発事業費

(項) 2 工業団地造成事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明
						区分	金額	
1 西部第一工業団地造成事業費	2,246,794	△35,793	2,211,001	特定財源	△35,793	8 旅費	△90	◎西部第一工業団地造成事業費 △35,793 ○西部第一工業団地造成事業費★ △35,793
				市債	△14,900	10 需用費	△295	
				その他	△20,893	12 委託料	△625	
						14 工事請負費	△19,623	
						18 負担金補助及び交付金	△866	
特定財源の内訳								
(市債) 西部第一工業団地造成事業債					△14,900	21 補償補填及び賠償金	△14,294	
(他) 一般会計繰入金					△20,893			

工業団地開発事業特別会計

(款) 1 工業団地開発事業費

(項) 2 工業団地造成事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	2,246,794	△35,793	2,211,001	特定財源 △35,793 市債 △14,900 その他 △20,893			

(款) 2 公債費

(項) 1 公債費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 利子	27,482	△16,335	11,147	特定財源 △16,335 その他 △16,335	22 償還金利子 及び割引料	△16,335	◎本年度償還利子 △16,335
	特定財源の内訳 (他) 一般会計繰入金			△16,335			
計	122,711	△16,335	106,376	特定財源 △16,335 その他 △16,335			

工業団地開発事業特別会計

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額		
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額			
西部第一工業団地 造成事業債	874,900	4,537,900	補正前の額	1,313,800	95,229	補正前の額	5,756,471
			補正額	△ 14,900		補正額	△ 14,900
			補正後の額	1,298,900		補正後の額	5,741,571
合 計	874,900	4,537,900	補正前の額	1,313,800	95,229	補正前の額	5,756,471
			補正額	△ 14,900		補正額	△ 14,900
			補正後の額	1,298,900		補正後の額	5,741,571

工業団地開発事業特別会計

(別紙)

令和6年度郡山市水道事業会計補正予算(第6号)

第1条 令和6年度郡山市水道事業会計の補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度郡山市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支		出
第1款 水道事業費用	8,021,779千円	2,250千円	8,024,029千円
第1項 営業費用	7,658,770千円	2,250千円	7,661,020千円

第3条 予算第7条に定めた(1)職員給与費「809,600千円」を「811,850千円」に改める。

注記

1 重要な会計方針に係る事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法、評価方法は先入先出法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の償却方法は、定額法によっている。

(3) 引当金の計上方法

イ 退職給付引当金

退職手当支給に備えるため、全職員が自己都合により退職した場合の要支給見込額を計上している。

なお、当年度において、退職手当支給見込額39,440千円、一般会計への退職手当負担金支出見込額13,958千円及び下水道事業会計への退職手当負担金支出見込額8,286千円を合わせた額61,684千円は退職給付引当金を取り崩す。

ロ 賞与引当金

翌年度の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ハ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜き方式によっている。

令和6年度郡山市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正額	備考
1 水道事業費用			2,250	
	1 営業費用		2,250	
		5 総係費	2,250	退職給付費を補正

令和6年度郡山市水道事業会計キャッシュ・フロー計算書
 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益 (△は純損失)	455,647
減価償却費	3,000,711
固定資産除却費	40,256
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 337
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 13,541
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 6,064
長期前受金戻入額	△ 418,371
受取利息及び受取配当金	1,251
支払利息	76,528
未収金の増減額 (△は増加)	90,349
未払金の増減額 (△は減少)	△ 441,560
前払金の増減額 (△は増加)	739,950
小計	3,524,819
利息及び配当金の受取額	△ 1,251
利息の支払額	△ 76,528
業務活動によるキャッシュ・フロー	3,447,040

2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 6,717,031
有形固定資産の売却による収入	2,091
短期貸付金の回収による収入	168,000
工事負担金による収入	465,028
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 6,081,912
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等企業債の償還による支出	△ 615,134
他会計からの出資による収入	142,099
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 473,035
資金増加額(又は減少額)	△ 3,107,907
資金期首残高	10,492,728
資金期末残高	7,384,821

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損 益 勘 定 支 弁 職 員	(21)	316	328,408	252,839	581,563	108,938	690,501
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	()		62,620	37,944	100,564	20,785	121,349
	合 計	(21)	316	391,028	290,783	682,127	129,723	811,850
補 正 前	損 益 勘 定 支 弁 職 員	(21)	316	328,408	250,589	579,313	108,938	688,251
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	()		62,620	37,944	100,564	20,785	121,349
	合 計	(21)	316	391,028	288,533	679,877	129,723	809,600
比 較	損 益 勘 定 支 弁 職 員	(0)	0	0	2,250	2,250	0	2,250
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	()		0	0	0	0	0
	合 計	(0)	0	0	2,250	2,250	0	2,250

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
手 当 の 内 訳	補 正 後	12,292	8,161	5,637	870	37,521	2,053	
	補 正 前	12,292	8,161	5,637	870	37,521	2,053	
	比 較	0	0	0	0	0	0	
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当	退 職 給 付 費
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後	91,462	72,644		11,212	788		48,143
補 正 前	91,462	72,644		11,212	788		45,893	
比 較	0	0		0	0		2,250	

水道事業会計

(1) 会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区	分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
		特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損 益 勘 定	14	(1)	316	295,650	238,421	534,387	101,176	635,563
	支 弁 職 定		(67)						
	資 本 勘 定		()		62,620	37,944	100,564	20,785	121,349
	合 計	14	(81)	316	358,270	276,365	634,951	121,961	756,912
補 正 前	損 益 勘 定	14	(1)	316	295,650	236,171	532,137	101,176	633,313
	支 弁 職 定		(67)						
	資 本 勘 定		()		62,620	37,944	100,564	20,785	121,349
	合 計	14	(81)	316	358,270	274,115	632,701	121,961	754,662
比 較	損 益 勘 定	0	(0)	0	0	2,250	2,250	0	2,250
	支 弁 職 定		(0)						
	資 本 勘 定		()		0	0	0	0	0
	合 計	0	(0)	0	0	2,250	2,250	0	2,250

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	補 正 後	12,292	7,048	5,637	705	37,377	2,053		
	補 正 前	12,292	7,048	5,637	705	37,377	2,053		
	比 較	0	0	0	0	0	0		
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当	退 職 給 付 費	
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
		補 正 後	84,485	66,625		11,212	788		48,143
		補 正 前	84,485	66,625		11,212	788		45,893
	比 較	0	0		0	0		2,250	

水道事業会計

令和 6 年度郡山市水道事業予定貸借対照表

(令和 7 年 3 月 3 1 日)

(単位 千円)

		資 産 の 部					
1	固 定 資 産						
(1)	有 形 固 定 資 産						
	イ 土 地					1,273,339	
	ロ 建 物				6,052,854		
	ハ 構 造	減 価 償 却 累 計			<u>△ 4,017,507</u>		2,035,347
	ニ 機 械 及 び 装 置	減 価 償 却 累 計			<u>△ 64,029,827</u>	57,281,186	
	ホ 車 両 運 搬 具	減 価 償 却 累 計			<u>△ 12,350,430</u>	2,928,524	
	ヘ 船 舶	減 価 償 却 累 計			<u>80,132</u>		14,906
	ト 工 具 器 具 及 び 備 品	減 価 償 却 累 計			<u>△ 65,226</u>		15
	チ 建 設 仮 勘 定	減 価 償 却 累 計			<u>310</u>		
	有 形 固 定 資 産 合 計	減 価 償 却 累 計			<u>△ 295</u>		
(2)	無 形 固 定 資 産				294,075		
	イ ソ フ ト ウ ェ ア	減 価 償 却 累 計			<u>△ 215,998</u>	78,077	
	ロ ダ ム 使 用 権					2,660,844	
	ハ 電 話 加 入 権						66,272,238
	無 形 固 定 資 産 合 計						
(3)	投 資 そ の 他 の 資 産						
	イ 出 資						
	投 資 そ の 他 の 資 産 合 計					2,467	
	固 定 資 産 合 計					<u>2,467</u>	73,149,002

水道事業会計

2	流	動	資	産			
(1)	現	金	預	金		7,384,821	
(2)	未		収	金	547,726		
	貸	倒	引	金	<u>△ 13,460</u>	534,266	
(3)	貯		蔵	品		46,102	
(4)	そ	の	流	産		<u>1</u>	
	流	他	動	産			7,965,190
	資	産	産	計			<u>81,114,192</u>

負債の部

3	固	定	負	債			
(1)	企	業	業	債			
	イ	建	費	計	4,208,814		
	企	業	債	金		4,208,814	
(2)	引	職	給	計			
	引	当	付	金	<u>704,235</u>	704,235	
	固	定	負	債			4,913,049
4	流	動	負	債			
(1)	企	業	業	債			
	イ	建	費	計	<u>398,249</u>	398,249	
	企	業	債	金		1,285,209	
(2)	未		払	計			
(3)	引	与	引	金	<u>59,181</u>	59,181	
	引	当	金	計		7,429	
(4)	預	動	負	債			1,750,068
	流	延	債	計			
5	繰	延	債	計			
(1)	長	期	前	受		18,750,205	
	繰	化	累	計		<u>△ 9,812,002</u>	8,938,203
	負	債	益	合			<u>15,601,320</u>

水道事業会計

(参考資料)

令和6年度郡山市水道事業会計補正予算明細書
収益的支出

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 水道事業費用		8,021,779	2,250	8,024,029		
1 営業費用		7,658,770	2,250	7,661,020		
	5 総係費	438,647	2,250	440,897	退職給付費	2,250
収益的支出合計		8,021,779	2,250	8,024,029		

(別紙)

令和6年度郡山市下水道事業会計補正予算(第5号)

第1条 令和6年度郡山市下水道事業会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度郡山市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量のうち、(4)主要な建設改良事業、公共下水道建設費「5,309,090千円」を「4,883,212千円」に、特定環境保全公共下水道建設費「187,749千円」を「183,994千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収			入
第1款	下水道事業収益	9,082,750千円	△145,139千円	8,937,611千円
第1項	営業収益	5,839,506千円	△103,872千円	5,735,634千円
第2項	営業外収益	3,241,151千円	△112,767千円	3,128,384千円
第3項	特別利益	2,093千円	71,500千円	73,593千円
	支			出
第1款	下水道事業費用	9,430,015千円	△382,942千円	9,047,073千円
第1項	営業費用	8,648,077千円	△382,942千円	8,265,135千円

第4条 予算第4条本文括弧書を(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,409,516千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額161,927千円、当年度分損益勘定留保資金3,209,046千円及び減債積立金38,543千円で補てんするものとする。)に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収			入
第1款	下水道事業資本的収入	7,328,475千円	△181,351千円	7,147,124千円
第1項	企業債	3,488,400千円	△310,400千円	3,178,000千円
第2項	他会計出資金	1,670,767千円	250,755千円	1,921,522千円
第3項	負担金及び分担金	79,519千円	△2,451千円	77,068千円
第4項	補助金	2,089,789千円	△119,255千円	1,970,534千円
	支			出
第1款	下水道事業資本的支出	10,986,683千円	△430,043千円	10,556,640千円
第1項	建設改良費	5,940,691千円	△430,043千円	5,510,648千円

第5条 予算第7条に定めた起債の限度額を、次のとおり改める。

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	変更前	変更後			
下水道整備事業	千円 3,084,300	千円 2,773,900			
合計	3,762,400	3,452,000			

第6条 予算第10条に定めた(1)職員給与費「671,764千円」を「696,431千円」に改める。

注記

1 重要な会計方針に係る事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法、評価方法は先入先出法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の償却方法は、定額法によっている。

(3) 引当金の計上方法

イ 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計が負担しているため、退職給付引当金は計上していない。

ロ 賞与引当金

翌年度の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ハ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜き方式によっている。

2 セグメント情報

報告セグメントの概要等

下水道事業会計は、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を運営していることから、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の2つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容等は以下のとおりである。

セグメント区分	事業の内容
公共下水道事業	市街地における、し尿・生活雑排水等の排除及び雨水排除
特定環境保全公共下水道事業	湖南地区における、し尿・生活雑排水等の処理

(単位 千円)

	公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業	合計
セグメント資産	138,558,895	6,050,898	144,609,793
セグメント負債	99,273,851	4,379,969	103,653,820

下水道事業会計

令和6年度郡山市下水道事業会計補正予算実施計画

収益の収入及び支出

収入

(単位 千円)

款	項	目	補正額	備考
1 下水道事業収益			△ 145,139	
	1 営業収益		△ 103,872	
		2 他会計負担金	△ 103,872	雨水処理一般会計負担金を補正
	2 営業外収益		△ 112,767	
		1 他会計負担金	△ 85,778	汚水処理等一般会計負担金を補正
		2 他会計補助金	△ 34,375	汚水処理等一般会計補助金を補正
		5 長期前受金戻入	7,386	国庫補助金等収益化額を補正
	3 特別利益		71,500	
1 過年度損益修正益		71,500	流域下水道維持管理負担金還付金	

支出

(単位 千円)

款	項	目	補正額	備考
1 下水道事業費用			△ 382,942	
	1 営業費用		△ 382,942	
		1 管渠費	△ 63,508	管渠維持管理費用を補正
		2 ポンプ場費	△ 72,047	ポンプ場維持管理費用を補正

下水道事業会計

(単位 千円)

款	項	目	補正額	備考
1 下水道事業費用	1 営業費用	3 処理場費 (郡山)	△ 9,703	下水道管理センター維持管理費用を補正
		4 処理場費 (湖南)	△ 8,248	湖南浄化センター維持管理費用を補正
		8 流域下水道管理費	△ 12,797	流域下水道維持管理負担金を補正
		9 給与費	24,667	職員給与費を補正
		10 減価償却費	△ 166,303	固定資産減価償却費を補正
		11 資産減耗費	△ 75,003	有形固定資産除却費を補正

下水道事業会計

資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 下水道事業資本的収入			△ 181,351	
	1 企業債		△ 310,400	
		1 建設企業債	△ 310,400	建設改良事業企業債を補正
	2 他会計出資金		250,755	
		1 他会計出資金	250,755	一般会計出資金を補正
	3 負担金及び分担金		△ 2,451	
		3 工事負担金	△ 2,451	建設工事負担金を補正
	4 補助金		△ 119,255	
		1 国庫補助金	△ 127,183	建設改良事業国庫補助金を補正
2 県補助金		7,928	建設改良事業県補助金	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 下水道事業資本的支出			△ 430,043	
	1 建設改良費		△ 430,043	
		1 公共下水道建設費	△ 425,878	公共下水道整備費用を補正
		3 特定環境保全公共下水道建設費	△ 3,755	特定環境保全公共下水道整備費用を補正
		5 固定資産購入費	△ 410	固定資産取得費用を補正

下水道事業会計

令和6年度郡山市下水道事業会計キャッシュ・フロー計算書
 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益 (△は純損失)	△ 271,389
減価償却費	4,586,698
固定資産除却費	36,108
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 1,412
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 21,981
長期前受金戻入額	△ 1,413,521
支払利息	775,498
未収金の増減額 (△は増加)	△ 213,648
未払金の増減額 (△は減少)	△ 2,245,664
前払金の増減額 (△は増加)	831,201
小計	2,061,890
利息の支払額	△ 775,498
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,286,392

2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 7,245,990
無形固定資産の取得による支出	△ 135,023
国庫補助金による収入	2,642,203
県補助金による収入	7,928
受益者負担金分担金による収入	69,768
工事負担金による収入	7,300
特定収入仮払消費税及び地方消費税による支出	△ 182,104
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,835,918
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等企業債による収入	3,892,500
その他の企業債による収入	274,000
建設改良費等企業債の償還による支出	△ 5,000,354
その他の企業債の償還による支出	△ 45,638
他会計からの出資による収入	1,921,522
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,042,030
資金増加額（又は減少額）	△ 2,507,496
資金期首残高	3,031,014
資金期末残高	523,518

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損 益 勘 定 支 弁 職 員	(12)	316	186,249	164,524	351,089	62,653	413,742
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	()	162	139,285	95,098	234,545	48,144	282,689
	合 計	(12) 68	478	325,534	259,622	585,634	110,797	696,431
補 正 前	損 益 勘 定 支 弁 職 員	(12)	316	186,249	139,857	326,422	62,653	389,075
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	()	162	139,285	95,098	234,545	48,144	282,689
	合 計	(12) 68	478	325,534	234,955	560,967	110,797	671,764
比 較	損 益 勘 定 支 弁 職 員	(0)	0	0	24,667	24,667	0	24,667
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	()	0	0	0	0	0	0
	合 計	(0) 0	0	0	24,667	24,667	0	24,667

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
手 当 の 内 訳	補 正 後	13,268	6,157	5,781	1,187	36,800	1,009	
	補 正 前	13,268	6,157	5,781	1,187	36,800	1,009	
	比 較	0	0	0	0	0	0	
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当	退 職 給 付 費
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後	75,674	62,637		10,227	670		46,212
補 正 前	75,674	62,637		10,227	670		21,545	
比 較	0	0		0	0		24,667	

下水道事業会計

(1) 会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区	分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
		特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損 益 勘 定	13	()	316	164,980	155,148	320,444	57,898	378,342
	支 弁 職 員	4	()	162	139,285	95,098	234,545	48,144	282,689
	資 本 勘 定								
	合 計	17	()	478	304,265	250,246	554,989	106,042	661,031
補 正 前	損 益 勘 定	13	()	316	164,980	130,481	295,777	57,898	353,675
	支 弁 職 員	4	()	162	139,285	95,098	234,545	48,144	282,689
	資 本 勘 定								
	合 計	17	()	478	304,265	225,579	530,322	106,042	636,364
比 較	損 益 勘 定	0	()	0	0	24,667	24,667	0	24,667
	支 弁 職 員	0	()	0	0	0	0	0	0
	資 本 勘 定								
	合 計	0	()	0	0	24,667	24,667	0	24,667

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後	13,268	5,507	5,781	1,007	36,800	1,009	
	補 正 前	13,268	5,507	5,781	1,007	36,800	1,009	
	比 較	0	0	0	0	0	0	
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当	退 職 給 付 費
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
		補 正 後	71,086	58,679		10,227	670	
補 正 前	71,086	58,679		10,227	670		21,545	
比 較	0	0		0	0		24,667	

下水道事業会計

令和6年度郡山市下水道事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位 千円)

		資 産 の 部		
1	固 定 資 産			
(1)	有 形 固 定 資 産			
	イ 土 地 物 産		3,715,943	
	ロ 建 築 物 額	2,288,082		
	減価償却累計額	<u>△ 1,070,737</u>	1,217,345	
	ハ 構 築 物 額	182,418,556		
	減価償却累計額	<u>△ 55,794,203</u>	126,624,353	
	ニ 機 械 及 び 装 置	15,051,768		
	減価償却累計額	<u>△ 9,768,731</u>	5,283,037	
	ホ 車 両 及 び 運 搬 具	16,973		
	減価償却累計額	<u>△ 8,971</u>	8,002	
	ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	53,501		
	減価償却累計額	<u>△ 19,989</u>	33,512	
	ト 建 設 仮 勘 定		796,297	
	有形固定資産合計		<u>796,297</u>	137,678,489
(2)	無 形 固 定 資 産			
	イ 施 設 利 用 権		5,106,432	
	無形固定資産合計		<u>5,106,432</u>	5,106,432
(3)	投 資 そ の 他 の 資 産			
	イ 出 資		8,384	
	投資その他の資産合計		<u>8,384</u>	8,384
	有形固定資産合計			<u>142,793,305</u>
2	流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金		523,518	
(2)	未 貸 倒 収 引 当 金	1,313,058		
	貯 流 資 産 合 計	<u>△ 22,806</u>	1,290,252	
	流動資産合計		<u>2,718</u>	1,816,488
				<u>144,609,793</u>

下水道事業会計

負債の部

3	固定負債					
(1)	企業債					
	イ 建設改良費等企業債		50,878,654			
	ロ その他企業債		528,069			
	企業債合計				51,406,723	
4	流動負債					51,406,723
(1)	企業債					
	イ 建設改良費等企業債		4,720,416			
	ロ その他企業債		45,731			
	企業債合計				4,766,147	
(2)	未引当				1,219,668	
(3)	引当					
	イ 賞与引当金		51,408			
	引当金合計				51,408	
(4)	預流				5,175	
	流動負債合計					6,042,398
5	繰上					
(1)	長期繰上				67,176,250	
	繰上				△ 20,971,551	
	繰上合計					46,204,699
	繰上合計					103,653,820

(参考資料)

令和6年度郡山市下水道事業会計補正予算明細書
収益的収入

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 下水道事業収益		9,082,750	△ 145,139	8,937,611		
1 営業収益		5,839,506	△ 103,872	5,735,634		
	2 他会計負担金	1,555,352	△ 103,872	1,451,480	他会計負担金	△ 103,872
2 営業外収益		3,241,151	△ 112,767	3,128,384		
	1 他会計負担金	1,666,853	△ 85,778	1,581,075	他会計負担金	△ 85,778
	2 他会計補助金	144,261	△ 34,375	109,886	他会計補助金	△ 34,375
	5 長期前受金戻入	1,406,135	7,386	1,413,521	長期前受金戻入	7,386
3 特別利益		2,093	71,500	73,593		
	1 過年度損益修正益	1	71,500	71,501	過年度損益修正益	71,500
収益的収入合計		9,082,750	△ 145,139	8,937,611		

収益的支出

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 下水道事業費用		9,430,015	△ 382,942	9,047,073		
1 営業費用		8,648,077	△ 382,942	8,265,135		
	1 管渠費	497,141	△ 63,508	433,633	委託料	△ 30,090
					修繕費	△ 33,418
	2 ポンプ場費	332,328	△ 72,047	260,281	旅費	△ 24
					備消耗品費	△ 187
					光熱水費	△ 15
					通信運搬費	△ 1,264

下水道事業会計

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 営業費用	2 ポンプ場費				委託料	△ 12,005
					手数料	△ 70
					修繕費	△ 49,369
					動力費	△ 9,064
					薬品費	△ 49
	3 処理場費 (郡山)	182,815	△ 9,703	173,112	備消耗品費	△ 124
					光熱水費	△ 175
					委託料	△ 743
					修繕費	△ 6,300
					動力費	△ 2,361
	4 処理場費 (湖南)	130,996	△ 8,248	122,748	委託料	△ 8,248
8 流域下水道管理費	1,674,250	△ 12,797	1,661,453	負担金	△ 12,797	
9 給与費	388,759	24,667	413,426	退職給付費	24,667	
10 減価償却費	4,753,001	△ 166,303	4,586,698	有形固定資産減価償却費	△ 174,218	
				無形固定資産減価償却費	7,915	
11 資産減耗費	404,856	△ 75,003	329,853	固定資産除却費	△ 75,003	
収益的支出合計		9,430,015	△ 382,942	9,047,073		

下水道事業会計

資 本 的 収 入

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 下水道事業資本的収入		7,328,475	△ 181,351	7,147,124		
1 企業債		3,488,400	△ 310,400	3,178,000		
	1 建設企業債	3,084,300	△ 310,400	2,773,900	建設企業債	△ 310,400
2 他会計出資金		1,670,767	250,755	1,921,522		
	1 他会計出資金	1,670,767	250,755	1,921,522	他会計出資金	250,755
3 負担金及び分担金		79,519	△ 2,451	77,068		
	3 工事負担金	9,751	△ 2,451	7,300	工事負担金	△ 2,451
4 補助金		2,089,789	△ 119,255	1,970,534		
	1 国庫補助金	2,089,789	△ 127,183	1,962,606	国庫補助金	△ 127,183
	2 県補助金	0	7,928	7,928	県補助金	7,928
資本的収入合計		7,328,475	△ 181,351	7,147,124		

資 本 的 支 出

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 下水道事業資本的支出		10,986,683	△ 430,043	10,556,640		
1 建設改良費		5,940,691	△ 430,043	5,510,648		
	1 公共下水道建設費	5,309,090	△ 425,878	4,883,212	委託料	△ 134,851
					工事請負費	△ 191,987
					補償金及び賠償金	△ 97,441
					負担金	△ 1,599
	3 特定環境保全公共下水道建設費	187,749	△ 3,755	183,994	委託料	△ 1,756
					工事請負費	△ 1,999

下水道事業会計

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 建設改良費	5 固定資産購入費	8,602	△ 410	8,192	車両及び車両運搬具	△ 363
					工具器具及び備品購入費	△ 47
資本的支出合計		10,986,683	△ 430,043	10,556,640		

(別紙)

令和6年度郡山市農業集落排水事業会計補正予算(第3号)

第1条 令和6年度郡山市農業集落排水事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度郡山市農業集落排水事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量のうち、(4)主要な建設改良事業、農業集落排水事業建設費「52,274千円」を「50,986千円」に改める。

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)		(補正予定額)	(計)
	収	入		
第1款 農業集落排水事業資本的収入		203,811千円	△1,288千円	202,523千円
第1項 企業債		49,600千円	△1,200千円	48,400千円
第2項 他会計出資金		154,211千円	△88千円	154,123千円
	支		出	
第1款 農業集落排水事業資本的支出		438,960千円	△1,288千円	437,672千円
第1項 建設改良費		52,274千円	△1,288千円	50,986千円

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を、次のとおり改める。

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	変更前	変更後			
農業集落排水施設整備事業	千円 49,600	千円 48,400			
合計	49,600	48,400			

注記

1 重要な会計方針に係る事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法、評価方法は先入先出法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の償却方法は、定額法によっている。

(3) 引当金の計上方法

イ 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計が負担しているため、退職給付引当金は計上していない。

ロ 賞与引当金

翌年度の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ハ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜き方式によっている。

令和 6 年度郡山市農業集落排水事業会計補正予算実施計画
資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	補正額	備考
1 農業集落排水事業資本的収入			△ 1,288	
	1 企業債		△ 1,200	
		1 建設企業債	△ 1,200	建設改良事業企業債を補正
	2 他会計出資金		△ 88	
		1 他会計出資金	△ 88	一般会計出資金を補正

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正額	備考
1 農業集落排水事業資本的支出			△ 1,288	
	1 建設改良費		△ 1,288	
		1 農業集落排水事業建設費	△ 1,288	農業集落排水施設整備費用を補正

令和6年度郡山市農業集落排水事業会計キャッシュ・フロー計算書
 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益 (△は純損失)	0
減価償却費	386,068
固定資産除却費	4,985
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	25
賞与引当金の増減額 (△は減少)	38
長期前受金戻入額	△ 161,897
支払利息	53,264
未収金の増減額 (△は増加)	84,159
未払金の増減額 (△は減少)	79,467
小計	446,109
利息の支払額	△ 53,264
業務活動によるキャッシュ・フロー	392,845

2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 46,351
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 46,351
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入金の返済による支出	△ 162,000
建設改良費等企業債による収入	48,400
建設改良費等企業債の償還による支出	△ 386,686
他会計からの出資による収入	154,123
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 346,163
資金増加額(又は減少額)	331
資金期首残高	528
資金期末残高	859

令和6年度郡山市農業集落排水事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位 千円)

		資 産 の 部						
1	固 定 資 産							
(1)	有 形 固 定 資 産							
	イ 土 地							184,706
	ロ 建 物				477,298			
	ハ 構 築 物	減 価 却 累 計			<u>△ 178,831</u>			298,467
	ニ 機 械 及 び 装 置	減 価 却 累 計			<u>△ 5,188,358</u>			9,122,908
	ホ 車 両 及 び 運 搬 具	減 価 却 累 計			<u>△ 1,828,002</u>			696,848
	ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	減 価 却 累 計			91			
					0			91
					145			
					<u>△ 138</u>			7
	有 形 固 定 資 産 合 計						<u>10,303,027</u>	
	固 定 資 産 合 計							10,303,027
2	流 動 資 産							
(1)	現 金 預 金							859
(2)	未 貸 倒 収 引 当							106,270
(3)	貯 流 資 産 合 計							<u>△ 130</u>
								106,140
								<u>410</u>
	流 動 資 産 合 計							<u>107,409</u>
	資 産 合 計							<u><u>10,410,436</u></u>

負債の部

3	固定負債	債			
(1)	企業建設改良費等	業債計			
	イ 建設改良費等	業債計	2,499,112		
	企業固定負債	業債計		2,499,112	
	イ 企業固定負債	業債計			2,499,112
4	流動負債	債			
(1)	企業建設改良費等	業債計			
	イ 建設改良費等	業債計	364,902		
(2)	未引	業債計		364,902	
(3)	引賞与引当金	業債計		107,634	
	イ 引賞与引当金	業債計	573		
	引賞与引当金	業債計		573	
(4)	預流	業債計		44	
	イ 預流	業債計			473,153
5	繰上	債			
(1)	繰上	業債計		7,772,510	
	繰上	業債計		△ 3,250,006	
	繰上	業債計			4,522,504
	繰上	業債計			<u>7,494,769</u>

資 本 の 部

6	資	本	金			
(1)	資	本	金			
	イ	有	本		825,063	
	ロ	会	資	出	1,947,903	
	ハ	入	資	本	17,974	
	資	本	金	合		
	資	本	金	合		
						<u>2,790,940</u>
						2,790,940
7	剩	余	金			
(1)	資	本	剩	余		
	イ	国	庫	補	助	
						101,156
	ロ	県	補	助		16,590
	ハ	受	者	負	担	金
		益	者	負	担	金
	ニ	受	贈	財	産	及
		受	財	産	評	価
	ホ	そ	の	他	資	本
		の	の	他	資	本
						剩
						余
						金
						額
						302
						4
						<u>124,727</u>
(2)	利	益	剩	余		
	イ	当	年	度	未	処
		年	度	未	処	分
		利	益	剩	余	金
		利	益	剩	余	金
		剩	余	金	合	
		資	本	合		
		負	債	資	本	合
						計
						0
						<u>0</u>
						124,727
						<u>2,915,667</u>
						<u>10,410,436</u>

(参考資料) 令和6年度郡山市農業集落排水事業会計補正予算明細書
資本的収入

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 農業集落排水事業資本的収入		203,811	△ 1,288	202,523		
1 企業債		49,600	△ 1,200	48,400		
	1 建設企業債	49,600	△ 1,200	48,400	建設企業債	△ 1,200
2 他会計出資金		154,211	△ 88	154,123		
	1 他会計出資金	154,211	△ 88	154,123	他会計出資金	△ 88
資本的収入合計		203,811	△ 1,288	202,523		

資本的支出

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 農業集落排水事業資本的支出		438,960	△ 1,288	437,672		
1 建設改良費		52,274	△ 1,288	50,986		
	1 農業集落排水事業建設費	52,274	△ 1,288	50,986	工事請負費	△ 1,288
資本的支出合計		438,960	△ 1,288	437,672		

(予 算 資 料)

1 令和6年度会計別補正予算

(単位 千円)

会 計 名		補正前の額	補 正 額	計
一般会計		157,011,384	△ 1,441,816	155,569,568
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	28,543,740	0	28,543,740
	後期高齢者医療特別会計	4,330,104	△ 3,264	4,326,840
	介護保険特別会計	28,645,341	△ 6,011	28,639,330
	公共用地先行取得事業特別会計	9,183	△ 7,998	1,185
	荒井北井土地地区画整理事業特別会計	328	0	328
	富田第二土地地区画整理事業特別会計	228,143	0	228,143
	伊賀河原土地地区画整理事業特別会計	891,835	0	891,835
	徳定土地地区画整理事業特別会計	454,067	0	454,067
	大町土地地区画整理事業特別会計	858,715	0	858,715
	駐車場事業特別会計	164,890	13,015	177,905
	郡山駅西口市街地再開発事業特別会計	22,795	2	22,797
	総合地方卸売市場特別会計	1,017,011	0	1,017,011
	工業団地開発事業特別会計	2,381,310	△ 53,007	2,328,303
	熱海温泉事業特別会計	543,503	0	543,503
	母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	18,021	0	18,021
	多田野財産区特別会計	7,654	0	7,654
河内財産区特別会計	21,297	0	21,297	

会 計 名		補正前の額	補 正 額	計
特 別 会 計	月形財産区特別会計	1,102	0	1,102
	舟津財産区特別会計	26,932	0	26,932
	館財産区特別会計	25,836	0	25,836
	浜路財産区特別会計	844	0	844
	横沢財産区特別会計	15,129	0	15,129
	中野財産区特別会計	3,293	0	3,293
	後田財産区特別会計	2,544	0	2,544
	水道事業会計	14,086,327	2,250	14,088,577
	簡易水道事業会計	338,854	0	338,854
	下水道事業会計	20,416,698	△ 812,985	19,603,713
	農業集落排水事業会計	1,148,944	△ 1,288	1,147,656
	計	104,204,440	△ 869,286	103,335,154
	合 計	261,215,824	△ 2,311,102	258,904,722

2 一般会計歳出補正予算節別一覧表

(単位 千円)

款名 節名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合計
1 報酬		△5,149													△5,149	2,549,630	2,544,481
2 給料															0	8,090,583	8,090,583
3 職員手当等		303,120													303,120	6,583,500	6,886,620
4 共済費		△656													△656	3,275,825	3,275,169
5 災害補償費															0	2,093	2,093
6 恩給及び退職年金															0	945	945
7 報償費		△2,760	△105	△147		△1,075	△22	△1,038		△3,658					△8,805	678,274	669,469
8 旅費		△599		△105		△344				△1,320					△2,368	228,747	226,379
9 交際費															0	2,838	2,838
10 需用費		△7,992	△69	△3,816		△338	△1,012	△18,675	△1,812	△3,157					△36,871	6,527,940	6,491,069
11 役務費		△7,353	△1,276	△115		△229	△813	△29		△303					△10,118	937,722	927,604
12 委託料		△140,853	△32,718	△45,666	△3,270	△27,429	△14,644	△215,523	△3,920	△65,442	△1,536				△551,001	20,572,456	20,021,455
13 使用料及び賃借料		△3,857					△274			△28,042					△32,173	2,384,413	2,352,240
14 工事請負費		△75,400	△15,432	△102,914		△840,804		△351,021	△3,747	△389,830	△78,055				△1,857,203	11,611,706	9,754,503
15 原材料費															0	90,460	90,460
16 公有財産購入費								△5,100							△5,100	181,379	176,279
17 備品購入費		△1,287		△825		△1,365		△17,144	△5,470	△3,640					△29,731	453,053	423,322
18 負担金補助及び交付金		4,236	△24,171	△30,433		△35,773	△1,100	△268,636	△242	△3,231					△359,350	30,963,819	30,604,469
19 扶助費		△93,160	△401,892	△1,808						△37,634					△534,494	29,141,343	28,606,849
20 貸付金			△5,000												△5,000	3,404,288	3,399,288
21 補償補填及び賠償金						△677		△2,452							△3,129	380,682	377,553
22 償還金利子及び割引料			662	6,040											6,702	9,188,889	9,195,591
23 投資及び出資金						△88		250,755							250,667	1,975,828	2,226,495
24 積立金		1,438,551	32,169	5,290		3,587		394		2,856					1,482,847	6,993,097	8,475,944
25 寄附金															0	0	0
26 公課費															0	9,594	9,594
27 繰出金			△4,880				△38,300	△8,308							△51,488	10,474,784	10,423,296
予備費														7,484	7,484	307,496	314,980
歳出合計		1,406,841	△452,712	△174,499	△3,270	△904,535	△56,165	△636,777	△15,191	△533,401	△79,591			7,484	△1,441,816	157,011,384	155,569,568

3 一般会計歳出補正予算性質別分類表

(単位 千円)

款名 性質名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合計
1 人件費		321,970				△1,019									320,951	20,564,923	20,885,874
うち職員給															0	8,090,583	8,090,583
2 扶助費		△93,160	△401,892	△1,808						△37,634					△534,494	37,976,238	37,441,744
3 公債費															0	7,782,291	7,782,291
4 物件費		△158,826	△40,189	△1,581	△306	△22,600	△16,743	△62,261	△4,475	△33,321					△340,302	25,607,391	25,267,089
5 維持補修費		△20				△1,405		△144,035		△1,004					△146,464	2,879,335	2,732,871
6 補助費等		△23,179	△23,614	△6,974		△12,490	△1,122	△251,943	△242	△6,730					△326,294	18,298,860	17,972,566
うち補助交付金		△20,432	△24,171	△12,865		△12,434	△1,100	△36,559		△2,980					△110,541	5,446,116	5,335,575
7 積立金		1,438,551	32,169	5,290		3,587		394		2,856					1,482,847	6,993,097	8,475,944
8 投資及び出資金						△88		250,755							250,667	1,975,828	2,226,495
9 貸付金			△5,000												△5,000	3,404,288	3,399,288
10 繰出金			△4,880				△38,300	△8,308							△51,488	10,474,784	10,423,296
11 普通建設事業費		△78,495	△9,306	△133,108	△2,964	△870,520		△421,379	△10,474	△457,568					△1,983,814	20,530,288	18,546,474
(1)補助事業費		△2	△9,306	△9,269		△23,504		△325,718		△300,791					△668,590	10,829,623	10,161,033
(2)単独事業費		△78,493		△123,839	△2,964	△847,016		△95,661	△10,474	△156,777					△1,315,224	9,700,665	8,385,441
12 災害復旧事業費				△36,318							△79,591				△115,909	216,565	100,656
13 失業対策事業費															0	0	0
14 予備費														7,484	7,484	307,496	314,980
歳出合計		1,406,841	△452,712	△174,499	△3,270	△904,535	△56,165	△636,777	△15,191	△533,401	△79,591			7,484	△1,441,816	157,011,384	155,569,568

4 令和6年度補助金等補正一覧表

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	補正前の額	補正額	計
2 総務費	1 総務管理費	6 政策開発費	UIJターン支援補助金	77,200	△19,600	57,600
			就職学生支援補助金	832	△832	0
3 民生費	4 児童福祉費	1 こども総務企画費	ベビーファースト活動支援補助金	2,000	△725	1,275
			結婚新生活スタートアップ支援補助金	52,000	△19,045	32,955
		3 こども家庭費	家賃等低廉化事業費補助金	24,540	△3,851	20,689
		4 保育費	保育施設等光熱費高騰対応支援臨時補助金	37,710	△550	37,160
4 衛生費	1 保健衛生費	4 保健所健康づくり費	若年がん患者在宅療養支援事業費補助金	2,106	△2,106	0
		9 環境政策費	次世代自動車導入補助金	16,000	△9,000	7,000
		11 浄化槽対策費	浄化槽設置整備事業補助金	36,652	△8,568	28,084
	浄化槽維持管理費補助金		44,125	△3,750	40,375	
	2 清掃費	1 5R推進費	電動式生ごみ処理機購入費補助金	10,000	△7,009	2,991
6 農林水産業費	1 農業費	2 農業政策費	中山間地域等直接支払交付金	119,322	△3,290	116,032
			農業次世代人材投資事業費補助金	6,750	△1,200	5,550
			アグリテック普及推進事業費補助金	3,000	△1,038	1,962

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費	1 農業費	2 農業政策費	遊休農地等再生対策支援事業費補助金	431	△394	37
			新規就農者育成総合対策事業費補助金	58,980	△27,564	31,416
			新規就農者等マーケティング支援事業費補助金	1,000	△570	430
			地域計画担い手確保支援事業補助金	1,620	△198	1,422
		3 農業振興費	環境保全型農業直接支援対策交付金事業費補助金	3,451	△820	2,631
			狩猟による地域環境保全対策推進事業費補助金	780	13	793
			狩猟技術向上等支援事業費補助金	370	△155	215
			産地生産力強化総合対策事業費補助金	2,175	△100	2,075
	2 林業費	1 林業振興費	森林整備事業費補助金	2,936	△457	2,479
	7 商工費	1 商工費	1 商工振興費	中心市街地空き店舗活用支援事業費補助金	1,100	△1,100
8 土木費	1 土木管理費	2 建築指導費	木造住宅耐震改修促進事業補助金	8,000	△2,466	5,534
			ブロック塀等安全対策事業費補助金	2,000	△1,827	173
			建築物耐震化促進事業補助金	8,454	△846	7,608
	4 都市計画費	5 公園費	緑あふれるまちづくり事業費補助金	2,263	△184	2,079
	5 住宅費	1 住宅費	老朽空家除却費補助金	1,000	△1,000	0

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	補正前の額	補正額	計
8 土木費	5 住宅費	1 住宅費	空家地域活用支援事業補助金	1,000	△1,000	0
10 教育費	2 小中学校費	1 学校教育推進費	奨学資金給与交付金	26,160	△2,980	23,180

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

郡山市税条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

令和7年3月31日、第217回国会において、地方税法等の一部を改正する法律が成立したことに伴い、郡山市税条例の一部を改正し、令和7年4月1日から施行する必要があるため。

令和7年3月31日

郡山市長 品 川 萬 里

(別紙)

郡山市税条例の一部を改正する条例

郡山市税条例(昭和40年郡山市条例第39号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(市民税の申告)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第11条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から20日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>(家屋に対する固定資産税の税率の特例)</p> <p>第50条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該家屋の平面図及び登録を証する書類の写しを添えて、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第11条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から20日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>(家屋に対する固定資産税の税率の特例)</p> <p>第50条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該家屋の平面図及び登録を証する書類の写しを添えて、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>

(種別割の税率)

第70条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

エ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

オ (略)

(2)・(3) (略)

(種別割の減免)

第76条 (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又

(種別割の税率)

第70条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ (略)

(2)・(3) (略)

(種別割の減免)

第76条 (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人

は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3)・(4) (略)

(5) 原動機の総排気量又は定格出力(第70条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力)

(6)～(8) (略)

3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第76条の2 (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必

番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3)・(4) (略)

(5) 原動機の総排気量又は定格出力

(6)～(8) (略)

3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、ただちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第76条の2 (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件

(6) (略)

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4・5 (略)

(特別土地保有税の減免)

第118条の3 (略)

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)・(3) (略)

3 (略)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第126条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動が

(1)～(4) (略)

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件

(6) (略)

3・4 (略)

(特別土地保有税の減免)

第118条の3 (略)

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)・(3) (略)

3 (略)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第126条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動が

あった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)・(3) (略)

（事業所税の賦課徴収に関する申告義務）

第128条の15 市内において事業所等を新設し、又は廃止した者（法第701条の34第1項に規定する法人及び同条第2項に規定する公益法人等又は人格のない社団等で収益事業を行わないもの並びに事業年度の中途において解散若しくは合併した法人又は年の中途において事業を廃止した個人で第128条の9第1項又は第2項の規定により事業所税の申告納付すべきものを除く。）は、その新設又は廃止の日から1月以内に、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。

(1) 住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下事業所税について同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(5) (略)

2・3 (略)

附 則

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 (略)

2～14 (略)

15 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

16 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

あった場合においては、ただちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)・(3) (略)

（事業所税の賦課徴収に関する申告義務）

第128条の15 市内において事業所等を新設し、又は廃止した者（法第701条の34第1項に規定する法人及び同条第2項に規定する公益法人等又は人格のない社団等で収益事業を行わないもの並びに事業年度の中途において解散若しくは合併した法人又は年の中途において事業を廃止した個人で第128条の9第1項又は第2項の規定により事業所税の申告納付すべきものを除く。）は、その新設又は廃止の日から1月以内に、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。

(1) 住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下事業所税について同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(5) (略)

2・3 (略)

附 則

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 (略)

2～14 (略)

15 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

16 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

17 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
18・19 (略)

(特定マンションに係る区分所有に係る家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の10 (略)

2 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)

第21条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第129条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の郡山市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第70条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動

17 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
18・19 (略)

(特定マンションに係る区分所有に係る家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の10 (略)

(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)

第21条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第129条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

郡山市固定資産税及び都市計画税の納期の特例に関する条例（別紙）

理 由

固定資産税算定プログラムの設定誤りにより、令和7年度固定資産税（土地）の算定が適切に行われなかったことから、令和7年5月15日に予定していた固定資産税及び都市計画税の納税通知書の発送を延期したことに伴い、当該市税の第1期の納期を変更する必要があるため。

令和7年5月15日

郡山市長 椎 根 健 雄

(別紙)

郡山市固定資産税及び都市計画税の納期の特例に関する条例

郡山市固定資産税及び都市計画税の納期の特例に関する条例を次のように制定する。

令和7年度分に限り、郡山市税条例（昭和40年郡山市条例第39号）第56条第1項及び第132条第1項の規定にかかわらず、固定資産税及び都市計画税の第1期の納期は、6月17日から同月30日までとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月13日提出

郡山市長 椎根健雄

記

- 1 専決第10号 工事請負契約の変更について（別紙）
- 2 専決第11号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 3 専決第12号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する工事請負契約の内容について、次のとおり専決処分する。

工事請負契約の変更について（別紙）

令和7年5月15日

郡山市長 椎根健雄

(別紙)

工事請負契約の変更について

令和6年6月28日議会の議決を得た旧郡山市立中野小学校解体工事の請負契約について、内容を次のとおり変更するものとする。

記

4 契約金額中「152,581,000円」を「159,841,000円」に改める。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和7年5月19日

郡山市長 椎根健雄

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和7年2月4日午後6時55分頃、郡山市富久山町久保田字前田6番地先の市道上において、[REDACTED]使用の小型乗用車が走行中、くぼみに車輪を落とし、損傷したことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、[REDACTED]に対し、金10,850円を支払う。
- (2) [REDACTED]は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金10,850円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和7年5月28日

郡山市長 椎根 健雄

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和7年4月11日午後5時35分頃、郡山市小原田四丁目75番地先の市道上において、本市消防ポンプ自動車~~が~~左折する際、誤っての小型乗用車へ接触し、損害を与えたことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、に対し、金533,127円を支払う。
- (2) は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金533,127円

令和6年度郡山市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	6年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残 額	翌年度 繰越額	繰越金	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 繰越額	計					特 定 財 源			
											国・県 支出金	市 債	その他	
2	総務費	1 総務管理費	旧赤津小学校解体事業	302,691,000	181,620,000	181,620,000	134,730,000	46,890,000	46,890,000	3,890,000		43,000,000		
6	農林水産業費	1 農業費	ため池防災・減災事業(その3)	469,906,700	430,752,700	430,752,700	214,075,800	216,676,900	216,676,900	276,900		216,400,000		
7	商工費	1 商工費	郡山ユラックス熱海長寿命化事業	1,785,594,000	1,001,584,000	1,001,584,000	350,380,000	651,204,000	651,204,000	65,204,000		586,000,000		
8	土木費	4 都市計画費	東部幹線二線橋整備事業	1,467,183,000	132,089,000	184,521,700	297,345,890	19,264,810	19,264,810	19,264,810				
10	教育費	3 社会教育費	開成館改修事業	820,500,000	68,468,000	68,468,000	58,940,300	9,527,700	9,527,700	4,227,700		5,300,000		
11	災害復旧費	3 文教施設災害復旧費	開成館災害復旧工事	147,500,000	21,697,000	21,697,000	10,709,700	10,987,300	10,987,300	87,300		10,900,000		
合 計				4,993,374,700	1,836,210,700	184,521,700	2,020,732,400	1,066,181,690	954,550,710	954,550,710	92,950,710		861,600,000	

令和7年6月13日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

令和6年度郡山市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	市債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	旧中野小学校解体事業	208,748,000	208,747,200	18,947,200		189,800,000		
		公会堂改修事業	7,150,000	3,575,000					3,575,000
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応生活困窮世帯緊急支援事業	1,515,798,000	478,419,000		478,419,000			
	3 老人福祉費	老人福祉施設等整備費補助金	163,300,000	163,300,000			163,300,000		
	4 児童福祉費	母子生活支援施設解体工事	108,984,000	108,984,000	10,984,000		98,000,000		
4 衛生費	1 保健衛生費	母子保健情報管理システム改修事業	1,540,000	1,540,000		1,540,000			
6 農林水産業費	1 農業費	農業用施設整備事業	30,100,000	30,100,000		30,000,000			100,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業	17,760,000	17,760,000		6,480,000	5,800,000		5,480,000
		通学路安全対策事業	49,060,000	49,060,000		26,983,000	22,000,000		77,000
		道路ストック整備事業	86,012,000	86,012,000		43,006,000	38,000,000		5,006,000
		橋りょう長寿命化事業	296,069,000	275,401,007		151,469,000	119,600,000		4,332,007
	3 河川費	準用河川改修事業	797,111,000	736,341,594		233,331,000	501,500,000		1,510,594
	4 都市計画費	街路整備事業	117,826,000	97,658,970		38,147,087	34,300,000		25,211,883
9 消防費	1 消防費	災害時用備蓄品整備事業	38,247,000	36,435,000		18,217,000			18,218,000
10 教育費	2 小中学校費	中学校給食センター整備事業	15,617,000	13,007,000					13,007,000

令和6年度郡山市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	市債	その他	
		小学校施設環境整備事業	28,552,000	28,116,000		12,403,000	3,700,000		12,013,000
		中学校施設環境整備事業	120,722,000	118,245,000		30,515,000	69,500,000		18,230,000
	3 社会教育費	市史編さん事業	9,108,000	9,108,000					9,108,000
合計			3,611,704,000	2,461,809,771	29,931,200	1,070,510,087	1,245,500,000		115,868,484

令和7年6月13日提出

郡山市長 椎根 健雄

令和6年度郡山市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出 行為 額	翌年 繰越 額	左の財源内訳				説明	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
									国・県支出金	市債	その他		
8 土木費	2 道路橋りょう費	防雪柵設置撤去業務委託	円 32,098,000	円	円 32,098,000	円	円 32,098,000	円	円	円	円 32,098,000	大雪のため	
	3 河川費	準用河川改修事業	924,190,763	357,490,000	566,700,763		566,700,763	183,207,400	383,300,000		193,363	事業遅延のため	
合計			956,288,763	357,490,000	598,798,763		598,798,763	183,207,400	383,300,000		32,291,363		

令和7年6月13日提出

郡山市長 椎根健雄

令和6年度郡山市県中都市計画伊賀河原土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	市債	その他	
1	土地区画整理事業費	土地区画整理事業費	356,964,000 円	350,115,284 円	63,995,284 円	96,320,000 円	189,800,000 円	円	円
合計			356,964,000	350,115,284	63,995,284	96,320,000	189,800,000		

令和7年6月13日提出

郡山市長 椎根 健雄

令和6年度郡山市県中都市計画徳定土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	市債	その他	
1	土地区画整理事業費	土地区画整理事業費	247,869,000	206,701,700	96,500,700	58,001,000	52,200,000		
合計			247,869,000	206,701,700	96,500,700	58,001,000	52,200,000		

令和7年6月13日提出

郡山市長 椎根 健雄

令和6年度郡山市県中都市計画大町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	市債	その他	
1	土地区画整理事業費	土地区画整理事業費	483,931,000 円	385,299,646 円	51,399,646 円	167,100,000 円	166,800,000 円	円	円
合計			483,931,000	385,299,646	51,399,646	167,100,000	166,800,000		

令和7年6月13日提出

郡山市長 椎根 健雄

令和6年度郡山市工業団地開発事業特別会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	6年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残 額	翌年度 繰越額	繰越金	左の財源内訳		
				予算計上額	前年度 繰越額	計					特 定 財 源		
											国・県 支出金	市 債	その他
1 工業団地開 発事業費	2 工業団地造 成事業費	西部第一工業団地造 成事業（第2期工区 ）	7,420,410,000	1,965,392,000	2,419,609,000	4,385,001,000	3,004,970,200	1,380,030,800	1,380,030,800	517,130,800		862,900,000	
合 計			7,420,410,000	1,965,392,000	2,419,609,000	4,385,001,000	3,004,970,200	1,380,030,800	1,380,030,800	517,130,800		862,900,000	

令和7年6月13日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

令和6年度郡山市工業団地開発事業特別会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出 行為 額	翌 年 度 繰 越 額	左の財源内訳				説 明	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
									国・県支出金	市債	その他		
1 工業団地開 発事業費	2 工業団地造成 事業費	西部第一工業団地造 成事業	円 180,305,400	円 57,520,000	円 122,785,400	円	円 122,785,400	円 122,785,400	円	円	円	円	工事遅延のため
合 計			180,305,400	57,520,000	122,785,400		122,785,400	122,785,400					

令和7年6月13日提出

郡山市長 椎根健雄

令和6年度郡山市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	6年度継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳		翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				企業債	建設改良積立金等	
1 資本的支出	1 建設改良費	堀口浄水場浄水池更新工事	円 1,500,000,000	円 300,000,000	円 100,000,000	円 400,000,000	円 375,480,000	円 24,520,000	円 24,520,000	円 24,520,000	円	
		熱海配水場配水池更新工事	740,000,000	250,000,000	50,000,000	300,000,000		300,000,000	300,000,000		300,000,000	
		堀口・熱海浄水場監視制御設備更新工事	1,200,000,000	400,000,000		400,000,000		400,000,000	400,000,000		400,000,000	
		河内配水場流量調整弁更新等工事	900,000,000	300,000,000		300,000,000		300,000,000	300,000,000		300,000,000	
合 計			4,340,000,000	1,250,000,000	150,000,000	1,400,000,000	375,480,000	1,024,520,000	1,024,520,000		1,024,520,000	

令和7年6月13日提出

郡山市長 椎 根 健 雄

令和6年度郡山市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						工事負担金及び寄附金	企業債	建設改良積立金等			
1 資本的支出	1 建設改良費	配水管布設工事	円 110,217,800	円	円 110,217,800	円	円	円 110,217,800	円	円	関係機関との調整に期間を要したため
		配水管更新工事	880,415,800		880,415,800			880,415,800			関係機関との調整に期間を要したため
		配水管移設工事	127,519,700		127,519,700	40,181,040		87,338,660			他関連事業の遅延等のため
		配水幹線更新工事	418,191,400		418,191,400			418,191,400			関係機関との調整に期間を要したため
		浄水場薬品沈殿池更新工事	92,400,000		92,400,000			92,400,000			事業遅延のため
合計			1,628,744,700		1,628,744,700	40,181,040		1,588,563,660			

令和7年6月13日提出

郡山市長 椎根 健雄

令和6年度郡山市下水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	6年度継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳		
				予算計上額	前年度繰越額	計				国・県支出金	企業債	出資金等
1 下水道事業 資本的支出	1 建設改良費	石塚樋門・ポンプゲート整備事業	円 1,859,680,000	円 388,480,000	円 917,100,000	円 1,305,580,000	円 317,100,000	円 988,480,000	円 988,480,000	円 494,240,000	円 444,700,000	円 49,540,000
		小原田導水管整備事業	780,000,000	420,000,000	220,000,000	640,000,000		640,000,000	640,000,000	320,000,000	288,000,000	32,000,000
		図景貯留管関連管渠整備事業	411,200,000	229,200,000	108,000,000	337,200,000	140,513,300	196,686,700	196,686,700	98,343,350	88,500,000	9,843,350
		公共下水道整備事業 (富田東地区・御前南地区)	3,140,700,000	95,700,000		95,700,000		95,700,000	95,700,000	47,850,000	43,000,000	4,850,000
		五輪下外排水樋門遠隔操作化改修工事	240,000,000	12,000,000		12,000,000		12,000,000	12,000,000	6,000,000	5,400,000	600,000
合 計			6,431,580,000	1,145,380,000	1,245,100,000	2,390,480,000	457,613,300	1,932,866,700	1,932,866,700	966,433,350	869,600,000	96,833,350

令和7年6月13日提出

郡山市長 椎根健雄

令和6年度郡山市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	説明
						国・県支出金	企業債	出資金等		
1 下水道事業 資本的支出	1 建設改良費	管渠事業 (公共下水道事業)	円 1,641,417,947	円	円 1,641,417,947	円 696,467,776	円 784,800,000	円 160,150,171	円	事業遅延等のため
		管渠事業 (特定環境保全公共下水道事業)	26,000,000		26,000,000	20,000,000		6,000,000		国の予算措置に伴う事業前倒しのため
		ポンプ場事業	108,589,100		108,589,100	47,904,000	43,000,000	17,685,100		事業遅延等のため
合計			1,776,007,047		1,776,007,047	764,371,776	827,800,000	183,835,271		

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	説明
						国・県支出金	企業債	出資金等		
1 下水道事業 費用	1 営業費用	湖南浄化センター凝集剤注入ポンプ等修繕事業	円 5,478,000	円	円 5,478,000	円	円	円 5,478,000	円	事業遅延のため
		下水道管理センターコンポスト棟解体工事	166,650,000		166,650,000		166,600,000	50,000		事業遅延のため
1 下水道事業 資本的支出	1 建設改良費	管渠事業	38,569,300		38,569,300		32,200,000	6,369,300		事業遅延のため
合計			210,697,300		210,697,300		198,800,000	11,897,300		

令和7年6月13日提出

郡山市長 椎根 健雄